

231

和田 清講述

外國為替論講義案

中央大學教務課



始



外國爲替論講義案

和田 清 講

第一章 外國爲替の基本概念

第一節 國際貸借又は國際收支の成立

凡そ人がその生活を営む爲めには無數凡百の物資を必要とする、勿論その原始時代に於ては其の周圍に存在する少數種類の物資を以て優に其の欲望を充足し得たのであつたが漸次人智開け經濟の發展するに伴れて其の需要せられる物資は其種類に於ても其數量に於ても愈々多きを加へ廣範圍に及び一國國民經濟内の有無疏通のみを以てしては到底足りりとせざるに至る、他方資本主義經濟の發展普及に伴れ世界各地のあらゆる遺利の開發が行はれて來た、而して世界の各國は夫れ夫れ地理、氣候、風土等を異にするのみならず其の居住民性が等しく無い爲めに其の天産物製造品等の特有物資を有し國



際的流通を見るに至る、そして各國何れも孤立すること能はず自然複雑な國際依存の關係が成立つ。斯くて國際間に於ける人、及び財貨の移動に伴ひ資金の流通も盛んに行はれることとなる、多數經濟單位が集合して一國民經濟を組織すると同様に多數國民經濟を夫れ夫れ構成單位としての世界經濟が成立して居る、固より其の成立、構成、緊密の程度に於て國民經濟のそれと同一であり得ないことは云ふ迄も無い。

一般に國際間に於ける人、財貨及び資本の移動は其反面に於て必然的なる對價の移動を惹起すものである、而して之を世界經濟構成單位たる一國民經濟の立場から見ると其の國際的なる經濟交易を綜合して所謂國際貸借(International indebtedness)又は國際收支(International payments)と云ふ概念が生ずる、即ち一國民經濟單位が他國民經濟單位との間に行ふ資金流通を其の國際貸借に總括し得べきである、又斯の如き國際貸借の存在は早晚現實なる資金流出又は流入を促がすこととなり其の決済を見る次第で之を國民經濟を中心として見るときに所謂國際收支となるのである。

斯かる國際貸借又は收支の原因は貿易と貿易外の原因とに分ち得る、殆どあらゆる國にとり貿易が國際貸借の一大主因である、貿易外の原因としては之を勞務の移動、人の移動、一方的給付行爲に基づくものに大別することが出来る、尙ほ此の外資本の移動も益其の重要性を加へて來た。

第二節 國際支拂手段

前述の如く國際分業が行はれ國際依存關係の必然的なる結果として國際貸借關係が発生する、而して之は早晚何等かの手段を以て決済されなければならぬ、若し國際貨幣制度が樹立容認されて居るならば何等問題は無いが實際上其の爲めに再三開催された國際會議も悉く失敗に終り成果を見得なかつた今日に於ては結局他の手段に依らねばならない、尤も數箇國が共同して同一貨幣を採用したり又數箇國が偶然一致した貨幣單位を採用した如き例はあり得るも各自國內に於ける其貨幣の購買力は同一でない、その上その範圍も僅々數箇國に過ぎないのである。

果して然らば國際支拂手段としての職能を果し得るものを検討して見たい。

一、貨幣——一國が一定法規に準據發行した政府貨幣及び銀行券を指す、近來金本位國でも金貨の鑄造流通は殆ど行はれないから主として銀行券若くは政府發行の紙幣を意味する、斯かる紙幣は一般に其の國內に於ては何等支障無く流通して其貨幣職能を果すものであるが國際的には國內に於けるが如き一般的流通力が無きを常とする。尤も貨幣制度頗る安定し確實な購買力あるものとして強大な信認を與へられて居る國の紙幣が恰も國際通貨たるが如く流通することもある、例へば英貨「磅」紙幣や米貨「弗」紙幣に此例を認めることが出來た、特に不換紙幣國では信用ある外國紙幣が行はれ對外交

拂手段として用ゐられる事もあるが要するに此手段による國際決済は極めて一小部分に過ぎないのである。

二、地金銀——貨幣經濟時代に入り金屬を以て貨幣の基礎となし或は之を素材として貨幣を鑄造し或は之を基礎として紙幣發行を行ふに當り金若くは銀が之に選ばれたことは其歴史頗る古い、然るに十九世紀以來金銀複本位制が消滅し銀本位制も漸次廢棄せられるに至り金が獨り其王座を保つこととなつた。爾來金本位が全般的普及を見たから其當然の結果として之等世界各國間に於て金が對外決済手段としての用を果すに至つた。

世界的不況の後を受け各國相踵いで金本位を停止するに至つたが尙ほ依然金を以て貨幣の準備となし此基礎に於て紙幣を發行し、又金の兌換及輸出を禁止はして居ても尙ほ金準備の増加を念願し喜んで金を收受するから國際決済手段としての金の地位は少しも變らない、否金の國際的なる獲得増産運動は寧ろ熾烈さを加へさへしたのである。

されば金に對する國際決済手段としての世界的認識は依然たるものあり金は尙ほ素材價値に基づく世界通貨たるの地位を占めるものである、然し乍ら金地金の國際輸送は其の蒐集、包裝、磨損、保險、運送手續等煩雜なるのみならず又水、火、盜難の危険も多いから萬止むを得ざる窮極の場合に限りて行はれる。従つて之による決済手段はより簡單な他の手段により得ない場合にのみ之によるもので巨額

頻繁に行はれるものである、然し何れの國でも一定限度の國內準備保有を爲し之を對外決済に充てる事は無いのみならず年々の國際受拂額は之に數倍するを常とする状態であるから金現送による決済額は其の極めて一小部分に過ぎない、勿論金現送が各國の財界及金融上には強大な影響を及ぼすことは云ふ迄も無いのである。

三、外國爲替——斯く貿易及貿易外諸種の原因から發生した國際收支の決済手段としての貨幣及金地金の用途は上述の如く一小部分に過ぎない、従つて其の大部分は他の信用手段に據らねばならない、之が即ち外國爲替である。

第二章 外國爲替の意義

第一節 外國爲替の定義

凡そ複雑なる經濟現象中の一名辭でも之を簡單に定義して正確明瞭に其本質を闡明せしめる事は困難の業である、寧ろ其事實及作用を知り初めて其意義を解する如き場合が少く無い、従つて講述の始に定義を掲げ之を演繹布衍するを常とする自然科学の如き方法を採る事は不可能にして且つ徒勞に歸する事が多いのである、然し乍ら如何なる事象の研究に當りても先づ以て其内容に對する概念を定むる事が必要なのは云ふ迄も無い、外國爲替にありても同様に種々様々に定義せられ未だ學理的定説とす可きものを見るに至らない、其の泰斗たる G. J. Goschen 及び Ira B. Cross 等は何れも其著書に定義を與へて居らない、今各學者の定義の主たるものを考察し之を綜合分類して見よう。

- 一 外國爲替とは國際間若くは各國民間の貸借を決済完了する方法である。夫れ夫れ表現法は異なるが G. Clare; Tate; A. C. Whitaker 等は此種に屬する。
- 二 外國爲替とは一地方より他地方へ送金する一方法である。
Thomas York の採つて居る定義である。
- 三 所在國を異にする者が現金の輸送をなさず、信用を利用して貸借の決済をなす方法なり——水野

重也氏、中井長三郎氏、谷口吉彦氏。

- 四 正金を全く使用せずして或は假令之を使用するも最少限度に止めて以て國際間の貸借を決済する方法なり——小林綠氏。

以上夫れ夫れ縦横より外國爲替なるものを説明し盡して居る様ではあるが何れも極めて狹義の解釋に陥り技術の方面のみに偏して居り、結局「外國爲替とは……一方法である」と云ふに歸着し外國爲替の概念構成に不充分の憾あるを免れない、外國爲替上の一つ一つの實際現象の認識に當り一般的な法則を抽出して、之によりて個々の特殊事實を包括し得べき筈だと考ふる。

Harley withers は

- 五 外國爲替とは外國貨幣の賣買に外ならず、換言すれば國際兩替の科學及技術である。

と云つて居る、如何にも外國爲替は兩替の延長に外ならぬが全然同一では無い、兩替は貨幣の交換であつて主として時間的要素を缺いて居る、此點で餘り完全とは云へない、然し乍ら前掲各定義が外國爲替を頗る狹義に解釋して單に「方法である」として居るに比して著しき長所がある、之に對して W. F. Spalding は

- 六 外國爲替とは外國に於ける債權の賣買である。

と述べて居る、如何にも外國爲替は外國に於ける正貨の授受を必須の條件とするものでは無い、預金、

兌換券其他あらゆる貨幣要求權が其目的となるものであるから此點に於て Withers に更に一步を進めたものと云ふ事が出来る、然し乍ら外國爲替は一名辭である、從て靜的説明を下し得べき筈であると思はれる。然るに「賣買」は動的性である、されば Spalding によりても之を省略すれば結局「外國爲替は……賣買である」と云ふ事になる、如何にも外國爲替の作用を受け又は作用を起さんとするに此定義も其の本質と手段とを混同せる嫌ありと思はれる。果して然らば如何なる定義を下す可きか。今卑見によれば

外國爲替とは國際貸借の創設若くは決済の爲めに一定の信用方法によりて爲す處の貨幣價値の國際的移轉である。

- と定義したならば此缺點を除去し得べきではないかと考へる。今其の要點を挙げれば
- (1) 外國爲替は必しも既存の國際貸借決済の爲めにのみ振出され又は振宛てられるものではなく Finance Bills の如き信用手形が國際的にも頻繁に振出され振宛てらるゝから此場合には國際貸借を創設するものである。
 - (2) 其方法を爲替手形のみに限る者もあるが電信による爲替が盛に行はるゝ現今に於ては斯の如きは餘りに狹義に過ぎる、別段爲替手形に據るものゝみに限る必要を認めないからである。

- (3) 國際的移轉の目的物は貨幣のみに限る必要は無い、有形か無形かを問はず貨幣價値でさへあれば足りるのである。

勿論、同じく外國爲替と云つても他の種々の意味に用ゐられて居る場合が稀では無い、例へば外國爲替相場の意味、外國爲替手形其物の意味、外國爲替業務、國際貸借の意義を現はす場合も尠く無い、其如何なる意義に用ゐられて居るかは夫れ夫れの場合により其前後の關係により判斷すべきである。

第二節 外國爲替の機構

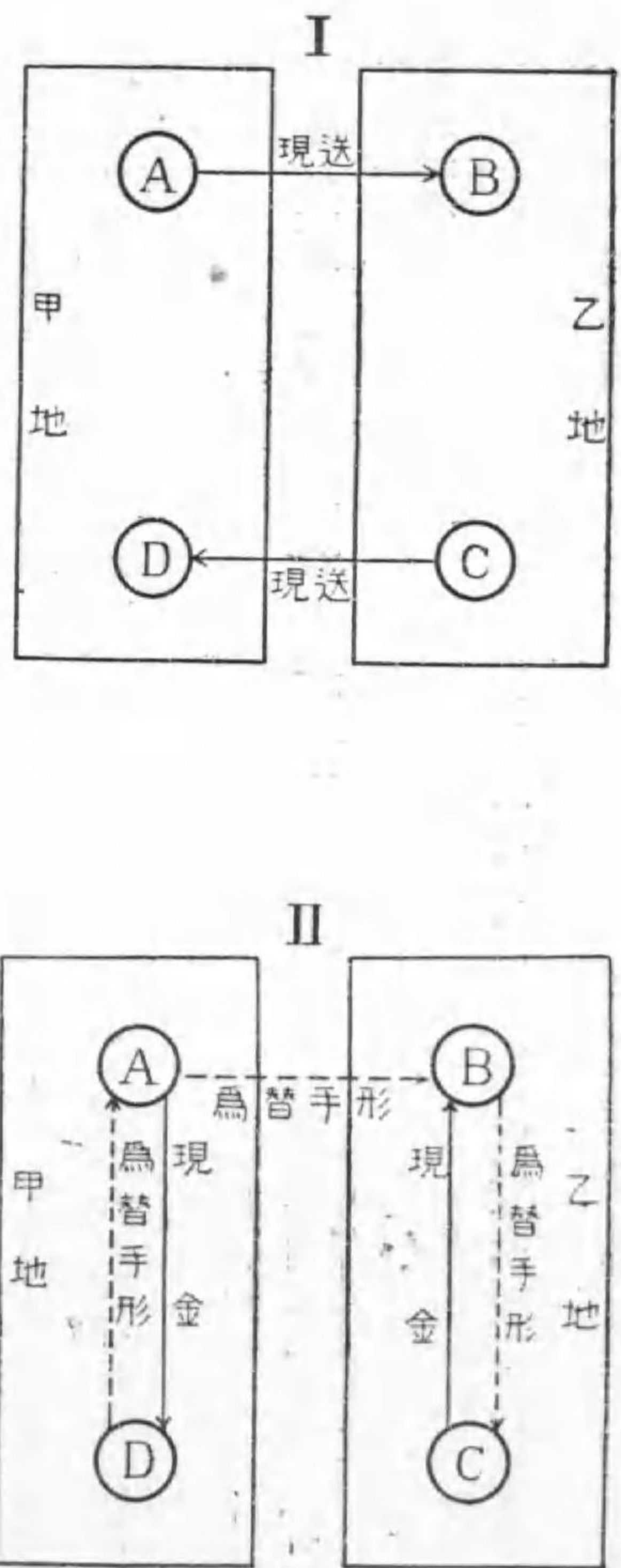
一、外國爲替機構の概要

外國爲替なるものは内國爲替に相對立するものである、即ち爲替當事者が同一國內に存在しない場合に外國爲替或は國際爲替と云ふ。

爲替の概要を説明せんには先づ相對爲替に據るを最も便利とする。

例へば甲地の「A」が乙地の「B」に金壹萬圓支拂の義務がある、然るに甲地の「D」は乙地の「C」より壹萬圓受取るべき債権がありとすれば當然甲地の「A」は乙地の「B」に金壹萬圓を送附すべく又乙地の「C」は甲地の「D」に金壹萬圓を現送支拂ふべきものである、此場合甲地と乙地間に於て

相異なる方向に於て壹萬圓づつ合計貳萬圓の現金輸送を行はねばならず、其の現送の勞費及び輸送途中の危険も決して尠少では無いのである。(第一圖)
然るに今此二種の債權債務の支拂時期が同一と假定すれば即ち



(イ) 「A」は「D」振出「C」宛の爲替手形を得て之を「B」に送附する。
(ロ) 「B」は此手形を「C」に呈示して「C」より其額面を受取る事が出来る。(第二圖)

此場合甲地の債務者「A」は其債務を乙地の「C」に「かはす」ものであり甲地の債權者「D」も其債權を乙地の「B」に「かはす」ものであり之が爲替の原理であり、又邦語の由て生じた所以と考へられる。

或は「C」が「B」振出「A」宛の爲替手形を買入れて之を「D」に送附しても同様の結果となる、斯してA B間並びにC D間の二様の債權債務は甲乙兩地間に更に現金を輸送する事無くして各同地所在のA Dと並びにB C間に於て現金の受拂を爲して決済せらるゝに至る、此過程が即ち相對爲替と稱へられるものである。

二、外國爲替機構の成立

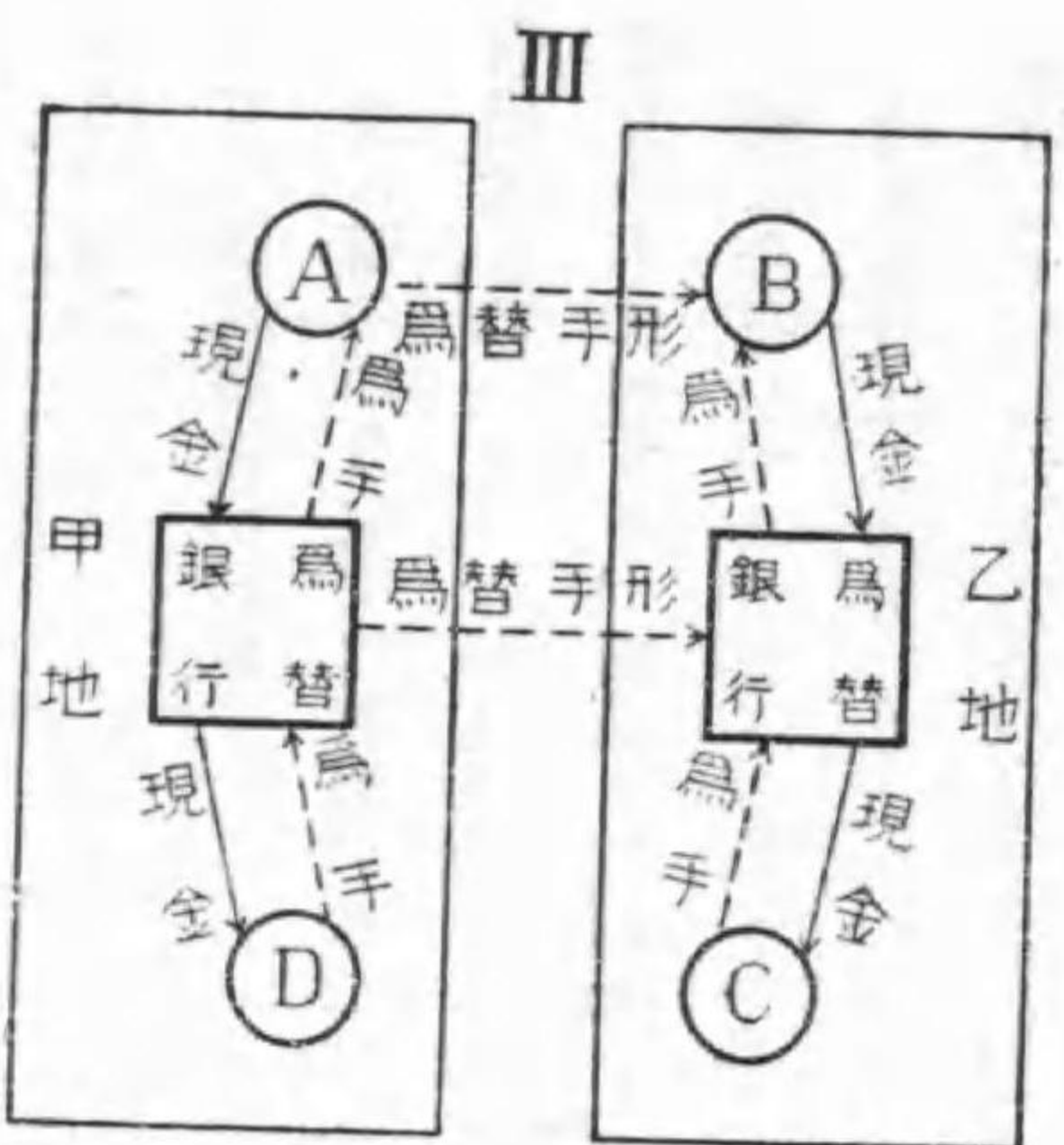
然し斯の如き取引は實際に於ては容易に存在しない、即ち甲地に於ける手形の供給者「C」と手形需要者たる「A」とが其金額及び其支拂期日に於て全然相合致する債權債務を有する如き場合は寧ろ稀有の事に屬する、而かも斯の如き適當の相手方を探ね求むる事も容易の業では無い、従つて此兩者の間に介在して其需要と供給とを仲介する専門業者を要するに至る、是れ即ち爲替銀行である。

爲替銀行は各地方に其支店、出張所若くは取引店を有して居り常に相互に或は債權を有し或は債務を有して居るから隨時爲替手形の需要若くは供給に應じ得るものである、即ち前例に於て「A」が「C」振出の爲替手形を自ら求むる事頗る困難事であるから「A」は此際寧ろ乙地に支店なり出張所なり、或は代理店なりを有する爲替銀行につきて所要の爲替手形を買入るゝ方が遙かに便利捷徑であり「C」に

於ても亦同様に直接「A」の如き需要者即ち買手を求めんよりは寧ろ爲替銀行に其手形を賣却する容

易簡便なる方法を探るに如かないのである。(第三圖)

斯の如く爲替銀行は他地方の貨幣を代表した手形の需要供給上の仲介を業と爲すものであるが此仲介たるや彼の爲替仲立人等の如き單純なる仲介では無い、爲替銀行に於ては全然自己の計算と危険とを以て其賣買を行ふ事が其特色である、即ち手形の供給者たる賣手より買入れた手形は之を支拂地に於ける支店、出張所若くは取引店に送付し其満期日に至り、之等が取立てた手取金を爲替資金として預け置き、將來手形の需要者即ち買手ありたる際に賣却する手形の満期日に支拂地に於て支拂はれる代金は結局此爲替資金中より支拂はれる



ものである。されば銀行の立場より見る時は爲替取引は他地方に於ける爲替資金の賣買に外ならないのである。

第三節 外國爲替の特性

外國爲替とは國際間に於ける爲替を指すのである、外國爲替も其本質に於ては内國爲替と何ぞ異なるところは無い、前述内國爲替に於ては其の爲替當事者は何れも皆國內居住者であつたが外國爲替に於ては其振出人とか宛名人とか又は受取人とか々海外に居る場合である、即ち國際的隔地者間の爲替を意味し原理に於ては内國爲替と寸毫も異るところが無い、只此點に基づき種々の特性を有するものである。

外國爲替に就て動やもすると誤解を招き易い點は國際間に行はれる爲替と云ふも決して主體としての一國が他國との間に爲替を行ふものでは無い事である、一國政府が主體として他國との間に收支關係を生ずる場合もあり勿論之をも包含するが其の大部分は専ら國內の個別經濟主體であり個人である、只一般には現在の複雑微妙な爲替機構の下に於ては一國內の個人の對外貸借收支關係が綜合せられるに過ぎない、要するに外國爲替に於ては貸借雙方に立つ兩主體が夫れ夫れ別個の國民經濟に屬する點が異り之によりて次の如き種々の特性を備ふるものである。

一、外國爲替とは國を異にする者の間に行はれる爲替である——茲に云ふ國を異にすると云ふことは必然的に地理的特質を伴ふものである、然し此地理的遠隔と云ふ事は必しも其本質的特性では無い、即ち外國爲替の本質的特性を爲すものは經濟的特質就中貨幣制度の相違點である、されば政治的には一國家を形成して居ても異なる貨幣制度さへ行はれて居るならば其間の爲替は實質上外國爲替となり別

個夫れ夫れ獨立の國家間に於ても例へば戰前ラテン同盟諸國に見た如く其間に貨幣同盟が成立して居るならば其の間の爲替は外國爲替の實質を失ふこととなるのである、されば所謂外國爲替の外國とは政治上からの區別を指すものでは無く専ら貨幣制度上の異同を標準と爲すものに過ぎないのである。

二、爲替相場によること——外國爲替は幣制異なる國際間の爲替であるから一定の一國貨幣額に對して之に對應する他國の貨幣額を以て示すところの換算比率即ち爲替相場を成立させる、之が常に重大な問題の焦點となる、之に反して内國爲替の場合は同種貨幣間の爲替に過ぎないから或は遙かに單純な打歩割引の計算で示され所謂爲替料金の問題に歸着し、さして大なる變動を生ずることは寧ろ稀なるを常とする。而して同一國家内に於ても同一幣制を採る處では爲替上では内國爲替と選ぶ所が無い。

三、爲替相場の計算が煩雜なること——外國爲替に在りては内國爲替と異り兩地間の距離遠隔せるを常とし従つて時間的間隔も多く多少とも金利その他危険、手数料等の要素を含むから計算が著しく煩雜である。

四、爲替相場の動搖性大なること——根本的には一國の貨幣制度の變移に伴ふ國際的信認の程度、且つ之に隨伴する投機的需給程度が其の外國貨幣に對する現實なる需要供給に附隨して需要供給を左右するから爲替相場は常に動搖性が大である、尤も其本位制が一定せる間は自ら其動搖にも限られた限界がありさ迄著しい變動を示さないのであるが一國又は數箇國或は各國悉く金本位制度を停止し金の

輸出禁止を斷行する場合には頗る廣範圍に互つて爲替相場を動搖せしめ、之が國民生活上にも國民經濟上にも絶大な影響を齎すこととなる、之が外國爲替をして内國爲替の如く技術上にも限ること無く國民經濟又は國民生活上の問題として論究せしめる所以である、尙ほ内國爲替に於ては二地間問題たるに止まるも外國爲替に於ては危険分散の自由餘地が多いから當事二箇國間の問題たるのみに止まらず第三國の影響を常に免れ得ない、一國の爲替相場が裁定によつて訂正されることは之を示すものに外ならない。之は更に爲替相場の動搖性を大ならしめるものである、されば外國爲替にありては内國爲替に比較して遙かに複雑である。

現代に於ては一國に於けるあらゆる事象が世界の爲替市場に複雑微妙な影響を齎らすのである、例へば或る國に於ける内亂の勃發は同國へ物資を賣る國、同國より物資を買入る國又同國と密接な關係ある國と取引ある國にも直接なり間接なりに多少の影響を與へるのであつて結局世界の爲替市場に波動を及ぼすものである。

第三章 外國爲替の沿革

外國爲替が國際間の通商交通の發生に伴つて其の發達普及を見るに至つた事は云ふ迄も無い。外國爲替は Foreign Exchange の譯語である、爲替の事を稱して Exchange と云ふ、而して此 Exchange は兩替又は取引所の意義にも解せられる之が即ち爲替の沿革を示すものである。

凡そ人あり社會をなし交通始まれば種々の階梯を経て有無疏通の爲めの物々交換が起つた、之が更に進化すれば一般流通性ある貨物が交換の要具たるに至り之が貨幣となる、爰に於てか從來の交換が所謂賣買に轉化するのである、然し乍ら一般には其貨幣が異り一國の貨幣を他國の貨幣と交換する兩替商の發生を促がすに至るのである。抑兩替商なるものは古代より在つた。往時滿二十歳に達した「イスラエル」人は毎年 Sacred Treasury (半シクヘル (half-Shekel)) を支拂ふ義務を負はされた、而して其支拂は必ずや「ヘブリュウ」の半「シクヘル」で無ければならぬ事となつて居り、當時一般に流通して居た「ベルシヤ」「ギリシヤ」「ローマ」等の貨幣で支拂ふ事は禁ぜられて居たから結局之等の外國貨幣との何等かの兩替方法が必要であり斯くして現代の外國爲替取扱人の濫觴たる兩替商が存在するに至つたのである。斯の如く外國爲替は兩替に其端を發したものだ云ふ事が出来る。

又取引所の沿革を顧るに抑も代替性あり多量に存在する物のみが其對象となり目的となる。然るに

中世時代に於ては一般に信用制度の發達が未だ完全ならず又商品も代替性を缺いて居たから大量的、定期的なる取引の目的とはなり得ず唯個別的に少量取引の對象としてのみ取扱はれた、此時代の取引所は貨幣或は爲替手形を其目的として居た、既に十二三世紀の頃彼の伊太利の諸都市に正規の取引所類似の手形市場が存在したと云はれ、西班牙及南佛蘭西の諸都市にも此時代既に盛に手形取引が行はれ十五世紀には倫敦及里昂に於ても、取引所類似の手形取引所が起つたと稱せられて居る、要するに歐洲諸國の取引所は支拂要具に關する取引所に其端を發し、爲替取引は先づ取引所に於て行はれた事を知る。本邦に於ては古來國民の常食料品にして比較的多量に生産せられ比較的に代替性にも富んで居る米の取引が行はれた、蓋しこれ大名武士農民等の金融の必要上起つた事と考へられる。寛文中大阪堂島に於けるものが夫れであつた、當時北濱に於ては金銀相場も行はれたのである、之に由て觀るに我國取引所も亦商品の外支拂要具に關する取引所の發生を見た點に於て東西軌を一にして居る、尤も現今では我國及英米等の取引所は通貨又は爲替の取引は之を行はない即ち其機能は銀行をして行はしめて居るが歐洲大陸諸國の取引所は今尙金銀爲替の取引を行つて居るものが多いのである。

前述の如く古代より存在した兩替商は専ら貨幣の交換賣買を業とした。之が漸次支拂要具として貨幣の代用物たる爲替賣買に推移する事は極めて自然の趨勢である。歐洲の取引所が初め貨幣を目的としたものが漸次爲替の賣買に移つたと同様に我國でも徳川時代の爲替業務は専ら兩替屋に依りて行は

れたものであつた。

輓近、國際間の分業は益盛となりつゝある。文化の進運に伴ひ殆どあらゆる國家は經濟上何れも孤立する事は出来ない、其國の氣候風土等自然の制限により産出せざる物資、精製品等を外國より買入れ自國特有の物資製品等を外國に供給し、或は外國との間に資金の融通を計り、或は勞力の需給移動を惹起する等各種の事情に因り絶えず各國との間に國際收支關係を生ずるを常とし其の決済は主として外國爲替に俟たねばならぬのである。従つて國際關係が密接となればなる程外國爲替は其國貿易、物價、對外信用等に重大な影響を來たすものであるから何人も其研究を忽かせには出来ないのである。

第四章 外國爲替の起因

一 外國爲替の直接、間接原因

外國爲替は幣制異なる隔地間に於ける一定の信用方法による貨幣價値の移轉である、従つて斯の如き外國爲替の行はれるには先づ以て兩當事者間に何等か其移轉即ち通貨授受を必要とする原因があることを前提とする。斯かる國際間に於ける收入支出の關係を國際收支(International payments)と云ふ。かく國際收支決済の必要上外國爲替が発生するから國際收支が外國爲替の直接起因となる、然らば次に國際收支は抑も何に基いて發生するか、即ち國際間に於ける貸借關係が其の前提となる。蓋し國際的なる債務を有するものは其の支拂期限の到來と共に之を支拂はねばならず、又國際的なる債權者は其期限に於て之を取立てなければならぬ。此の如き國際的なる債權債務を國際貸借(International Indebtness)と言ひ之が國際收支發生の直接なる原因であり、外國爲替に付ては間接の原因となる。されば此兩者は外國爲替の研究に當りては最も重要視される點であり常に精密なる分析的な研究を必要とするものである。

二 國際貸借、國際收支

一國民經濟内に於ける個別的な經濟主體がそれぞれ國際的に商品、資本又は勞務を移轉する對價として有する債權債務が綜合せられて國際貸借となり、其れに基いて現實に流出流入する決済額が綜合せられて國際收支と稱せられる、其の中には勿論國家の貸借、收支をも包含するが大部分は個別的な經濟單位の個人的なる貸借又は收支に過ぎないもので決して國家自身の貸借又は收支と云ふ意味では無い。此の點に於て通常の資本主義的國家の貸借又は收支は徹底的なる計畫經濟下に於て國際商業國營を行ふ國のそれとは異なるものである。

一、國際貸借——國際經濟通商の必然的結果として發生するものである。國際間に於ける商品、資本、及勞務の移轉は有償たるを原則と爲す、例外として一方的給付行爲に基いて發生するものも無いでは無い。要するに之等を輸出した國の當事者は其の對價債權を有することとなり、之等を輸入した國の當事者は債務を負ふ結果となる、又外資輸入をした當事者は輸出國に對してそれだけ債務者となり、後者は債權者となる。國際貸借は一時點に於ける一國の之等個々の對外債權債務の綜合對照を指すものである、されば此の關係は常に變動して止まない、貿易關係の如何により或は輸入超過となり或は出超となる如き、内外景況の如何により、又内外金融市況の如何により資本移動上に繁閑増減が起つて止まない。而して之等は早晚國際收支として現はれ外國爲替に必ず影響を來すものである。

二、國際收支——前述の如く成立した國際貸借中現實に授受されるもの、綜合が所謂國際收支である

然し乍ら國際貸借と國際收支とは合致すること無きを常とする。蓋し國際間の貸借も其期限が商慣習上一定せるものはさまで問題とならないが海外放資による資本移動の如く概して長期に亙るものによりては重要となる、即ち國際貸借上の債權者でも其満期日迄は外國爲替の供給者とはなり得ないから國際收支の關係は起らない、然のみならず外資を輸入する國は國際貸借上債務増加を來し將來對外支拂義務を負ふものであるが目前に於ては國際收入の増加となり外國爲替の供給の原因となる。同様に海外投資國は對外債權の増加を來すも目前には國際支出を招來し外國爲替の需要者となる。斯く國際貸借は早晚國際收支となり直接外國爲替の需要供給の原因となる、故に外國爲替相場の低落阻止、其の維持は國際收支改善の問題となる、かくて一國が其の對外支拂中出來得る限り期限の延期を圖る場合もあり或は海外市場に於て一時的借換を行ふ場合もあらう、然し其の根本的なる改善を爲さんとするには是非國際貸借の改善に俟たねばならないのである。

斯の如く外國爲替の原因として國際收支と國際貸借とは截然區別せらるべきであるにも拘らず雜然として用ゐられ用語の當を得て居ないことが多く自然誤解を生じ易いことは遺憾である。然し既述の通り現在に於ける或は眼先の短期間内の國際收支が外國爲替の需要供給となりて爲替相場を成立させるものである。然し實際の國際貸借の對照狀態も將來の需給要因として全然無視されること無く之が基調を爲すものと考へられる。

三、國際貸借殘高、國際收支殘高——尙ほ外國爲替の原因として國際貸借、と云ひ乍ら國際貸借殘高 (Balance of International Indebtedness) を意味し國際收支と云ひ乍ら國際收支殘高 (Balance of International Payments) を意味せしめる者もある、若しこの國際收支殘高のみが外國爲替の原因であると云ふ意味ならば之は著しい誤りであらう、蓋し一國內に於て對外債權を有し之を內國通貨に轉換せんとする者が外國爲替の供給者となり對外債務を有し之を內國貨幣を以て支拂はんとする者が其需要者となる、之等が爲替銀行に集中綜合されて爲替相場の成立を見るものではあるが其の相手國は多數であるから一國の國際收支殘高が受取勘定であつても此の國の或る一定國に對する收支勘定は支拂勘定となり其の他の國に對しては受取勘定のこともあり得る、此場合前者向は爲替相場不利で後者向は有利であらう、勿論其間に裁定が行はれる結果爲替相場は雙方とも同一水準へ恢復接近することとなるを常とはするが一時だけでも國際收支殘高と其の爲替相場とは平行しない場合が想像せられるから此見方は正鵠を失して居ると云はねばならぬ。但し一國の國際收支殘高は結局に於て其國の爲替相場の順逆を決定するものである、即ち國際收支上受取勘定ならば之を有利ならしめ、支拂勘定ならば不利ならしめると云ふ意味ならば大局から問題は無いのである。

三、國際貸借の原因

外國爲替の起因たる國際收支は國際貸借決済の爲めに發生する、而して國際貸借とは云ふも國家を主體とした貸借關係を指すものに非ず其國民が個々別々に有する對外債權債務の綜合たること前述の通りである、即ち外國に在る貨幣又は債權を所有する者が內國貨幣又は內國貨幣要求權に轉換せんとする場合に外國爲替の供給者となり之に反して內國貨幣を對價として外國貨幣又は外國貨幣債權を得んとする者が其需要者となる、前者は外國より受取るべき債權を有する者であり後者は外國に支拂ふべき債務を負擔する者である、之等外國爲替の供給原因、需要原因が外國爲替發生の原因となるのである、今之を大別概観するに

一、國際貿易

財貨の國際的流通は一般に輸出入貿易に因る、國際分業依存關係密接なる現時に於ては如何なる國に於ても其國際貿易額が國際貸借の重要原因となつて居る、輸出國は國際貸借上受取勘定となり輸入國は反對に支拂勘定となる、但し輸出入貿易は國際貸借の増減を來すことは明かだが之が直ちに國際收支となりて現はれるものとは限らない、同じ輸出でも無爲替で輸出を行ひ爲替相場有利に轉換する時を以て爲替を取組み或は買手よりの送金を受ける如き場合もあり或は爲替を豫め賣豫約をして置き之に引當てる爲めに輸出を後に行ふ如き場合も多いから國際貸借と國際收支との間には可成り齟齬を生ずる場合多く一致すること無きを原則とする、尙ほ世界各國の輸出統計總額と輸入統計總額とは理

論上合致すべきであるが實際上は合致しない、其理由の一は輸出國の統計表には載つても輸入國では未着の爲當該會計年度内の統計表に計上されないが如きことあり、其二は一般に各國共輸入税賦課の關係から輸入價格査定は嚴重だが輸出は無税なるを原則とするから遙に寛大であるが爲めであり、其三には一般に輸入價格は輸入地價格(CIF價格)によるを常とするが米國の如き輸出地價格(FOB價格)によるものもあるが爲めに統計上には差違を示して居るもので實際上は略ぼ一致するものと思はれる其の輸出入品内容は農業國なるか工業國なるかによりて異なる。概して前者に於ては主として食料品原料等を輸出し専ら全製品を輸入する。後者は之に反し全製品、半製品等を輸出して食料品、原料品等を輸入するものである。此貿易額は貿易表に記載せらるるものであるから Visible Trade と云はれる、又無形の特許權の賣買も同様の結果を生ずる。

二、勞務の移轉

鐵道船舶等による國際的なる貨客の輸送、國際的な海上其他の保險業務、貿易、運送、信用、取引所取引等の仲介による仲立の如き、之等に對して支拂はれる商品代價、運賃、保險料、儲船料等各種勞務の提供に對して授受せられるものも國際貸借の原因となる。

三、人の移動

移民の送金、海外旅行者の消費、在外官公私派遣員の消費、等も國際貸借構成原因となる。

四、其他一方的給付

戰爭による賠償金、例へば獨逸賠償金問題は最も著しいものであつた、其他天災地變による救恤金、寄附行爲其他による贈與金外地駐屯軍費用、外地戰爭實行費用等の如きものである。

五、資本の移動

國際投資及び之に關聯せるもので其の元本、利子、配當等の授受、有價證券の賣買、爲替資金の操縦等の如き取引で貨幣資本の流出入を總稱するものであり之等は國際貸借原因として益々重要性を加へて來た。

之等貿易以外のものを總稱して貿易外の收支 Invisible Trade と云ふのである。

四、國際貸借の内容

一、貨幣種類上の區別

國際貸借は前述の如き各種原因に基いて發生するものであるが其れが對外債權であるか、將た債務であるかを問はず之を其の國の内國貨幣を額面とするものと外國貨幣を額面とするものとに區別することが出来る、即ち之を細分すれば内國貨幣債務と外國貨幣債務及内國貨幣債權と外國貨幣債權となる、而して斯く自國貨幣を額面とするか外國貨幣を額面とするかは其の債權債務を有する當事國にと

りては頗る重大な關係を齎らすこととなる、蓋し其れが債權、債務孰れであるかを問はず苟くも内國貨幣を額面と爲す場合には爲替相場が如何様に變化しても直接何等の影響をも受けず約定金額の授受を爲せば可なるも若し外國貨幣で約定された場合には爲替相場變動に因る危険を必ず常に負擔しなければならぬのである、自國貨幣の對外價値の騰貴した場合には對外債務者は利益を得、債權者は不利益となる、自國貨幣の對外價値下落の場合には之と全く反對の結果を生ずるのみである、されば爲替相場變動の危険を負擔する者は結局外國貨幣で債權なり債務なりを有する國家及び其の國民個人である、決して貿易業者たり若くは銀行業者たるが故に負擔するものではない、内外貨幣上の區別と云ふ全く別個の觀點より定まるものである、而して之が又外國通貨を額面とする爲替手形を振出させるか内國貨幣を額面とする爲替手形の振出となるかの原因となるものである。

二、期限上の區別

國際貸借も期限上から長期的のものと短期的のものに區別することが出来る、國際貿易に基づくものは其目的たる商品賣買上の商慣習で其決済期限が一定されるを常とするが貿易外の收支特に資本移動に關しては期限の差著しいものがある、一般に長期對外投資は公債、社債、株券の發行、政治的借款等の形式をとる、之に反し短期資金の國際移動は(イ)利子又は利廻の差を得せんとする短期投資、(ロ)爲替相場、有價證券又は商品の市價變動による利益を目的とする投機的投資、(ハ)貨幣價

値不安又は課税負擔を回避する爲めの資本逃避、(ニ)爲替相場安定の爲めの Credit の設定利用等に發生を見るものであり概して外國爲替—電信爲替金融手形等—の賣買、銀行預金の移轉、有價證券の賣買、各種 Credit の保有等の形式に於て行はれる、國際短資の特徴は不規則性、浮動性であり特に歐洲戦後巨額の此種浮動資金が急激なる移動を爲した事が一九二九—三一年の獨逸に於けるが如く其國爲替及び本位に重大な影響を與へた例が多かつた、さればこそ米國「ルーズベルト」大統領は之を指して Hot-money と稱へたのであつた、而して在外短資保有は國際金融上の威力を増すものであり、之を缺いて居た佛國が國際金融中心市場として英國に一等を輸せざるを得なかつた理由である、之を要するに國際貸借上受取勘定か支拂勘定かと云ふことの外各項目についてそれが短期か長期にかゝるかが極めて重大な影響を齎らすものである。

五、國際收支の均衡性

凡そ一國の輸出入貿易の發展推移を見るに當初は全製品を専ら輸入し食料品、原料品を多く輸出するが之が内國工業發展に伴れ漸次反對となり其の輸入品の大部分は食料品か原料品で多量の全製品を輸出するに至るを常則とする、其反面國際的資本の移動は先づ以て先進工業國の後進農業國への投資に始まり、此農業國の工業國化に従ひ漸次其の投資は出資又は參加の形式に進み、更に此の後進工業

國が輕工業より重工業へ、低度工業より高度工業へ進展し資本自給の域に達すれば先進工業國の資本は漸次他國の商工業並に金融業の運轉資本の供給への轉向を見るに至る、斯くて對外投資たりしものが在外預金の形態に轉化する。

斯く貿易及資本移動其他の貿易外の各種原因より成立つ國際貸借の決済として現はれる國際收支が平均することは寧ろ稀で多少とも收入超過若くは支出超過の殘高を示すを常とする、此際在外預金の受拂、有價證券の賣買、爲替手形其他による長期又は短期の對外投資、或は各種の Credit 設定等の方法を利用し得るか否や、之を利用し得るも尙ほ之を不利となす場合には結局金移動の手段によりて決済が行はれねばならず、之は延いて一國の正貨準備を危殆ならしめる場合もあり、其國民經濟及び國民生活に重大なる影響を與へずには置かないのである、斯くて兎にも角にも國際收支は常に平衡すべき約束に置かれて居るものであるから一國が國際收支上受取超過か支拂超過かと云ふこと及び其内容如何は極めて重大なる關係を持つものである。

第五章 外國爲替の要具並に手段

一、電信爲替與其他の外國爲替

前述の如き外國爲替の作用を惹起する爲めに用ゐられる要具並に手段を二種に分ち得る、即ち電信爲替と信用證券に依る場合が之である、之を其の沿革上より見るときは通信施設の發達に伴ふべきや言を俟たない處であり電信爲替は遙かに遅れて發達を告げたものであることは明瞭である。

一、電信爲替 (Telegraphic Transfer. T. T.) — は電信に依りて爲替決済を行ふものであるから其の取組から支拂地に於て支拂はれる迄の所要時間が頗る短く、従つて資金を睡眠させる爲めに金利を失はしめること少く又其他の危険率も輕減される、故に迅速確實を要する決済に當りては廣く一般に電信爲替が利用せられる、殊に巨額の決済を必要とする外債の元利金受拂の如き其他爲替銀行間の仲間取引、爲替投機取引及び爲替銀行が常に行ふ裁定取引等にも行はれて居るのである。

二、信用證券に依る外國爲替 — 之は外國爲替手形によるものと小切手に依るものとに分ち得る。
イ、外國爲替手形

第一、外國爲替手形の振出諸要件は左の通りである。

(1) 證券の文言中に其證券の作成に用ふる語を以て記載する爲替手形なることを示す文字

“Bill of Exchange,” or “Exchange for…………”

(2) 一定の金額を支拂ふべき旨の單純なる委託
一般に數字(\$100-0-0)と文字 (the sum of one hundred Pounds sterling.”)にて複記する慣習である。

(3) 支拂を爲すべき者(支拂人)の名稱
即ち宛名人(Drawee)である。

(4) 満期の表示

満期の定め方には左の四種がある。

一、一覽拂(參着拂、要求拂) at sight. on Demand Demand Draft.

二、確定日拂 at fixed date

三、一覽後定期拂 at……days after sight.

四、日附後定期拂 at……days after date.

其大部分は一と三であり他は稀である。

(5) 支拂を爲すべき地の表示 On London

(6) 支拂を受け又は之を受くる者を指圖する者の名稱

(a) 記名式……Pay to Mr. A. Jones

(b) 指圖式……Pay to Mr. A. Jones or Order

(c) 持參人式……Pay to Mr. A. Jones or bearer

(7) 手形を振出す日及地の表示

(8) 手形を振出す者(振出人)の署名……Drawer

第二、外國爲替手形の引受(Acceptance)

此手形の呈示を受けて手形の名宛人が其手形金額支拂の承諾表示の行爲である、原則として爲替手形の振出人と名宛人即支拂人とは別個の人格であるから其支拂が此引受によりて確認せられた場合に手形は裏書により轉々流通すべき貨幣代表證券としての機能が確保されることとなるのである。

第三、爲替手形の裏書(Endorsement)

手形所持人は其手形上の權利を他人に譲渡す意思表示の手段として其裏面へ其旨を記載することを云ふ、之に記名式(正式)裏書と被裏書人の氏名を記載しない無記名式裏書(白地式、又は略式)との別がある。後者は其儘譲渡し得る便利はあるが危険を伴ふを免れない、指名裏書は譲渡の度毎に裏書の手數がある。

第四、手形の支拂(Payment)

手形の満期日に所持人の呈示を受けて其支拂人が此手形と引換に額面金額を支拂ふ、斯くて此爲替手形は其職能を果し了るものである。

ロ、小切手(Cheque)

外國爲替上小切手が用ゐられるは銀行發行の送金小切手に限られる、蓋し海外への送金爲替を依頼された銀行が外國爲替手形を振出す代はりに外國に在る支店、出張所又は代理店たる外國銀行に當座勘定口座が開設されており之に對して振出されるからである。

一、外國電信爲替と其他の外國爲替間の相違

同じ外國爲替と云ふも前述の如く電信通信のみに依る電信爲替と爲替手形其他に依るものとの間には當然著しい逕庭がある、却ち

(イ) 外國爲替手形による場合には最短尙ほ兩地間の郵便日數期間の資金睡眠を齎らすが電信爲替に於ては單に電信送達時間を要するのみなるが故に金利率異なる。

(ロ) 外國爲替手形に於ては長期のもの多く従つて振出地若くは支拂地に於て再割引に附せられることと多きに反し電信爲替に於ては全然其餘地無きこと。

(ハ) 外國爲替手形の場合には擔保附のこともあり信用狀付のこともあるが電信爲替に於ては實際上然ることは有り得ない。

(ニ) 外國爲替手形に於ては其期限の相違により夫れ々爲替相場が異なるのみならず同一地方宛同一期限のものでも信用の厚薄により其相場が異なる、之に反して電信爲替に於ては所要時間及び危険が少いことが主因となり後述するが如く同一時に於ては單一の相場のみが建てられ賣相場買相場の區別が存在しないのを常とする。

(ホ) 外國爲替手形に於ては有形の手形を入手してから引受又は支拂の請求或は之を讓渡する等各種の權利行使が行はれるに反し電信爲替にあつては送金受託銀行が支拂地に於ける相手取引店銀行へ架電し請求人の請求を待たず通知拂(Advice and pay)を爲すを原則とする。

内國電信爲替では甲が銀行へ他地方に在る乙を受取人とする電信送金を申込むとき、銀行は支拂地に在る支店なり又は其取引店へ宛て、乙に一定金額を支拂ふべき旨の暗號電信を發する、別に甲も亦乙に宛て同地の當該銀行から之を受取るべき旨の架電を爲すから受取人乙はその銀行へ此電報を以て支拂の請求をする、この際右銀行は豫め入手してある暗號電報と照合の上相違無ければ乙に對して右金額の支拂を爲すのである、之を請求拂(Pay on application)と云ふ。然るに外國爲替の場合には外國電信料が高率なるを以て送金者の受取人宛の直接架電の勞費節約の見地から一般に前述の如き通

知拂が行はれるものである。

外國爲替の手段として輒近廣く實用化を見るに至つた國際電話が利用普及を見るのも早晚の問題であらう。現に直通電話を有する英米の銀行間には之が行はれて居る、本邦に於ても直通電話を有する大爲替銀行は京濱間、東京と名古屋間、神戸間、大阪間の内國爲替には盛に利用して居るが外國爲替には直通電話を有せず、従つて局外の第三者に感知し得らるゝ危険があること、電信に於ける如く自由暗號を利用し難い爲めであらうか現在吾が國に於て尙ほ實用せられて居らぬのである。

三、外國爲替手形の種類

外國爲替手形の形式上から觀て次の各種類に分類區別し得られる。

- 一、複本の有無に依りて區別すれば單獨手形と組手形となる。
 - (イ)、或は單一手形 單獨手形 (Sole Bill; Sola. — 爲替手形を一通のみ發行して複本を有せざるものを云ふ。外國爲替手形としては單獨手形たることは寧ろ稀である。
 - (ロ)、組手形 A Set Bill. — 單一なる手形債權に對して二通乃至三通の同一日附及同一文言の爲替手形が組手形として振出された場合を云ふ、通常之等はそれ〴〵 “First”; “Second”; “Third” 或は “Original”; “Duplicate”; “Triplicate” と區別せられる。其何れか一通が支拂はれると他のものは同時に無効となるものである、されば一般に手形面には例へば

At ninety days after sight.....of this First of Exchange (Second unpaid) pay to the Order of.....

の如く記載するを常とする。斯かる組手形發行の理由は外國爲替手形は一般に遠隔の地方へ向け郵送せられるから途中に於て紛失、盜難、火災等に罹りても成る可く迅速に此の手形債權債務を決済し得しめんが爲めである。従つて此の場合には各通を夫れ〴〵別個の郵便徑路なり郵船なりで發送しなければ其効果は無い、外國爲替手形でも送金爲替手形の場合は特別紛失等の危険が多いか顧客の要求が無ければ單獨手形である事が多く、之に反して輸出荷付爲替手形の場合は殆ど常に二通乃至三通の組手形たる事を原則として居る。

- 二、手形關係者の數に依りて區別すれば複名手形と單名手形となる。爲替手形當事者は振出人 Drawer 振宛人 Drawee 受取人 Payee であり此前二者が同一人格なりや否やの區別である。
 - (a) 複名手形 Double name Bill — 形式上も實質上にも當事者が三人ある爲替手形を云ふ。従つて其振出人及名宛人、若くは引受人が同一家系に屬せず、全く別個の手形債務を有し各自獨立の地位にあるものを云ふ。従て當事者が實質上二人のものに比して信用が高いのである。
 - (b) 單名手形 Single name Bill; House Bill — 手形當事者が實質上二人のものを云ふ。即ち振

出人及名宛人若くは引受人が同一且つ單一なる手形債務を有するものである。例へば本、支店出張所間に振宛てられたものの如きは之であり、特に Clean 手形たる單名手形は複名手形に比して信用著しく劣るものである。倫敦市場等に於ては此種 "House Bill" は又 "Pig on Pork" とも稱せられ割引を求むる場合に著しく不利なるを免れない。或は信用ある外國銀行若くは金融業者の引受ある事を必要とし之が無ければ買手を得られない事も稀では無いのである。茲に注意すべきは形式上から見れば單名手形たる事の判然せぬものがある事である。例へば我國の三井物産株式會社の如きは各國に於て登記した商號が夫れ々異なる。歐米では "Mitsui & Co." と云ひ佛蘭西では "佛蘭西物産株式會社" と云ひ支那では "三井洋行" と稱へて居るが如き之である。稍もすると別個の人格たる如く速斷され易い虞がある。

此兩者は其信用が著しく異なる。倫敦では其相場に通常 $1\frac{1}{8}\%$ — $1\frac{1}{2}\%$ の違ひがある。之は一種の信用保證料と看做されるものである。

三、手形額面貨幣の種類から見ても外貨手形と邦貨手形とに區別される。之は固より其振出地から見た分類であるから其振出地即ち支拂地から見るときは其關係は逆となる。

(イ)、外貨手形 Foreign Money Bill; Bills drawn in Foreign Currency.
其振出地から見ても支拂地の外國通貨を額面としたもので例へば倫敦宛磅手形の如き、紐育宛弗手形

の如きは何れも之に屬し外國爲替手形として原則的なものである。外貨債権者は之を爲替銀行に之を或る相場で賣り外貨債務者は爲替銀行から之を或る相場で買ふを常とする。而して此賣買相場は銀行が賣買當日から満期日迄の期間に對する支拂地に於ける割引率を基準として計算した割引料及手数料が織込まれたものである。故に満期日に於ては只單に手形額面たる外國通貨額を之と引換へに授受すべきであり、斯くて長期間流通若くは利用せられた外國爲替手形の任務が完了を見ることとなる。

(ロ)、邦貨手形 Home Money Bill; Bills drawn in Home Currency.

其振出地に於ける貨幣を額面としたものである。例へば本邦宛の英貨手形 Sterling Bill 米貨(弗)手形 Dollar Bill 等の如き我國から從來支那、印度、其他の東洋地方及南洋方面へ振宛てられる圓貨手形 Yen Bill の如きは何れも此種に屬する。

同じく邦貨手形でありても内國爲替の場合には打歩若くは割引の方法に依るに反し斯の如き邦貨外國爲替手形にありては一定の利子條項による利付たるを原則となすものである。即ち支拂人は振出日より満期日迄の日數に對する利子を豫め協定した利率により算出し之を額面金額に加算した振出地貨幣合計額を支拂當日の電信(賣)相場で換算して支拂地の貨幣で支拂ふものとする。但し此際前述期間に兩地間の概算郵便日數を加へた期間に對する利子を加へ支拂當日の參着(賣)相場で換算して支拂ふことをも得るもので支拂人は此兩方法に對する選擇が許されて居る。即ち爲替銀行は此種手形を

DRAWN UNDER THE KAWASAKI ONE HUNDREDTH BANK LTD. CREDIT NO. 0332. DATED TOKYO JANUARY 28/33

HORROCKSES, CREWDSON & COMPANY LIMITED.

No. £ 20,445. 7 1/2 Manchester, JANUARY 28th. 1933

Ninety days after sight of this second of Exchange

first of the same tenor and date unpaid, pay to the

order of Brown Shipley & Co. the sum of Twenty pounds, nine shillings & five pence payable at the current drawing rate for Bank of London with interest added @ 5 per annum from date hereof to approximate due date of arrival of remittance in London.

value received

For and on behalf of HORROCKSES, CREWDSON & COMPANY Limited.

T

Messrs. East Asiatic Trading Co.,

Tokio, Japan,

W. Simons

Cashier

Authorized Agent

No. San Francisco Cal. Jun. /30/193 . Exchange for \$ 8,900⁰⁰

Sixty (60) days after sight of the second of Exchange (First unpaid) pay to the order of The Yokohama Specie Bank Ltd., Eighty nine hundred 00/100.— Dollars U. S. G. with interest at five (5) percent. per annum from date hereof to approximate due date of return remittance in San Francisco. Payable at the Banks demand or T. T. rate Exchange on San Francisco. Value received.

To Oriental Trading Co., Tokyo. The Yokohama Specie Bank Ltd. J. Okada.

Duplicate

San Francisco, Cal, June 30, 193 . Received from The Yokohama Specie Bank Ltd., Eight thousand nine Hundred no/100—Dollars being equivalent of at the rate of against Letter of Instruction No. B. 75. Dated Tokyo, March, 31, 193 .

This constitutes full payment of our Invoice # 891 against Oriental Trading Co., Tokyo. \$ 8,900,00

Thomas. W. Simons & Company Thos. Simons

Drawn against payment made under terms of Letter of Instruction No. B. 75. dated March /31/3; as receipt attached.

額面で購入支拂地に於て利子を添へて受領するのであるから之が或は利付爲替手形 Interest Bill ; Bills of Interest bearing clause とも稱へられて居る。

我國舊商法が獨逸と同様に認めなかつた利子條項の記載を新手法は有效として居る（手形法第五條）但し確定日拂及び日附後定期拂に於ては豫め満期日迄の日數が明白であるから、利付の場合にも豫め計算の上額面に加算出来る筈であり之が約定をなさなかつたものと看做してゐるから結局一覽拂又は一覽後定期拂手形のみに限られる。米國振出のものには利子條項記載のものと之を記載せず豫め利子金額計算加算するものとある。支那其他極東諸國向には前者が多く「ラテンアメリカ」諸國向には後者が多い。

斯の如き利付爲替手形の行はれることは凡そ次の如き理由によるものであらうと考へられる。

(イ) 爲替相場變動の危険回避の爲めに行はれる場合が多い。——振出地より支拂地宛の爲替相場の變動が甚しい場合には此種手形が廣く行はれる。例へば金本位國の銀本位國宛爲替相場は爲替の實際上の需給の外、銀價の騰落に基づく需給を伴ふから同本位國の場合よりも遙かに變動が烈しい。此場合金貨國の債權者は此變動の危険を回避せんが爲めに自國貨幣の爲替手形を振出し之を銀行に額面で買取つて貰ふのである。自國貨幣の對内貨幣價値は短期間内には殆ど變動無きを常とするから對外爲替相場が如何に變動しても何等の損益をも蒙らない。されば金本位停止國に向けては此種手形が多

く行はれる次第である。而かも此場合銀貨國又は金本位停止國の債務者も手形の期限内に於て爲替市場に留意して最有利な決済の機會を捕ふる事が出来るから債務者もさして不便を感じない。此意味で我國の支那向、印度向、南洋向圓貨手形が行はれるのである。

(ロ) 従来の沿革慣習に依りて行はれる場合がある。——英國から吾國へ振宛てらるゝ爲替手形は殆ど悉く磅の英貨手形である。米國からも多少弗貨爲替手形が振宛てられる。我國も従前は銀貨國であり歐米よりの爲替關係は對銀貨國關係であつた。此場合爲替相場變動の危険回避の爲めに行はれた利付爲替手形が金貨國となつてからも商館貿易時代以來傳統的に慣習として行はれ來つたものであらう。我國は明治三十年三月金本位制を採用した。

(ハ) 國際收支出合上の關係より行はれる事がある。——例へば甲國では乙國宛の手形が比較的少く従つて乙國の銀行では甲國銀行に對して Credit を開かない場合に乙國宛て甲國貨幣で利付として振出されるを有利なりとして之が行はれる。蓋し片爲替になるときは爲替相場が頗る不利となるからである。英國の諸外國宛爲替手形は殆ど大部分が利付の英貨手形である。此内には此理由によるものが少くないと思ふ。

(ニ) 債權者所在國が世界の金融中心市場であり債務者も債權者所在國の貨幣を額面とした手形の振出されることが決済上便利な場合——戦前は勿論戦後に於ても英國は世界の金融及爲替の中心市場で

あり、而かも完全に自由な金市場であつたから、英國に在外正貨を保有する者が多く従つて英國向は債權も債務も共に英貨を額面とした手形で決済せられる事が多かつた。又磅手形は實際割引市場に於て最もよく流通した。現時英國以外の歐洲諸國からも英貨手形が振宛てられることが多い實狀である。英國の立場から見ると時は債權の取立債務の支拂、商品の輸出輸入も共に英國貨幣で大部分が決済せられて居るのである。

利付爲替手形の利率——此利率は振出地の金融市場の狀況によるは勿論、支拂人の信用程度によりても一定せず、大體爲替銀行が指定し利付爲替手形の取組人が承認して定まるのである。一般の規準率は爲替銀行間の協定に依る、但し東京では未だ成立して居ない。概して本邦に於ては輸出奨勵の見地より市場利率に比して稍や低率の取扱を爲す慣習がある。蓋し横濱正金銀行は爲替金融の特殊機關として國家の特別の庇護を得て來たこと、及び一般に利付爲替買取銀行は支拂地に於て參着なり電信なりを賣ると同時に買ふこととなり多少とも手数料を得ることとなるから結局低率に甘んずることが出来るのである。

英國は輸入爲替其他の支拂爲替は原則的な磅爲替の振宛てを受け輸出爲替は専ら利付たる自國通貨の磅爲替を振出し收支共に爲替危険を相手國に轉嫁せるに反し我國に於ては振宛てられる輸入其他の支拂爲替は大部分利付たる外貨手形であり輸出其他の取立爲替も東洋向以外は多く原則的な外貨

手形による。斯くて爲替危険を自ら負擔して居る次第である。現下特に此傾向が強い。

要するに原則的な支拂國外貨手形は支拂地の利率に従ひ振出地貨幣を額面とする利付爲替手形は其振出地の利率に従ふを常とするものである。

四、外國爲替の機能

外國爲替は一定の信用方法によりて貨幣を異にする國際隔地者間のあらゆる決済を行はしめるものである、従つて其機能を要約すれば

- 一、貨幣の鑄造使用を節約せしめる——外國爲替の如き巧妙なる機構創案が無ければ貿易其他總べての決済に當り本位貨幣を以て支拂はねばならず、一國の受拂高に應じた本位貨の鑄造を必要とする。此場合之に附隨して生ずる磨損減少等も無視出來ない。
- 二、貨幣現送の勞費及危険を省略せしめる——受拂の一口毎に現送を要するものとせば其包裝費、運賃、保険料及其間の各種危険を伴ふことは云ふ迄も無い、されば現時に於ては萬止むを得ざる殘額に付てのみ現送を行はしめて居るに過ぎない。
- 三、外國爲替は國際受拂を最も有利に容易に決済せしめる——對外債務者が送金を爲す場合は勿論のこと對外債權者が其取立を行ふ場合にも此方法により得るからして頗る容易且つ有利である、賣手が

其信用を熟知しない相手方に對しても商品を買賣輸出し得ることは誠に此手段があるが故に外ならぬ其沿革より見て國際的なる貿易金融其他各般の海外取引の必要上から創案せられそれが發展して現在機構に到達したものであるから之れ無くしては圓滑な取引は望まれないと云ふも過言では無い。

四、外國爲替は信用手段を供するものである——即ち(イ)之を社會的に見れば外國爲替の作用により其期間中貨幣資金の睡眠死蔵を防止させることとなり夫れ丈け信用の供給増加の結果を齎らす。

(ロ) 之を個人の立場から見るときは例へば此機構が無ければ前金拂をせねば商品の輸入を行ひ難い輸入商人に一定期間の掛買と同様の金融を得しめる、又輸出者にも後拂を受ける不便を避けて商品積出と同時に其の代金の支拂を受けることを得しめるのである。

之を要するに資本でも勞力でも商品でも常に國際的な移動をして止まない。それは其れ等の利用の少い處から多い處へ移動せしめるのである。而して其の尺度となり規準となるものは即ち爲替相場である。只人爲的な各種の障礙例へば關稅の賦課、爲替管理、貿易管理の如き政策が行はれる場合には其の著しい影響を受け必しも爲替相場のみの動向に伴ふ流通が阻止されることを免れないものである。されば外國爲替は之等の國際移動の唯一無二の通貨の如き作用を爲すものと云ふも過言ではない。

内國爲替は近來非常に其の必要の度を減じた、蓋し一般に當座取引が盛となり小切手が普及し地方手形交換或は預金振替の如き簡便なる決済方法が發達するに伴れて之が爲替手形に代位するに至つた

からである、然らば將來に於ける外國爲替の重要性は如何であらうか、異なる多數國間に國際郵便振替制度の如きものが廣く發達し來つて各國間に行はれるに至らば外國爲替も内國爲替と同様の結果に陥ることを免れ得なからう、然し乍ら從來此の企圖が屢々行はれたにも拘らず國際的なる幣制統一は各國夫れ々の永き歴史、傳統、趣味等の相違より遂に成功しなかつた、従つて近き將來に振替預金等の發達を望むことは出來得まいと考へられる、然る限り外國爲替は依然として從來の重要性を失ふことはあり得ないのである。

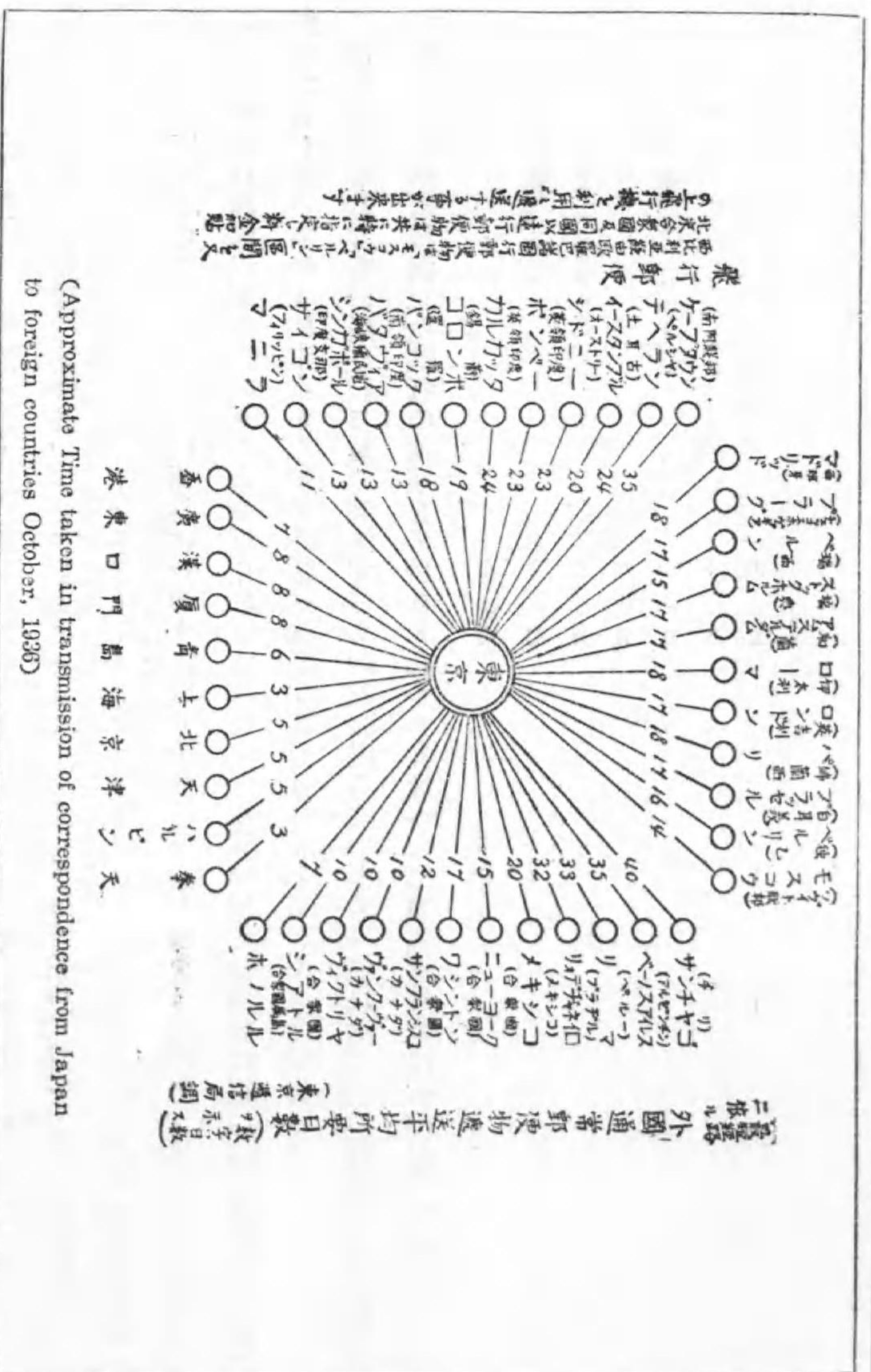
第六章 外國爲替の種類

第一節 期限上の種別

(a) 電信爲替、T. T. (Telegraphic Transfer; Cable Transfer)

電信爲替は在外資金を賣却せんとする者が直接、外國に電信を發して支拂地に於ける特定の人に支拂事を拂命するものであつて別に爲替手形を使用しないものであり、本來は送金者も海外の受取人に打電すべきであるが専ら電信料節約の見地から通常支拂地銀行が物色して支拂ふところの通知拂によることは前述の通りである。要するに一覽拂爲替手形でも發送地より支拂地迄の間の郵便日数を要し此間資金は全然睡眠せしめられる事となる爲め急速を要する場合には此種爲替による送金は行はれない。之に反して電信爲替にありては送金受託の時より電信の到着時間だけ遅れて支拂地で支拂はれるのである。而して倫敦・紐育等宛ても當日若くは翌日到達する。通常至急報が用ゐられ大口で而かも特急を要する場合には Extra urgent による場合も稀では無く東京紐育間八分位にて到達することもあり得る、只世界各地には次の如き時差がある事を注意する必要がある。

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 東京 | 午前十時 | 孟買 | 午前五時半 |
| 倫敦 | 午前一時 | 巴里 | 午前一時 |



紐育 前日午後八時 上海 午前九時

(b) 參着拂、一覽拂、要求拂、D. D. or O. D (Demand Draft; Sight Bill; On Demand)

參着とは一覽拂の手形である、此種手形は支拂地に到達するや否や直に呈示せられ額面金額支拂の要求に接するものであるから電信爲替に比較すれば兩地間の郵便日數丈遅れて支拂はれるものである、其郵便日數は汽車汽船の速度の高度化により特に又近來航空機の實用化に従ひ益々短縮せられる傾向が著しい、右の表は東京から世界各地へ到達する郵便日數を示したものである。

然し常に必しも右の通りの日數で到達するものとは限らないから一般には多少の餘裕を見るのが常である、例へば横濱正金銀行の採用して居る本邦から各地への概算郵便日數は次の如くである。

| | | |
|-----------------|------|-------|
| 倫敦、漢堡、里昂 | 十九日 | 北米經由 |
| 「アレキサンドリア」 | 二十六日 | 印度洋經由 |
| 紐育 | 二十日 | 四十日 |
| 桑港、羅府又ハ「シアトル」 | 十八日 | |
| 布哇 | 十一日 | |
| 南米 | 四十五日 | |
| 蘭貢 | 二十四日 | |
| 孟買、カルカッタ又ハ「コルチ」 | 三十二日 | |

| | |
|-----------------|------|
| 「シドニー」 | 三十日 |
| 瓜哇 | 二十一日 |
| 新嘉坡 | 十七日 |
| 馬尼拉 | 十二日 |
| 西貢 | 十四日 |
| 香港、廣東又ハ漢口 | 十日 |
| 天津、北京、青島、濟南又ハ上海 | 十日 |
| 南北滿洲 | 五日 |
| 「ペンノック」 | 二十五日 |

歐洲大陸向は「サイベリア」經由となつた爲め戰前に比して非常な短縮を示した、紐育其他向の航空郵便 Air mail を利用し得る場合には著しい節約となる、沙都向は "Empress of Japan" の如き高速度優秀船の出現により之に搭載せられた場合は特に迅速である。

(c) 期限附爲替手形

其殆ど全部が一覽後定期拂である。稀に米國銀行が英國の銀行に振宛つる長期手形には定期拂のものもある、一覽後定期拂のものに於ては成るべく速かに之を其支拂地に送達して支拂人の引受を求めねばならぬ、引受があつてから一定期間の起算をするから従て參着拂のものよりも其期間だけ支拂が遅延するが常である。斯かる期限附の手形にも期限の短きものと長きものとの區別がある。概して荷

附爲替の時には其貨物の性質即ち損敗品か否か及び其運送の距離の長短によりて手形の期限が異なるを常とする、例へば歐洲大陸向輸送せらるる果實、野菜等に對する荷爲替には慣習上十日前後の期限のものが行はれて居る、之れは所謂短期手形に屬するものである、通常は三十日拂、六十日拂、九十日拂等が頻繁に行はれる、但し現今に於ては九十日以上のもものは危険が過大である事、他方一般に手形の送達期間短縮の傾向によりて餘り行はれて居らない、例へば我國から米國へ輸出する生糸の荷爲替は四ヶ月拂の條件を原則としたが本邦生糸輸出業者の主張により先年來三ヶ月拂に短縮せられた如きは其例と見る事が出来やう。

國によりては此外慣例拂なる爲替手形が行はれて居る、即ち慣習上其地方の手形期間の一定せられたものである、例へば白耳義では一覽後三十日が慣例であり獨逸は一覽後十四日を以て慣例期間とせる如きは此例である、我國には斯かるものは無いが只一定市場なり、一定商人間に於ては手形期間が殆ど一定せられて居り之が略ぼ慣習の様になつて居る例は珍らしく無い。

支拂猶豫日 Days of Grace は之を或は支拂恩惠日とも云ふ、英國に於ては定期拂手形に屬するものでも慣習上、法律上三日間の支拂猶豫日を認めて居る、されば之を算入せざる手形には別段の意思表示を必要とする、和蘭では之が二日の慣習である。

尙ほ一覽拂でも期限附でも銀行は小切手を振出すことも出来得る次第だが有効期限の關係によりて

佛國向以外には餘り行はれて居らぬ、佛國向は税金の關係によりて専ら小切手が行はれて居る。但し我國以外の外國間には相當小切手が行はれて居ることと思はれる。

第二節 關係人に依る種別

外國爲替手形は又其關係者の如何によりて左の如く區別せられる。

(一) 銀行手形 Bank Drafts: or Bank Bills

銀行が其取引先銀行に宛て、振出した手形を云ふ、銀行の立場から云ふ時は之は賣爲替に屬する、所謂電信及參着は殆ど此種のものに限られる、尤も銀行は爲替關係を利用して國際貸借を行ひ或は爲替相場の調節を行ふ爲めに振出す事もあるが斯かる事は寧ろ例外と見て宜しい、銀行手形と云へば本來は銀行が銀行に宛て、振出したものに限るが當事者の一方即支拂人のみが銀行である手形をも銀行手形と云ふのが常である、即ち斯の如き手形は商人が豫め入手して居る銀行信用狀によりて振出す輸出爲替手形及び旅行信用狀によりて振出された爲替手形等が之に屬する。尙ほ手形引受商若くは信託會社に宛て、振出されたる手形は銀行手形と看做す可きか否かの問題がある、勿論嚴格に解釋すれば之等の金融業者は銀行では無い、従つて純然たる個人手形と見るべきだが個人に比しては其信用が大であり、殆ど銀行に準ずべきものと考へられる、されば充分の信用ある之等の者に振宛てられたも

のは實際上に銀行手形と看做すべしとなされて居る、殊に英國では Merchant Bankers と云はれる Baring Bros. Roschild Co. 等の引受商や米國の Bankers Trust Co. Guaranty Trust Co. Equitable Trust Co. 等の大信託會社は其資産信用に於て第一流銀行に匹敵すると稱せられて居るのである。

(二) 個人手形、商人手形 Private Bills. Drafts; Papers; Merchant Bills; Trade Bills.

個人手形とは商人又は商社が其輸出貨物の代金其他の債權に對して振出す手形であり原則として名宛人も亦個人である、之を或は商人手形若くは商業手形とも稱へる、而して之は又二つに分れる、一は振出人と支拂人とが全然別個の商人又は商社なるものと他は振出人と振宛人とが本店と支店又は出張所と云ふ様な事實上同一人たる商人又は商社なるもの之である、後者は單名手形と云はれる、其の區別に就ては後に詳述する機會がある、何れにしる此種のもは銀行より見る時は買爲替となるものである。

(三) 銀行引受手形 Bank Acceptance Bills.

手形の振出人は個人であるが其引受人が外國銀行なるものを銀行引受手形と云ふ。此種のもは一般に銀行手形と同視される、例へば倫敦市場等に於て借入金を爲さんとするも元來之等外國銀行は其業務の根據地が外國たる英國に在るを常とするから他國の商人商社に對しては充分信用を置かない、勢ひ直に換價し得べき確實な擔保品を要求する、故に金融上不自由な制限を受けなければならぬ、此

不便な方法に據らない爲めには此銀行引受手形の方法に依る外無いのである、即ち豫め英國の銀行に依頼して置き此銀行宛てに振出した手形の引受を得ることである、例へば直接なり間接なりに倫敦の一流銀行「ロイズバンク」とか或は「パースバンク」とかに豫め約束をして置きたる我國の事業會社が百萬圓の手形を約束した倫敦の銀行宛てに振出す、之を例へば橫濱正金銀行に渡すと正金銀行が之を倫敦へ送つて契約した宛名銀行に引受を求めた上市場で賣るのである、此際比較的信用を知られて居らない我國の事業會社自身の信用は無視せられ専ら其引受銀行の信用で自由に賣る事が出来て頗る低利率で金を借り入れた結果となるから相當の保證料を支拂つても充分償はれるのである。橫濱正金銀行が其間に立つのは即ち引受をする外國銀行と其當事者即ち振出人たる事業會社との間に介在して外國銀行に對し保證の地位に立つものである。

以上三種の内銀行手形が信用最も高く銀行引受手形は之に準じて略同様である。之に反して個人手形は信用最も薄弱である。銀行は略同様な信用を有するものと看做され一般には其間には別段の區別が爲されないのを常とする。

個人手形は其關係者の信用程度によりて夫れ夫れ區別相違を生ずる、又荷附爲替手形の場合には其商品により各別の商慣習があるを常とし之による區別分類も一般に行はれるところである、例へば紡績手形、棉花手形、生絲手形等の如き之である。

第三節 信用狀の有無に依る種別

外國爲替手形は荷附即ち擔保附爲替手形であるか Clean であるかを問はず銀行の發行した信用狀に基いて振出されたものと然らざるものとある、此點から二種に區別する事が出来る。

- (1) 信用狀付爲替手形 Bills drawn under a Letter of Credit ; Credit Bill
- (2) 信用狀無し爲替手形

信用狀とは銀行が他の銀行に宛て、一定の期間内、一定の金額を限り其信用狀の所持人の請求に應じ信用狀發行銀行若くは指定した人を支拂人とした手形を買取るべき事を依頼し其決済に關しては發行者たる銀行が其責に任ずべき事を保證した一種の紹介狀である、信用狀の發行を依頼せられた銀行は依頼人の信用如何により無擔保で爲す事もあるが一般には相當の見返り擔保の差入れを要求するのである。要するに信用狀なるものは互に遠隔の地に在り信用を有して居らない者の間に信用厚き銀行が仲介保證を爲して取引の圓滑を助くる處の要具である、而して逆爲替にも信用狀付のものとならざるものがある、即ち

- (a) 逆爲替手形 (イ) 信用狀無し逆爲替手形 Clean Bill
- (b) 信用狀付逆爲替手形 (ニ) 信用狀付逆爲替手形 Clean Credit Bill

- (b) 荷爲替手形 (ハ) 信用狀爲しの荷爲替手形 Documentary Bill
- (c) 信用狀付荷爲替手形 (ヘ) 信用狀付荷爲替手形 Documentary Credit Bill

の四種に細分する事が出来る、信用狀に據りて振出される場合には其手形振出人は銀行なる場合もあり個人若くは商社の事もあるが其支拂人は銀行たる事を原則とする。

然し一般には信用狀の一變態と看る可きものが行はれて居り通常は之をも信用狀と云つて居る、即ち銀行の本店から其支店に宛て、若くは一支店より本店又は他の支店に宛て、或る特定人の振出にかかる手形の買取方を指圖する信用指圖書 Letter of Instruction (買取委任書 Authority to Purchase) なるものがある、此種のものに據りて振出された手形に對しては銀行は何等手形上の責任を有せざるものであり、純然たる信用狀によりて振出された手形とは全然別種劣等なる手形と云ふべきである。

第四節 擔保の有無による種別

第一、荷附爲替手形、「クリーン」手形

銀行手形は無擔保であるを原則とするが、個人手形は其信用の基礎によりて荷爲替手形 Documentary Drafts 及「クリーン」手形 Clean Bills とに分つ事が出来る、Clean Bills は別に擔保を附せざるものである、之に反して荷爲替手形は運送中の貨物の代表證券が其擔保として手形に附屬して居るものである。

第二、荷爲替手形の附屬書類

荷爲替手形の擔保となるものは其貨物の代表證券たる船荷證券の外海上保險證券送狀等を一括したもので之を船積書類 Shipping Documents 云々。

(1) 船荷證券 Bills of Lading: B/L

船荷證券は海運業者に託送せる貨物に對して船長又は其代理者が發行する貨物代表證券で重書に依りて自由に讓渡又は質入する事が出来るものである。我商法規定の記載事項は(一)船船ノ名稱及國籍、(二)船長ガ船荷證券ヲ作ラザルトキハ船長ノ氏名、(三)運送品ノ種類、重量、若クハ容積及ビ其荷造ノ種類、個數、竝ニ記號、(四)備船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商號、(五)荷受人ノ氏名若クハ商號、(六)船積港、(七)陸揚港、但發航後備船者又ハ荷送人ガ陸揚港ヲ指定スベキトキハ其之ヲ指定スベキ港、(八)運送貨、(九)數通ノ船荷證券ヲ作リタルトキハ其員數、(十)船荷證券ノ作成地及其作成ノ年月日、(十一)其他運送條件、(十二)船長又ハ代理者ノ署名、である。諸外國の船荷證券にありても法規上、慣習上略ぼ同様である、今荷爲替手形の擔保用としての要點を挙げれば左の通りである。

(イ) 様式 各船主により各航路によりて様式同一ならず夫れ々異なる。各船會社に備へ付けあるを以て豫め準備すべきであり所定のものを用ゐなければならぬ。

(ロ) 員數、貨物を完全に代表する證券であるから勿論一通で充分目的を達し得る筈である、然し

荷爲替書類も國際的に遠隔の地方へ送達せられ紛失、水火盜難の危険があるから之を避ける爲めに現時に於ては數通發行せられるのが通常である、貳通乃至參通を通例とするが之を何通とするかは主たる爲替手形の員數と合致せしむべきである、手形各通毎に船荷證券をも一通添附させるからである。勿論其何れか一通が行使せられるときは他のものは皆無効となるから發行せられた丈け全部を取纏めたもので無ければ銀行では買取らぬ事は云ふ迄も無い、而して其發行員數は通常其約款の末項に記載せられてあり一目にして分明するのである。

(ハ) 荷受人、荷受人の指圖式として發行した場合には荷主は爲替取組銀行に對して裏書をせねばならぬ、無記名式の場合でさへも銀行は安全ならしむる爲めに一般に裏書をさせる。荷受主の信用如何によりては荷爲替取組銀行を荷受人として指定する事も往々行はれる所である。

(ニ) 完全船荷證券、故障附船荷證券、若し貨物に亂荷、溶解、水濡れ、潮濡れ、荷造不良等の缺點ある時は本船積込の際に船員受取證 Mate's Receipt に其旨の摘要が附せられ従て船荷證券にも同様の摘要が記載せられる、斯かる船荷證券を故障附船荷證券と云ひ爲替銀行は一般に買取らないのである、荷主側に於ては斯かる場合には豫め次の如き損傷貨物見返り保證狀 Letter of Indemnity を船會社に差入れて完全船荷證券 Clean B/L を取付けて荷爲替を取組む事が通常である。銀行は此内面事實を關知すること無く只完全船荷證券として買取る次第である。

193

To the Manager, _____
NIPPON YUSEN KAISHA.

Dear Sir,

In consideration of your issuing us (me) clean Bills of Lading for the undermentioned goods, for which exceptions have been inserted in the relative Mate's Receipt as indicated below, we (I), the undersigned, hereby undertake and agree to pay, on demand, any claims that may arise on the goods made by the consignee, or by any person to whom the documents are endorsed, and also to indemnify you against all consequences arising therefrom.

We (I) consent to this Letter of Indemnity being disclosed to underwriters on application.

Yours faithfully,

| | |
|--|-------------------------|
| The Ship " _____ " Voy. No. _____ sailing on _____ | |
| Port of loading _____ | Port of discharge _____ |
| B/L No. _____ | Shippers _____ |
| Marks & Nos. _____ | |
| Description of goods _____ | |
| Number of Packages _____ | |
| Weight or Measurement _____ | |
| Exceptions inserted in the M/R _____ | |

Form No. F 33 (Printed in Japan)
(2014-1)

(ホ) 積込式、受取式船荷證券、船荷證券は本船に貨物を積込完了の上發行せられるものである。

然し荷主は金融上一刻も早く之を取付け荷爲替の取組を欲するが故に積込前に發行を求むる事あり、斯の如き船荷證券を積込式 Shipped form B/L に對して受取式船荷證券 Received form B/L と云ふ、此種のもので其後豫定通り積込が完了すれば以て荷主に金融の便を與へ之が延いては船貨の増加となり船主にも利便を與ふるが一朝貨物相場激落に逢つた時は豫定の如き積込が行はれず銀行が大打撃を蒙る事となるから銀行は船荷證券の内容が受取式のものならば絶対に買はないのである。受取式と云ふ理由は Received for Shipment by.....と記載するからである。

(ヘ) 運賃、其他の條件、運賃には前拂の場合と後拂の場合とある、前拂の場合には別段の問題は無いが後拂の場合には荷爲替代金と重大な關係があるから注意しなければならない、例へば運賃保険料込値段 c i f の條件の場合には荷爲替代金は多くとも c i、即ち運賃を控除した金額以内なる事を要する、然らざれば擔保力が薄弱となるからである。

其他運送條件、免責條項に就ても之を買取るべき銀行の立場より云ふ時は有利なものを選ぶ可きである、特に船荷證券要式は印刷改訂が困難であるから條件の變更を示すに「ゴム印」を押捺し又は補箋 addendum を貼附する事が多いから之も看過すべからざるものである。

(2) 海上保險證券、Marine Insurance Policy

外國爲替手形の擔保として貨物代表證券たる船荷證券さへあれば差支へ無きが如きも萬一運送の途中に於て海難に罹り滅失したれば銀行は損失を蒙むることとなる、茲に於てか何等かの保障が無ければならぬ、海上保險證券は蓋し此場合の爲めに添附せらるゝものに外ならない。されば荷爲替手形を取組むに當りては是非其海上保險が契約せられてある事を必要とする。

(イ) 保險要償地、保險金支拂地は其貨物の仕向地である事を常とする、從て本船に事故發生の場合にも荷受人が仕向地に居り最も速かに知り得るから、萬一保險事故發生の報告を得た際には直ちに損害に對する填補を要求すべきものである。稀には積出地を以て支拂地とする事もある、此場合には荷爲替取組銀行が手許に此保險證券を保留する事が必要であり其旨を荷爲替手形案内狀に明記して取組先銀行へ通知す可きものである、此通知狀は Retaining Memo ; Insurance Memo ; Memo 等稱せらるゝのである。

(ロ) 保險保證狀、保險は概して貨物の積出地に於て契約せられるのが常である。蓋し、(a) 積出地に於ては保險業者も一定特産品を熟知し且つ同種危險が多く蒐集され易いから有利の條件で附保し易き爲め、(b) 他地方にて契約する事は手數煩雜であり、從て稍もすると敏活に手續行はれ難き缺點あるが爲めである。然し特別の事情により仕向地で附保契約せられる事も往々あり得る、此の場合には荷主は貨物發送と同時に品名、數量、船名等を架電通知しなければならぬ、而

して此際には保險證券を添附することが出来ないから保險保證狀 Insurance Slip ; Order of Insurance ; Insurance Guarantee を銀行へ差入れ置くのである。之は荷主が仕向地に於て銀行へ保險證券の引渡しを荷受主に對して指圖した書類である。

(ハ) 保險證明書、包括豫定保險契約がある場合には一口毎に保險證券は發行出來ぬ、其代はりに保險證明書 Insurance Certificate を發行する、之も通常正副二通發行せられ裏書をして荷爲替に添附せられる事は保險證券と何等相違が無いのである。

(ニ) 赤船荷證券 Red Bill of Lading 此の場合は船荷證券が赤インクにて印刷せられており同時に保險證券を兼ねて居るから保險證券は不要の筈であるが本邦に於ては尙ほ別に附保する慣習である。

(ホ) 保險金額、海上保險の保險金額は「仕向地迄の運賃保險料込値段 *etc.*」に「希望利益」を加算したものなる事を通常とする、從て荷爲替手形の額面金額は此金額以内なる事を要する、然らざれば法律上超過保險の問題を生じ同時に擔保力が薄弱となるからである。

(ヘ) 保險條件、海上保險には (a) 「全損 *ミ*」 T. L. O. (b) 「單獨海損不擔保」 L. D. A. (c) 「單獨海損擔保」 W. A. の條件がある。保險者の責任 (a) 最も軽く (b) 之に次ぎ (c) 最も重し、從て保險料も之に準じて (a) 最も低く (b) 之に次ぎ (c) が最も高いのである、貨物の性質又は危險の種類

によりては(a)ならざれば契約をしないものもある、例へば船船危険の如きは之である、又(c)の條件で契約せねばならぬものもある、例へば生糸の如きは之に屬する。又(b)で充分なものもある、例へば麻袋入の豆類の如きは之に屬する、銀行業者としては必要以下の條件で附保してありはしないかに注意を要する、蓋し斯の如きは擔保力の劣弱を意味するからである。

尙陸上の火災及船船危険が適當に附保せられてありや否やを充分吟味しなければならぬ、現在に於ては積出地、積替地、及荷揚港に於ける一週間以内の火災危険を包含するを慣習となすが地方によりては異なる慣習もある。又之等の何れかに於て一週間以上に互る可き場合には別に火災保険を契約せねばならぬ、銀行は之等の點をも注意す可きである。

(ト) 戦時危険及其他の危険、通常の海上保険契約にありては所謂 F. C. S. Clause に據り戦時危険は直接にも間接にも填補しないのである、故に苟くも戦争危険がある限りは戦時保険契約ある事が絶対に必要である、されば歐洲戦争の如き大戦争にありては其の戦後も尙ほ一ヶ年間位は附保が行はれた蓋し浮流水雷の危険が多いからである。尙ほ内亂、事變が勃發せる地方向貨物に對しても戦時保険附保を爲す慣習がある。其他突發的なる特種危険に對しては特別の保険を附する事が必要である、例へば歐洲戦後獨逸の賠償金問題に關聯して獨逸貨物は何時聯合國側の爲めに差押へらるゝやも知れ難い危険があつた、之に對して歐米諸國では Risk of Reprisal を附して

居た、我國では戦時保険を附して F. C. S. Clause の免責約款を取消して捕獲、拿捕、及抑留の危険を填補する事として居たが幸に此問題は起らなかつた。

(三) 送狀 Invoice: Commercial Invoice

送狀は荷主より荷受主に宛て、發行する書類で發送した貨物に關するあらゆる事項を明記したものである、之を或は仕切狀とも稱し船積書類中重要な書類の一である。其荷爲替擔保要項としては

(イ) 金額、送狀額面は荷主が荷受主に對して此貨物に對して要求すべき金額である、從て荷爲替手形の額面は之と同額若くは其以下なる事を要する、同額なる場合には之を丸爲替と云ひ然らずして其れ以下なる場合を一部爲替と云ふが實際上本邦に於ては行はれて居らぬ。若し送狀額面が實價以上ならば荷爲替の擔保力を弱からしめる事となるから銀行は常に市價に注意を拂はねばならぬ、尙 C. F. 値段の條件で運賃が後拂なる場合には荷爲替手形額面は C. F. の金額以内たる事を要する事は前述の通りである。

(ロ) 荷爲替送狀 荷爲替取組には眞正の送狀を添附すべきであるが信用ある荷主の場合には簡單なる荷爲替用送狀 Draft Invoice: Abstract Invoice を添附する事を默認するが常である、而して此場合本來の送狀は荷主が直接荷受主に送附するのである、即ち一般に荷爲替上必要ならざる部分を省略單純化したものである。

(4) 領事證明送狀 Consular Invoice

米國、葡萄牙、智利、伯西爾、其他の南米諸國、加奈陀等への輸入品に就ては領事送狀の添附を必要とする、米國のものは青色の紙に印刷せられ加奈陀のものは薄桃色である故に通常前者を Blue form、後者を Red form と云ひ夫れ／＼の領事館に備付準備してある、豫め受取作成し置く可きである。米國向のものは價格百弗以上必須である（個數に拘らず同一品種につき同一船便毎に合計して價額百弗以上）四葉を以て通常一組とする Original; Duplicate, Triplicate, Quadruplicate とし第一は當該我國駐在領事館の控とし、第三は米國の到達港税關へ郵送して輸入手續の照合の用に充てしめる。荷主は第二、第四の交付を受ける、之は單なる送狀で無く米國領事の證明が必要であり、證明を得るに一定の手續料 Consularage; Consular fee を納付せねばならぬ二通以上幾通にても別段の料金を納めて證明を求める事が出来る。一九三〇年八月十六日新關税法の實施と共に生糸綠茶の如き無税品簡易扱によるもの並びに重量税によるものは領事證明送狀を要せざる事となつた。

近年各國とも國際收支の調整に意を用ひ輸入統制に傾いた結果新しく之を必要となす國も頗る増加した。

(5) 其他の書類

(イ) 製産原地證明書 Certificate of Origin 協定税率の約定ある協定國より輸入する場合には輸

出國駐在の輸入國領事又は商務官が證明した製産原地證明書が無ければ協定税率の適用を受ける事は出来ない、故に斯る貨物の輸出者は此書類を成規の通り船積書類に添附しなければならない。

(ロ) 消毒證明書 Certificate for Sanitary Dis-infection 動物原料品に就ては成規の消毒を要求して居る國がある、例へば米國の如きは其例で豚毛、皮革、等に就ては米國領事館で宣誓をした消毒證明書を添附せねば米國へ輸入する事が出来ないことゝなつて居る。

(ハ) 其他の書類、戦時其他の特別な場合には別段の書類を必要とする事がある。

(6) 荷爲替手形副書 Letter of Hypothecation

輸出者が荷爲替を取組むに當り銀行が差入れを要求する書類である、荷爲替手形が若し不渡りとなつた時は銀行は勿論其擔保たる貨物を處分して辨済を受け得べき筈である。然し乍ら元來貨物に關しては専門家ならざる銀行業者のなした處分に對しては荷主の側に於て其處分の時期、場所、方法、價格等について不満を感じ苦情を有する場合が多い、第一には此面倒を除き、第二には處分によつて得た手取金を以て手形金額、諸掛、手数料及延滞日歩等の支拂に充當し萬一不足を告げた場合には隨時追償を爲す可き旨を明約した書類が之である、之に二種ある、一は一口一口差入れるもので他は一般荷爲替手形副書 General Letter of Hypothecation と稱し一定期間の荷爲替に對して豫め差入れ置くものである。

GENERAL LETTER OF HYPOTHECATION.

TO THE
Yokohama Specie Bank, Limited.

As you may from time to time purchase from or negotiate for Bill or Bills of Exchange drawn or endorsed by ... with collateral securities, it has been agreed between us that the stipulations contained in this Memorandum shall be deemed to be continuing and ambulatory, and are to apply to all cases in which such Bills of Exchange may at any time either directly, or through other person, be negotiated with or sold to you by ... and this Memorandum shall have the same force until ... shall give you notice of ... intention to terminate it, as if a separate Memorandum were signed by ... on each purchase or negotiation.

1. I authorize you, or any of your Managers, or Agents, or the Holders for the time being, of any such Bill or Bills as aforesaid (but not so as to make it imperative) to insure any goods forming the collateral security for any such Bill or Bills of Exchange from sea risk, including loss by capture, and also from loss by fire on shore, and to add the premiums and expenses of such insurances to the amount chargeable to ... in respect of such Bill or Bills, and to take recourse upon such goods in priority to any other claims thereon, or against ... without prejudice to any claim against any endorser or endorsees of the said Bills, for reimbursing yourselves, or other the person or persons paying the same, the amount of such premiums and expenses, and also to sell any portion of such goods which may be necessary for payment of freight, insurance, and expenses, and generally to take such measures and make such charges for commission, and to be accountable in such manner, but not further or otherwise than as in ordinary cases between a merchant and his correspondent. And I consent to the goods being warehoused at any public or private wharf or warehouse selected by the Drawees or Acceptors of the Bills, unless you offer an objection to such wharf or warehouse.

2. We hereby also authorize you, or any of your Managers, or Agents, or the Holders for the time being of any Bill or Bills of Exchange as aforesaid, to take conditional acceptances to all or any of such Bills, to the effect that, on payment thereof at maturity, the Documents handed to you as collateral security for the due payment of any such Bill or Bills shall be delivered to the Drawees or Acceptors thereof, and such authorization shall be taken to extend to cases of acceptance for honour, subject, nevertheless, to the power next hereinafter given, in case the Drawee shall suspend payment, become bankrupt, or go into liquidation during the currency of any such Bill or Bills.

3. I further authorize you at any time or times before the maturity of any Bill or Bills of Exchange, as aforesaid, to grant a partial delivery or partial deliveries from time to time of any part or parts of such goods in such manner as you or the Acceptors of such Bill or Bills of Exchange or their representatives may think desirable to any person or persons on payment of a proportionate amount of the invoice cost of such goods, or of the Bill or Bills of Exchange drawn against same.

4. I further authorize you, or any of your Managers, or Agents, or the Holders for the time being of any Bill or Bills of Exchange as aforesaid, on default being made in acceptance on presentation, or in payment at maturity, of any such Bill or Bills, or in case of the Drawees or Acceptors suspending payment, becoming bankrupt, or entering into liquidation during the currency of any such Bill or Bills, and whether accepted conditionally or absolutely, to sell all, or any part of the goods forming the collateral security for the payment thereof at such times and in such manner as you or such Holders may deem fit, and, after deducting usual commission and charges, to apply the net proceeds in payment of such Bill or Bills and with re-exchange and charges, the balance, if any, to be placed at your or their option against any other of ... Bills, secured or otherwise, which may be in your or their hands, or any other debt or liability of ... to you or them, and subject thereto, to be accounted for to the proper parties. In case of loss of ship or goods insured at any time, I authorize you, or the Holders thereof, to retise the policy or policies and charge the same commission on the proceeds as upon a sale of goods, and to apply the net proceeds, after such deductions as aforesaid, in manner hereinbefore lastly provided.

5. In case the net proceeds of such goods shall be insufficient to pay the amount of any such Bill or Bills, with re-exchange and charges, I authorize you, or any of your Managers, or Agents, or the Holders for the time being of such Bill or Bills as aforesaid, to draw on ... for the deficiency, without prejudice nevertheless to any claim against any endorser or endorsees of the said Bills for recovery of the same or any deficiency on the same; and I engage to honor such Drafts on presentation, it being understood that the account current rendered by you or by such holders shall be sufficient proof of sale and loss.

6. I further authorize you, or any of your Managers, or Agents, or the Holders for the time being of any such Bill or Bills as aforesaid, whether the aforesaid Power of Sale shall or shall not have arisen, at any time before the maturity of any such Bill or Bills, to accept payment from the Drawees or Acceptors thereof, if required so to do, and on payment to deliver the Bills of Lading and Shipping Documents to such Drawees or Acceptors; and, in that event, you or the Holders of any such Bill or Bills are to allow a discount thereon, not exceeding five per cent. per annum, for the time they may have to run as follows:—

At one half per cent. per annum above the advertised rate of interest for short deposits allowed by the leading London Joint Stock Banks, if payable in Great Britain.

At the current minimum rate of discount of the National Banks of France, Italy, Belgium, and Germany, if payable in those countries.

At the current rate of rebate for Documentary Bills, if payable in Switzerland or the United States.

At the current rate of rebate allowed by the Exchange Banks, if payable at any place east of Suez.

8. Lastly, it is mutually agreed that the delivery of such collateral securities to you shall not prejudice your rights on any such Bills in case of dishonour, nor shall any recourse taken thereon affect your title to such securities to the extent of ... liability to you as above, and that notwithstanding any alteration by death, retirement, introduction of new partners or otherwise in the persons from time to time constituting our firm or other the style or firm under which the business at present carried on by us may be from time to time continued, this Letter and the powers and authorities hereby given are to hold good as the Agreement on the part of the firm as aforesaid with you, and that each negotiation of a Bill or Bills hereunder is to be treated as a renewal by or on behalf of the firm as then existing of the terms of this Agreement. It is also agreed that you are not to be responsible for the default of any Broker or Auctioneer employed by you for any purpose.

Dated ... this ... day of ... One Thousand Nine Hundred and ...

Witness to the signature of

Witness.

Occupation.

Address.

外國爲替論

六六

貼印參
用紙錢
Stamp
輸出G67

荷爲替手形副書

今後時々當社ノ振出又ハ裏書シタル荷爲替手形買取方ヲ貴行へ依頼可致ニ付總テノ場合ニ適用スヘキ副書トシテ左ノ通り契約致候也

一、左ノ場合ニハ手形引受ニ對シ附屬書類御引渡被下度

A 手形面ニ Document against Acceptance 又ハ D/A ト特記セル場合

B 信用狀ニ基ツキ其發行銀行宛振出シタル場合

C 手形引受地若クハ支拂地ノ習慣トシテ Document against Payment ナル條件ヲ認メサル場合

一、手形面ニ Document against Payment 又ハ D/P ト明記セル場合及ヒ附屬書類ノ處置ニ關シ何等ノ記入ナキ場合ニハ手形金支拂ニ對シ附屬書類引渡被下度

一、信用狀ニ基ツキ振出シタル手形及ヒ附屬書類ノ取扱方ニ就テハ當社ニ何等ノ通知ヲナスヲ要セス全然信用狀條件又ハ信用狀發行地ノ商習慣ニ基ツキ適宜御取扱被下更ニ異議無之事

一、特ニ拒絕證書ノ作成ヲ請求致候手形ノ外ハ總テ拒絕證書ノ作成ヲ免除シタルモノトシテ御取扱相成度事但シ拒絕證書作成ヲ免

除セル場合ト雖モ貴行又ハ貴行爲替取引先ニ於テ必要ト認ムル場合ハ拒絕證書作成被下候共何等ノ異議無之事勿論拒絕證書ノ作

成ヲ請求致候場合ニ於テ作成相成候拒絕證書ハ總テ作成地ニ於ケル適法ノ拒絕證書ト了解可致之ニ對シ何等ノ異議ヲ要求不致候

一、手形名宛人ニ於テ手形ノ引受又ハ支拂ヲ拒ミタルトキ又ハ手形支拂期日前ニ附屬荷物到着シタル場合ハ貴行又ハ貴行ノ爲替取

引先ニ於テ當社ニ代リ手形附屬荷物ノ陸揚、通關、庫入、保險等凡ソ荷物保管ニ必要ト御認メ相成候臨機ノ御處理被成下度其費

用ハ當社ニ於テ負擔可致ハ固ヨリ運送、通關、倉庫、保險等各業者ノ故意又ハ不注意天災地變ノ如キ不可抗力等一切ノ事項

リ生シタル損害ハ總テ當社ニ於テ負擔可致候

第六章 外國爲替の種類

六七

一、手形引受人カ右手形支拂日ニ到達スル迄ノ期間或倉庫ヲ指定シテ庫入方請求致候而貴行又ハ貴行爲替取引先ニ於テ異存ナキ限リ御承諾被下此場合ニ於テ生スル一切ノ危険ニ對シテハ當社ニ於テ其責ニ任スヘク候
 前項ノ通り荷物保管ニ必要ナル手續ヲ貴行又ハ貴行取引先ニ於テ御取計ヒ相成ラサルニヨリ損害ヲ生シ候共當社ニ於テ之ヲ負擔シ御迷惑相掛ケ申間敷候

一、手形名宛人ニ於テ右手形ヲ引受ケヌ又引受人ニ於テ手形ヲ支拂ハサル場合ハ拒絕證書ヲ作成シタルト否トニ係ラス電信若クハ郵便ヲ以テ當社ヘ通知有之次第手形面金額及ヒ期日後ノ貴行御所定ノ利率ニ據ル延滞利子ヲ加算シ當日ノ貴店電信爲替相場ニテ換算シ直ニ入金可致候若シ額面金額ヲ振出地通貨ニテ記載シタル手形ニ對シテハ御買取當日ヨリ其日迄ノ貴行御所定ノ利率ニ據ル利子ヲ添へ入金可致候前項ノ場合ニ於テ貴行ノ都合ニヨリ適法ノ擔保又ハ償還ノ請求ヲ爲サル、場合ト雖モ異議申立間敷候

一、手形引受人カ手形ノ引受又ハ支拂ヲ拒ミタル場合ニ於ケル引受又ハ支拂拒絕ノ事實並ニ其拒絕金額及ヒ其附帶費用ニ對シテハ如何ナル場合ニ於テモ貴行ノ説明ニ満足シ何等ノ證明ヲモ要求致間敷候

一、手形ノ引受又ハ支拂相滞リ候節ハ當社ニ何等ノ通知無シニ附屬荷物ヲ適宜御賣却ノ上其支拂ニ充當相成候共異存無之尙不足相生シ候ハ、當社ニ於テ辨償シ貴行ヘ損害相掛申間敷候右荷物賣却代金ニ剩餘有之候場合ハ之ヲ貴行ニ對スル當社ノ他ノ債務ニ充當相成候共異議無之候

一、手形引受人ヨリ手形支拂期日前ニ其附屬荷物ノ内渡ヲ請求致候節ハ送り状面ニ照シ貴行又ハ貴行爲替取引先ニ於テ相當ト認ムル内入金ヲ取立テ荷物御引渡被下度候此場合ハ其土地ノ習慣ニヨリ若シ習慣ナキトキハ貴行又ハ貴行爲替取引先ノ規定ニ依リ内入金ニ對スル相當利息ヲ右手形引受人ヘ割戻シ被下度候

一、手形名宛人カ引受ヲ拒ミタル結果參加引受人カ無條件ニテ引受度旨申出候節ハ御承諾可被下此場合ハ總テ名宛人ノ引受タルモノト同様ニ御取扱被下度候

一、手形並ニ附屬書類カ回送中不可抗力ノ爲メ紛失又ハ滅失致候場合ハ貴行ノ御都合ニテ更ニ代リ手形ヲ差出スカ又ハ手形不渡リノ場合ト同様ニ手形面金額及利子其他一切ノ費用ヲ貴行御請求通リ入金可致候

代リ手形差出候場合ハ手形呈示遲延ノ期間ニ對スル利子ハ御請求次第御拂込可致候

一、手形並ニ附屬荷物ニ關スル訴訟ハ當社カ手形買取ヲ依頼セル貴行營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ區裁判所ニ提起セラル、モ異議無之候

右契約致候證トシテ茲ニ記名調印致候也

昭和 年 月 日
 横濱正金銀行
 御 中

第二、引受渡手形、支拂渡手形

前述の如き荷付爲替手形は其擔保貨物引渡上より區別して更に之を支拂渡手形と引受渡手形とに分別の事が出る。

(a) 支拂渡手形 Documents against Payment; Payment Bill. D/P. 荷受人が手形代金の支拂を爲す迄は原則として船積書類を引渡さないものである。従つて此種のもは最後迄完全なる擔保附荷爲替手形である。

(b) 引受渡手形 Documents against Acceptance; Acceptance Bill; D/A. 其手形の引受があつた時は直に船積書類を引受人に引渡し同時に手形は擔保を失ひ clean となるものである。而して一の爲替手形を何れの種類となすかは (イ) 荷爲替取組人の信用、(ロ) 荷爲替取組人の希望、があり且つ (ハ) 銀行の判断、で定まる。ものであり取組銀行が海外の支拂地へ送附するには特に此點を明記するものである。

印 參
紙 錢

爲替手形擔保荷物保管證

A

| | |
|-----------------|-----|
| 大藏省許可證 番號及日付 | |
| 信用狀發行年月日 | |
| 信用狀種類及番號 | No. |

一 船荷證券
一 產地證明會
一 海上保險證券
一 インウオイス
一 通
一 通

右船荷證券面記載事項ノ要件ハ別掲ノ通りニ御座候
右ハ 國 市 ヨリ 當社ヘ宛テ振出當社ニ於テ支拂ノ引受ヲナシタル爲替手形
番號 貴行 支店第 也 號

支拂期日 年 月 日

金額 金 支拂日 年 月 日

ニ對スル支拂擔保トシテ貴行ノ御所有ニ相成候モノニ有之候處今般都合ニヨリ當社ニテ右擔保荷物保管致度ニ付
右船荷證券當社ヘ御交付ノ儀及御請求候處御承諾相成候ニ付テハ左ノ通り契約締結致候
一 右船荷證券又ハ其附屬荷物ニシテ 當社ノ保管中ニ係リ右爲替手形ノ支拂未了中ハ貴行ヲ以テ該證券又ハ荷物ノ
所有主ト認ムル事

一 該船荷證券ニ記載スル荷物ノ陸揚通關倉入保險及賣却ノ事ニ限リ總テ 當社ニ於テ貴行ノ代理者トシテ之ニ從事
シ荷物賣却ノ場合ニハ其賣場代金ハ直ニ貴行ヘ拂込可申事

一 該荷物ノ輸入税及消費税ハ勿論陸揚運搬倉入保險賣却等ニ要スル諸費用ハ一切當社ニ於テ支拂ヒ可申事

一 當社ニ於テ貴行ノ勅定ヲ以テ該荷物賣却致候場合ニハ書面ニ依ル貴行ノ御承諾ヲ得スシテ買主ニ對シ信用貸ハ
致問數猶又荷物ノ引渡代金請取ノ方法其他賣却ニ關スル事項ヲ即時貴行ニ御詳報可申事

一 當社ニ於テ該荷物ノ引渡ハ一般ニ現金拂ニ對シテノミ可致事ヲ主旨トシ若シ約束手形ヲ受取ル場合ニハ荷物引
渡前テ先ツ其手形關係人名ヲ貴行ニ通知シ貴行御承諾ヲ經ヘクシテ受取タル約束手形ハ貴行ヘ御渡シ可申事

シテ期日ニ至リ貴行ニ於テ代リ金ヲ取立ラルカ又ハ豫メ割引セラルカ又ハ貴行ニ於テ 當社ニ御返戻ノ上其ノ
處分ヲ 當社ヘ御委託被成歟執レトモ貴行ノ御隨意タルヘキ事

一 該荷物 當社所有ノ倉庫ニ庫入中ハ他ノ荷物ト判然區別ヲ立テ特ニ貴行ノ爲メニ設備セル場所ニ保管シ何時タリ
トモ貴行ニ於テ單獨又ハ他ノ關係銀行ト共同ニテ御検査相成共異議無之事

一 該荷物ニ對シテ起ル傷害及損失ハ總テ 當社ニ於テ其責ニ任シ可申事

一 該荷物ノ火災保險其他必要ナル一切ノ損害保險ハ保險價格ノ最高額迄ヲ附シ保險金ハ保險會社ヨリ直接貴行ヘ
拂込マシムヘキ様豫メ契約ヲ取結ヒ置ヘキ事

一 右荷物ハ貴行ノ御都合ニヨリ御請求次第何時ニテモ貴行ヘ御返戻可致事

右契約致候處相違無之候也

昭和 年 月 日 本 人
連帶保證人

横濱正金銀行東京支店 御中

| | |
|---------|--|
| 荷印荷番號 | |
| 個數 | |
| 品名種類 | |
| 搭載船名 | |
| 賣込先 | |
| 代金入金豫定日 | |
| 荷物保管場所 | |

| 荷印荷番號 | 個數 | 品名種類 | 搭載船名 | 賣込先 | 代金入金約定日 | 荷物保管場所 |
|-------|----|------|------|-----|---------|--------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

引受渡の手形は其満期日に確實に代金が支拂はれる筈であるから支拂地の金融市場で割引に附し其手取金を直ちに爲替資金とする事が出来る、然るに支拂渡手形にありては期日が到達しない以前に於ても荷受主の都合により隨時戻割引の要求が爲され代金が支拂はれる事があるから此種手形を支拂地に於て割引に附する事は絶對的不可能の事に屬する、從て D/A は銀行にとりては安全有利であり荷受主にとりては不利益なる條件である、故に D/A は信用大なる者に對してのみ許す條件である、尙ほ戻割引率は倫敦市場、本邦市場に於ては割引率の二分の一見當なるを常とする。

引受渡の手形にありては本來手形金額を支拂つた上でなければ船積書類を荷受人に交付せられないのが原則である、而して満期日前に於ても手形代金を支拂ひ所謂戻割引を行ひて船積書類の交付を受ける事が出来るや勿論である。然し乍ら荷受主の都合によりては満期日迄金融の便を有せざる者がある、而かも貨物は其本質上損敗し易きものであるとか、急に引渡す必要が起つたとか處分上急を要する場合に原則通り銀行が引渡をしなければ結局銀行自身が擔保物の價格減却の爲めに却つて損失を蒙る結果を生ずる場合があり、此際の爲めに一種の便法が慣用せられて居る、即ち荷受主は銀行に一定の書類を差入れて一時船積書類の借出を爲す事である。銀行としては引受人より船積書類借受の依頼があつた時は其依頼者の信用程度の如何に依り無擔保とする事もあるが多くの確實な擔保を入れさせ或は信用充分な第三者又は銀行を保證人に立てて書類を添付した手形一通毎に「質入船積書類保管

預り證」Trust Receipt for Hypothecated Shipping Documents (前掲式七〇一七二)を差入れさせた上、引渡すものである、又 Trust Receipt の代はりに積荷受託證書 Bailee Receipt を差入れしめる場合もある、其内容職能には殆ど變りが無い。

第五節 外國爲替賣買上の種別

外國爲替は其の供給上の立場から賣爲替と買爲替の二種に分つことが出来る、凡そ外國爲替の効果發生は必然的に賣買によらねばならない、對外債權を有するものが之を取立て若くば受領せんとする場合には其爲替を銀行に賣るのであり之に反して對外債務を有する者が其の支拂決済を爲さんとする場合には爲替を銀行から買はなければならぬ。されば此爲替の賣買上から見るときは爲替銀行と個人(銀行以外の者を總稱して個人と云ふ)とは正反對の立場に立つものである、即ち銀行賣は個人買であり銀行買は個人の賣爲替である、されば何れの賣か買かを明かにしなければ判然しない譯であるが然し單に賣爲替とか買爲替とか云ふ時は銀行の立場から見ての賣なり買なりを意味するものと爲すを一般の慣習とする、故に個人の立場より云ふときは必ず個人賣とか個人買とか個人なる形容詞を冠するのが通例である。

一、賣爲替

爲替銀行は外國爲替を一般個人から買入れ同時に其需要に應じて外國爲替を賣渡すものではあるが

原則として其買入れた爲替手形を其儘賣り渡すものでは無く、買入れた爲替は之を支拂地の支店なり代理店へなり送付して之を取立てさせ其預け債權たる手取金を引當てに銀行が自ら振出した爲替手形を賣るのである、従つて銀行の賣爲替には信用狀付とか荷爲替付とかは全然存在しない。

- 而して此賣爲替に屬するものは
- (イ) 形式上——皆 clean であり、擔保も信用狀も附せられない、
 - (ロ) 目的上——對外債務者が需要する
 - (a) 送金爲替手形——佛國向け等稀に小切手の場合もある。
 - (b) 輸入爲替振宛人も其決済上——銀行から買爲替を爲す。
 - (ハ) 期限上——T.T.等が頗る多く期限永きものは比較的稀である。
 - (ニ) 賣爲替の起因

(a) 輸入貿易、(b) 外國宛送金、(c) 外國通貨預金の引受、(d) 外國通貨の賣却 (e) 地金銀の賣却——但し一般爲替銀行が外國より地金銀の現送を受けた場合には之を保有すること無く直に中央銀行に賣却して自國通貨に換へるを常とする、(f) 外貨證券の賣却。

但し例外として爲替銀行も在外資金の都合によりては長期爲替を賣ることも屢々行はれることがある。

二、買爲替

輸出業者其他之に類する對外債權者にして之を回収せんとする者は常に外國爲替手形を振出し之を銀行に賣渡す即ち銀行から見ても買爲替となる。其内容を分析すれば

- (イ) 形式上——(a) 擔保の有無——荷付爲替手形と逆爲替手形とある。
 - (b) 信用狀の有無——信用狀付のものとなし Clean のものとある。
 - (ロ) 目的上——對外債權者が供給する。
 - (a) 取立爲替手形
 - (b) 輸出爲替振出人が荷付爲替手形を供給し若くは輸出代金の取立の爲めに銀行に買つて貰ふ。
 - (ハ) 手形當事者——個人手形、Private Bills: Papers. は皆之に屬する。
 - (ニ) 期限上——一般に一覽後三十日、六十日、九十日拂等のものが大部分を占める。
 - (ホ) 買爲替の起因
 - (a) 輸出貿易、(b) 外貨自國宛送金受領、(c) 外貨預り金の拂出、(d) 外貨の買入、(e) 地金銀の買入、(f) 外貨證券利札等の買入、等
- 爲替銀行によりては勘定科目として賣爲替をば特に Drafts sold とし之に對して買爲替を Bills

Bought と判然區別するものもある、而して我國では生絲手形(Silk Bills)は銀行の買爲替であり棉花手形(Cotton Bills)は銀行の賣爲替を意味するものであり商品別に爲替の種別がなされるを常とする。

見時に於ては前述の如く勘定科目名として區別使用せられて居る外 Bill と Draft の間には區別が置かれて居ない様である、一般に英國で Draft は屢 Draught: Draught と綴られたもので "to draw" なる動詞の轉化であると解せられ一覽拂又は一覽後若くは日附後定期拂の Bill of Exchange の外 cheque も屢 Draft と稱せられる、然し本來は銀行自身の手形即ち其支店又は他店宛に振出されたものを指すものとされて居る、されば銀行の賣爲替相場は Bank's Drawing rate と云はれて居る。米國では Draft は即ち Bill of Exchange となすも前者は國內取引に用ゐられ後者を禁じ得られる、外國取引には主として後者が用ゐられる、Bill は譲渡を禁じ得ず、一般に振出地と仕向地が異なる場合には之を Exchange と稱へるのである。

第六節 外國爲替取組の方向徑路上の種別

第一、直接爲替、間接爲替

爲替取組の徑路から觀て直接爲替(Direct exchange)と間接爲替(Indirect exchange)とに區別され得る、其れが送金爲替か取立爲替かを問はず相手方に對して直接取組まれるものを直接爲替と云ふ、通常の外國爲替手形は大部分之に屬する。然し時によりては第三國を經由して間接に取組む方を直接爲替に比較してより有利と爲す場合がある、即ち倫敦へ送金爲替を取組むに當り直接取組むよりも先づ以て上海へ送金し上海から更に倫敦へ送金爲替を取組む方が有利だと云ふ場合の如きが此の例で

ある、或は上海のみならず更に他の一箇國を經由するを有利と爲す場合もあり得るのである、斯かる徑路に依りて取組まれる爲替を間接爲替と云ふ、而して間接爲替は斯く各地各種の爲替相場を對照採算して就中有利のものを選定するところの爲替の裁定 (Arbitrage or Arbitration of Exchange) を必然的に伴ふものである、故に各地に支店なり取引店なりを有して日常爲替相場の架電報告が行はれることが必要であり主として爲替銀行か大規模貿易業者が頻繁に利用する方法である、尤も近時歐洲各地から我國へ振宛て來る爲替には振出地自國貨幣に依らずして第三國貨幣を額面とする手形が少くないが此種のものも尙ほ間接爲替の一種と見るべきである、例へば Vienna から英貨手形が振出されたり如き又戦前の慣行であつた紐育向積出貨物に對する英貨爲替を倫敦向取組んだ如きは何れも此種間接爲替に屬するものである。

而して間接爲替の場合に其の經由地となるは採算上其地を經由することが有利なる如き相場の現はれる地に限る、斯の如きは各國向けの爲替の需要供給の出合の多い地に限り、從つて金融、爲替、貿易の中心市場たるを常とする、即ち事實上、倫敦、紐育、上海等を經由するものが多きを占める次第である。第二、並爲替、逆爲替

爲替取組の方向から觀て並爲替、逆爲替の種別がある、此の名稱は本邦特有のものである、外國では單に爲替と云へば前述逆爲替 Bill of Exchange ; Draft. を意味し並爲替は通常送金爲替 (Remittance by sight draft) と稱せられて居る、而して之は古來個人の自由、權利の主張が強き外國では

債權者が進んで取立つるを原則とし寧ろ義務の觀念が強かつた我邦では債務者側から進んで辨済するを原則とした古い因襲の區別を告げるものではあるまいか。

並爲替とは對外債務者が其債務決済の爲めに銀行に於て在外債權者宛てに取組む送金爲替を指し其爲替銀行から見るときは賣爲替に屬するもので或は之を通常爲替、順爲替とも稱へる。

逆爲替は前者の反對で對外債權者が相手方債務者からの送金を待たずして自ら債務者宛の爲替手形を振出し之を銀行に賣却して債權回収を爲す場合である、貨物の輸出商が船積書類を擔保として銀行に交付し之に對して代金取立を依頼する爲替の如き或は旅行信用狀の所持人が海外で信用狀發行銀行宛の爲替手形を振出し之に對して其地通貨を收受する如き手形は皆之に屬する、されば事實上貿易の大部分は荷爲替若くは逆爲替で決済される、而して逆爲替は銀行の立場から見ても買爲替となる。

第七節 外國爲替發生動機上の種別

之は其爲替が発生するに至つた所以動機上の種別であるから外觀形式上には何等の相違も無いのである。

第一、債權債務決済の爲め発生したるもの

商品を輸出した輸出業者が荷爲替手形を振出して取組む如き或は逆爲替を以て銀行に取立を依頼する如き、出先商人が利潤を本國へ送金する場合、海外に於て運賃備船料等を收受した船主が本國へ送金する場合、海外に於て附保した保険業者が受入保険料を本國へ送金し又保険事故發生の際保険金を送附する場合、或は之等の反對の場合に發生する外國爲替は皆之に屬する又外債利子配當金の受入れ、外債利子配當金等の支拂も皆此種に屬するものである、而して何としても此種に屬する範圍が最廣汎なるべき事は凡そ推定され得る。

第二、資金移動の必要上發生するもの、——之には又種々の場合がある。

(イ) 資金融通を目的とするもの——資金融通の目的で信用手形を振出すには豫め外國の金融業者と協定の上之に宛てて振出し之を内國市場で賣却して其手取金を資金として入手するものである、而して手形の支拂人たるものは金融業者なるを常とする、振出人は手形の満期日迄其れ支拂の資金を利用する事が出来る、而して其決済に對しては其満期日に至りT、T、(電信爲替)を買入れて送金する事あり、或は満期日より郵便日數丈け前にO、D、(參着)を買入れて送金する事もある、或は同様の手形を振出して其手取金を以て決済資金に充てる事もあるのである。

(ロ) 在外資金移動を目的とするもの——爲替銀行なり貿易業者なりが在外資金の偏在を調節するが爲めに發生を見るもので甲國に預託してある資金を乙國へ移動せしめんとする場合、或は金利低い國

に在る資金を金利高い國へ移動せしめんとする場合に行はれる如きは之に屬する、例へば貿易、金融上の關係で貸越となつてゐる紐育の資金を借越となる倫敦へ移動させる爲めに紐育向爲替を賣り倫敦向爲替を買ふ如きは其一例である。

(ハ) 資金逃避を目的とするもの——一國の對外爲替相場が不利となり益々悪化の傾向ありと認められたとき更に將來に於ける自國貨幣の平貨切下斷行により内國貨幣價値の激落が見越される如き場合又は金利所得に對して高率課税が豫想せられる如き場合に決済すべき對外債務が別段無きに拘らず内國資金を海外預託の目的で送金爲替を取組む場合の如きは茲に所謂資本逃避の目的を有するものである、斯くの如く發生した在外資金は前述の如き豫想が適中し内國貨幣價値の激落若くは爲替相場の大暴落が實現した場合に逆爲替の振出しによるか、先方國よりの送金爲替の取組を受けるか、或は之を以て輸入資金に振當て貨物の輸入による回收決済を見るを常とする、然し一般に如何なる國家に於ても爲替が落潮を呈せる場合に資金逃避による金の流出を促がすことは其國信用の基礎根底を危殆ならしめるから斯の如き際に於ては資本逃避防止法の如き法令によりて制限を加ふるを常とする。又或る一國に於て金利のより高さ他國へ金利の鞘を利得せんが爲め送金するものも之に屬する。

第三、爲替相場差益を目的とするもの——一般に外國爲替は支拂建勘定相場即ち邦貨建の場合には安く買ひ高く賣り受取建勘定相場即ち外貨建の場合には高い相場で買つて低い相場で賣れば其差を利得

The Yokohama Specie Bank, Limited.

Reference:

D. C. No. _____

Dated _____

19 .

Dear Sirs:

We hereby authorise you to draw upon The Yokohama Specie Bank, Limited, at _____ after sight for account of _____ for any sum or sums not exceeding in all:—

say _____ invoice cost of _____ to be shipped by you per steamer(s) &/or motor-vessel(s) from _____ up to _____

The Bills of Lading in triplicate must be made out in the order of "THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LTD." and Invoices in triplicate, Marine Insurance Policy in triplicate (for 10% over the Invoice value), in our name, or in the name of the shipper and endorsed, claims payable in _____ are required.

The said documents are to be disposed of as follows:— One Bill of Lading, Invoice, and Marine Insurance Policy to be forwarded by the negotiating bank to the Yokohama Specie Bank, Limited _____ by the steamer &/or motor-vessel carrying the goods or by the first available mail, and the duplicate Bill of Lading, Invoice and Marine Insurance Policy to be despatched by the following mail to our aforesaid branch.

The remaining documents are to be attached to your draft(s) on _____, together with the negotiating bank's letter certifying that all documents have been made out and disposed of in accordance with the terms of this credit, and these documents are to be delivered to the Yokohama Specie Bank, Limited, against acceptance of the draft.

All drafts against this credit must be drawn and negotiated on or before the _____ and contain the Clause:—

"DRAWN UNDER LETTER OF CREDIT D.C. No. _____ Dated _____ and the advice thereof (in duplicate) is to be sent to us at the time of negotiating the draft; the amount of the draft negotiated must be endorsed on the back hereof and this Letter is to be returned to us when exhausted or expired.

And we hereby agree with the Drawers, Endorsers, and bona fide Holders (for the time being) of bills drawn in accordance with the terms and conditions of this Credit, that such bills shall be honoured on presentation at our office in _____

Yours faithfully,

For The Yokohama Specie Bank, Limited.

Manager.

することが出来る、そこで専ら此相場の鞘を得せんが爲めに外國爲替の發生を見る場合が多い、之も二種に分ち得られる。

(イ) 現在相場の鞘を得せんとするもの——或る一定時に於ける一定國に對しては同一期限、同一當事者のものに對する爲替相場は自ら一定されるから、一般個人に在りては其間利得すべき鞘は存在しない、只爲替銀行は其業務上個人發行の逆爲替、荷爲替等を一定相場にて買取り之を支拂地に於ける支店又は取引店へ送付して満期日に取立てさせ、其外貨資金を引當てに信用遙かに大なる銀行の電信爲替、一覽拂、其の他稀に一覽後定期拂等の銀行爲替を賣却するから同一國向同一期限の爲替でも其買爲替相場と賣爲替相場とは信用の相違に基づき異なるものであり此鞘を得するに過ぎない。

(ロ) 將來相場の差益思惑によるもの——現在の爲替相場を基準とし將來の變動を見越し其差益を思惑せんとする場合である、例へば我國は一般に上半季は入超であり下半季に於ては出超となるを常とし、從て對米爲替相場上半季に低く下半季に高き慣例なりと假定せんに前年下半季に於て對米送金の必要無い場合に買爲替送金をして置き翌年上半季に輸入爲替の需要多く相場下落した時に曩きに送金預託した在外資金回収の爲めに對米爲替を賣り此相場の季節的相違の鞘を得するのである。

此二種のもは何れも結果から見て爲替相場調節の機能を有するものであり之を安定せしめんとする作用を具ふるものである。

The Yokohama Specie Bank, Limited.

S.C.
No. _____

Tokyo _____

Dear Sir,

We hereby authorize you to draw draft or drafts as follows:—

Upon _____

At usance of _____

To be drawn in _____

To the extent of _____

For interest cost of shipment of _____

Not later than _____

and to be negotiated through The Yokohama Specie Bank, Limited,

Such draft or drafts must be accompanied by a full set of Shipping Documents consisting of Bills of Lading made out to order and blank endorsed, Invoices and Policies of Marine Insurance, and should be marked "Drawn under Credit No. _____ dated Tokyo, _____."

The amount of each draft negotiated must be endorsed on the back hereof, and this Letter of Credit is to be returned to us when exhausted or expired.

We hereby guarantee that all drafts drawn and negotiated in compliance with the terms and conditions of this Credit shall be duly accepted and paid at maturity.

Yours faithfully,

for The Yokohama Specie Bank, Ltd.

Manager.

Credit for _____

S.C.

By Cash
By Mail

To The Yokohama Specie Bank
TOKYO.

Dear Sirs,

I
We request you to issue Letter of Credit
to purchase draft or drafts as follows :-

Drawn by

Upon

At usance of

To be drawn in

To the extent of

For invoice cost of shipment of
..... from

Not later than

accompanied by a full set of shipping documents
relating to the above mentioned merchandise

In consideration of such draft or drafts
pay the same at maturity, and undertake to honor
or shipments being delayed, or the goods turning
any other circumstances whatsoever.

I
We hereby guarantee the due performance

N.B. Marine & War Risk will be covered

The Yokohama Specie Bank, Limited.

D No. _____

Tokyo, _____ 193

Dear Sirs;

We hereby authorize you to draw upon us at _____ after sight for
account of _____ for any sum or sums not exceeding
in all _____, say _____,
for the full invoice cost of _____, to be shipped from
to _____

The drafts must be accompanied by a full set of Bills of Lading, made out to the order of
THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LIMITED, Invoices and Marine Insurance ^{Policies} _{Certificates} (for 10% over the
invoice value) made payable to us at _____ in case of loss.

All drafts against this credit must be drawn and negotiated on or before _____
and contain the clause "Drawn under your Letter of Credit D. No. _____
dated Tokyo, _____"

The amount of each draft must be endorsed on the back hereof, and this letter is to be
returned to us when exhausted or expired.

And we hereby agree with the Drawers, Endorsers, and bona fide Holders (for the time
being) of the drafts drawn under and in compliance with the terms and conditions of this Credit that
such drafts shall be duly honoured by us upon presentation thereof and the surrender of the relative
documents as specified above.

Yours faithfully,

For The Yokohama Specie Bank, Limited.

Manager.

SPECIMEN.

SPECIMEN

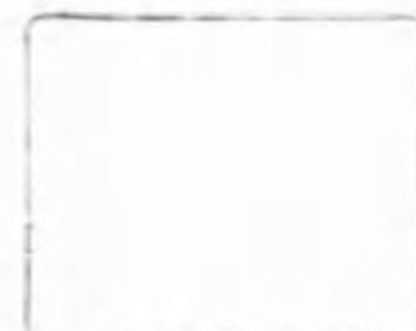
中華民國二十二年
 六月一日
 財政部

| 姓名 | 職別 | 薪額 | 備考 |
|----|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

中華民國二十二年六月一日

財政部

By Cable
By Mail



印
紙

D. No. 39

横濱正金銀行東京支店 御中 證

"No Objection to Through, Received or Transhipment
Bill of Landing and Insurance Policy or Certificate."

今般 掛者 ヨリ _____ へ

同人 ヨリ右荷物ヲ _____ ヨリ _____ へ向ケ

積出シ船荷証券海上保険証券及「イ _____ イス」ヲ相添ヘ本日ヨリ _____ 迄ニ

ヲ限リ登回又ハ數回ニ貴店 _____ 覽後 _____ 日目拂爲替手形ヲ振出候節ハ共支拂方御引受相
願度ニ付貴行 D 號信用狀 _____ 行ノ儀御依頼申候處御承諾被成下候ニ付テハ右信用狀ニヨリ振出
サレタル手形貴店ニ到着ト同時ニ其ノ手形支拂期日ノ前日ヲ支拂日トスル同額同條件爲替手形
ヲ _____ 宛御振出被下度 _____ 掛者ニ於テ必ス引受ノ上其ノ支拂期日ニハ無相違御支拂可申候萬一右拂
込方遲滞致候節ハ右手形ニ屬スル荷物ヲ貴行ニ於テ適宜御賣却ノ上手形支拂資金其他ノ諸費用
ニ御充當相成候トモ異存無之ハ勿論不足相立テ候場合ニハ御請求次第直ニ辨償可致候將又該荷
物延着又ハ品違其他如何ナル事情相生シ候トモ聊モ貴行ニ御迷惑御損耗相掛中間敷候

- (一) 出荷人ニ於テ契約可致候
- (二) 本邦ニ於テ _____ 會社ト特ニ契約済ニ御座候
- (三) _____ ニ於テ _____ 會社ト Open policy _____
ニ於テ契約有之保險通告地 (Declaration ノ爲メ地) ハ _____ ニ御座候

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
依頼人 _____
連帯保證人 _____

| Remarks: | Date | Bill No. | Amount Drawn | Balance | Limit | Goods |
|----------|------|----------|--------------|---------|------------------|-------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | Expires | |
| | | | | | Negotiated in | |
| | | | | | Ref. No. | |
| | | | | | Cabled Mailed on | |

The Yokohama Specie Bank, Limited.

Tokyo,

Mesars.

Tokyo.

Dear Sirs,

In accordance with your letter of application, we have
this day issued B Form Instructions No. _____ on our _____ Office
to pay for your account to M. _____
against ^{his} receipt or receipts to the extent of _____
on or before _____

Trusting this will meet with your request.

Yours faithfully,

For THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LTD.

P. Manager.

SPECIMEN.

SPECIMEN.

The Yokohama Specie Bank, Ltd.

Pay to the order of _____
the sum of _____

For _____

to pay to

the same at

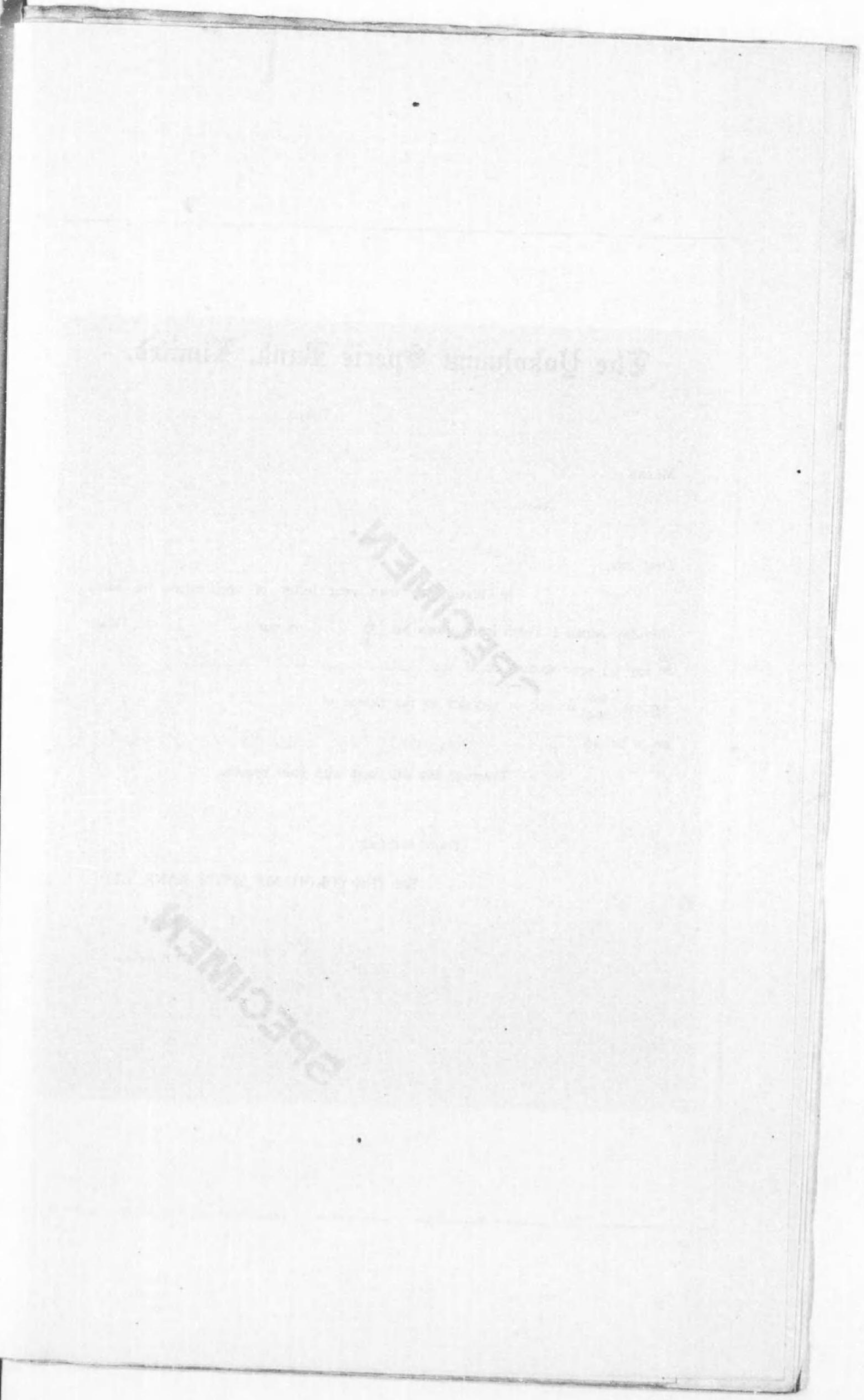
hands turning

in Yen at

therewith.

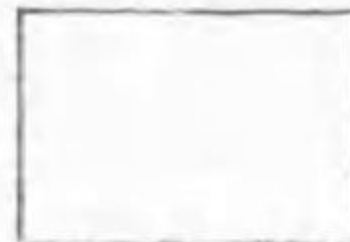
| | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|
| Limit | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

Japan L 30-1



The Yokohama Specie Bank, Ltd.,
Tokyo.

Revenue
Stamp



Tokyo, _____

B _____

Dear Sirs,

$\frac{I}{We}$ request you to forward instructions by **Cable** to your _____ Office to pay to _____
Mail

M _____

any sum or sums not exceeding in all _____ say _____
against ^{his} receipt, or receipts, accompanied by a full set of shipping documents, viz., Bills of Lading, Invoices and Policies of Marine Insurance, covering the shipment of _____
ordered by ^{me} us, and in the reimbursement of the amount so paid your above mentioned office is to draw upon ^{me} us _____
after sight (Stamp duty on the draft being borne by ^{me} us _____
may be added to the amount of the Draft) on or before _____

SPECIMEN.

{ from _____
to _____

Marine & War Risk will be covered by _____ with _____

Declaration is to be made in _____

In consideration of such draft or drafts being drawn by your Bank, $\frac{I}{We}$ hereby engage duly to accept and pay the same at maturity, and undertake to hold you harmless from any damage or loss in consequence of such shipments being delayed, or the goods turning out on arrival to be of defective quality or wrong description, or under any other circumstances whatsoever.

In case it is stipulated as draft or drafts to be drawn in Foreign Currency, we also engage to pay you the same in Yen at your selling rate of exchange with interest added thereto.

Yours faithfully,

"No Objection to Through, Received, or Transhipment
Bill of Lading and Insurance Policy or Certificate."

$\frac{I}{We}$ hereby guarantee, jointly and severally, the due performance of the above contracts and assume all responsibilities in connection therewith.

SPECIMEN.

| Remarks: | Date | Bill No. | Amount Drawn | Balance | Limit | * Referred No. |
|----------|------|----------|--------------|---------|-------|-------------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

The Yokohama Specie Bank, Limited.

Tokyo, _____

Messrs. _____

Tokyo.

Dear Sirs,

In accordance with your letter of application,
we have this day issued C Form Instructions No. _____ on our
_____ Office to negotiate draft or drafts drawn upon you by
M. _____ to the extent of
_____ on or before _____.

Kindly note that this arrangement may be cancelled at
any time if it is deemed expedient for the interest of the parties concerned.

Yours faithfully,

For THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LTD.

P. P. Manager

SPECIMEN

SPECIMEN

[Faint, illegible text and a table grid are visible on the reverse side of the document.]

The Yokohama Specie Bank, Ltd.
Tokyo

London

as follows:-

Pay to the order of _____
the sum of _____
Five hundred and no/100
Pounds

to the above

and to pay the same by the order of _____
to the order of _____
Five hundred and no/100
Pounds

pay the same

laid, or the

Yen at your

order on the _____
of the _____

on therewith.

| | | | | Limit |
|-----|--|--|--|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| No. | | | | |
| | | | | |

The Yokohama Specie Bank, Limited.

Tokyo

London

Pay to the order of _____
the sum of _____
Five hundred and no/100
Pounds

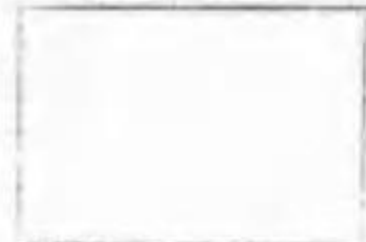
and to pay the same by the order of _____
to the order of _____
Five hundred and no/100
Pounds

Yen at your order

on therewith.

The Yokohama Specie Bank, Ltd.,
Tokyo.

Revenue
Stamp



Tokyo, _____

C _____

Dear Sirs,

I
We request you to forward instructions by **Cable Mail** to your _____ Office to negotiate draft or drafts as follows:—

Drawn by _____
 Upon _____
 At usance of _____
 To be drawn in _____
 To the extent of _____ say _____
 For invoice cost of _____
 To be shipped from _____ to _____
 Not later than _____

SPECIMEN.

accompanied by a full set of shipping documents, viz. Bills of Lading, Invoices, and Policies
Certificates of Marine Insurance relating to the above mentioned merchandise ordered by me
us.

Marine & War Risk will be covered by _____ with _____

Declaration is to be made in _____

In consideration of such draft or drafts being negotiated by your Bank, I
We hereby engage duly to accept and pay the same at maturity, and undertake to hold you harmless from any damage or loss in consequence of such shipment or shipments being delayed, or the goods turning out on arrival to be of defective quality or wrong description, or under any other circumstances whatsoever.

In case it is stipulated as draft or drafts to be drawn in Foreign Currency, we also engage to pay you the same in Yen at your selling rate of exchange with interest added thereto.

Yours faithfully,

"No Objection to Through, Received, or Transhipment
Bill of Lading and Insurance Policy or Certificate."

I
We hereby guarantee, jointly and severally, the due performance of the above contracts and to assume all responsibilities in connection therewith.

SPECIMEN.

| Remarks: | Date | Bill No. | Amount Drawn | | | | Balance | | | | Limit | |
|----------|------|----------|--------------|--|--|--|---------|--|--|--|-------|--|
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

OWNER'S SPECIMEN SIGNATURE

G. C. No.

The Yokohama Specie Bank, Ltd.

LETTER OF INDICATION

To our Correspondents,

Gentlemen :

We beg to introduce to you M.....
who is the bearer of our Circular Letter of Credit G. C. No.....
and request you to negotiate ^{this} draft or ^{her} draft in accordance with the
provisions of the Circular Letter of Credit above named.

The specimen signature appearing at the top hereof will serve
you to identify the signature of.....

Yours faithfully,

The Yokohama Specie Bank, Limited.

Manager.

NEGOTIATED
AT PLACE

BANK

TOKYO

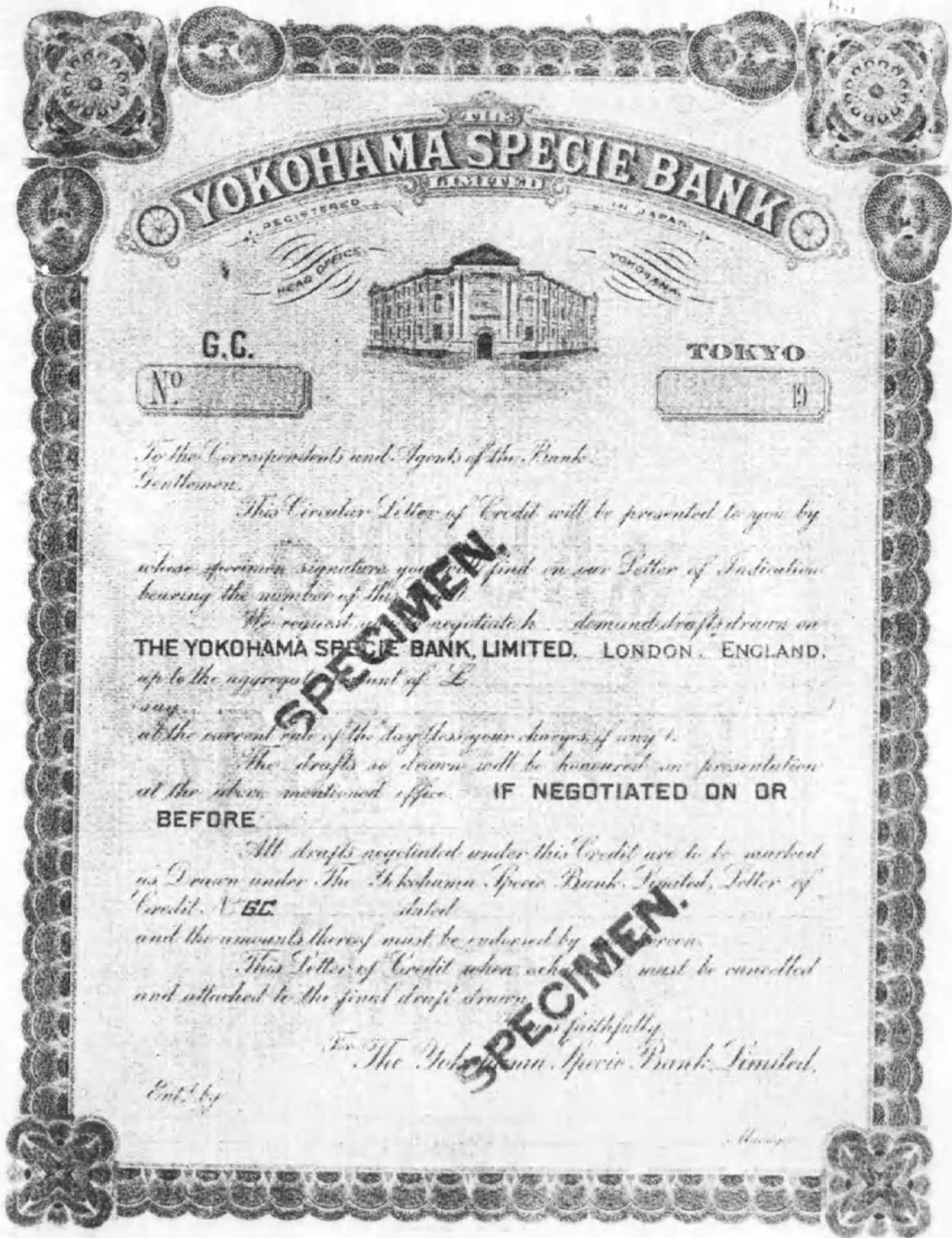
19

presented to you by
Letter of Indication
and draft drawn on
LONDON, ENGLAND.

any
used on presentation
TIATED ON OR

credit are to be marked
the Letter of
EN.
must be cancelled

Respectfully
Yours,
Bank Limited.



YOKOHAMA SPECIE BANK



G.C.

TOKYO

No.

19

To the Correspondents and Agents of the Bank
Gentlemen.

This Circular Letter of Credit will be presented to you by
whose specimen signatures you will find in our Letter of Indication
bearing the number of this

We request you to negotiate to demand drafts drawn on
THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LIMITED, LONDON, ENGLAND,
up to the aggregate amount of £

say
at the current rate of the day less your charges if any.

The drafts so drawn will be honoured on presentation
at the above mentioned office. **IF NEGOTIATED ON OR
BEFORE**

All drafts negotiated under this Credit are to be marked
as Drawn under The Yokohama Specie Bank Limited, Letter of
Credit N. **G.C.** dated

and the amounts thereof must be endorsed by

This Letter of Credit when used must be cancelled
and attached to the final draft drawn

Yours faithfully,
For The Yokohama Specie Bank Limited,

Cont'd by

SPECIMEN

DRAFTS NEGOTIATED UNDER THIS CREDIT.

Tokyo, _____

Yama Specie Bank, Limited,
TOKYO.

I request you to issue a Letter of Credit as follows:—

In favour of _____

Amount _____

Against Draft(s) _____

At sight

Drawn on _____

Available for _____ 6 or 12 months from this date

For the payment of draft or drafts drawn under the relative

I hand to you herewith the sum of

{ £ _____ @ _____ } and remain,

{ U.S. \$ _____ @ _____ } and remain,

Yours faithfully,

(銀行御署名)

(御姓名ヲ附スルニテ)

(當地ニ於ケル御住所
ノ下ニ御印ヲ)

| DATE. | AMOUNTS. | | BY WHOM NEGOTIATED AND AT WHAT PLACE. |
|-------|-------------|-------------|--|
| | IN LETTERS. | IN FIGURES. | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

SPECIMEN.

YOKOHAMA SPECIE BANK, LIMITED.

Tokyo,

All Offices,
Yokohama Specie Bank, Limited.

by instrument to purchase draft or drafts drawn

in sums not exceeding in all

or drafts be drawn until

sums under this Letter of Credit must be marked as
dated Tokyo, and

written off on the back of

of the signature of the holder will be found in our
bearing the same number of this Credit.

Yours faithfully,

For The Yokohama Specie Bank, Limited.

Manager

This is to be returned to us when exhausted or expired

A. _____

G. C. _____

横濱正金銀行
東京支店御中

昭和 年 月 日

依頼人

住所

前記ノ通り爲替取組ノ爲メ貴行信用狀(昭和 年 月 日附號)御發行被成下
候ニ付テハ右爲替手形支拂基金トシテ金
貴行ヘ拂込候ニ付同信用狀ニ據リ振出シタル爲替手形貴行ヘ到着ノ上ハ右
支拂基金中ヨリ手形金額御引去御決済相成度候也

- 一 爲替取組極度金額
- 一 手形支拂期限
- 一 爲替取組期間本日ヨリ向フ十六ヶ月
- 一 手形振出人
- 一 手形名宛先
- 一 爲替取組地

貴行

證

也
U.S. \$
日附號(御發行被成下

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, LIMITED.

A
No.

Tokyo

To the Managers of All Offices,
The Yokohama Specie Bank, Limited.

Dear Sirs,

You are hereby instructed to purchase draft or drafts drawn
by _____
upon _____
at sight for any sum or sums not exceeding in all
say _____
provided such draft or drafts be drawn until _____

All drafts drawn under this Letter of Credit must be marked as
drawn under Credit No. _____ dated Tokyo, _____, and
each amount must be written off on the back of _____.

A specimen of the signature of the holder will be found in our
Letter of Indication bearing the number of this Credit.

Yours faithfully,

For The Yokohama Specie Bank, Limited.

Manager

This Letter is to be returned to us when exhausted or expired

A. _____
G. C. _____

昭和 年 月 日

住所

依頼人

横濱正金銀行
東京支店御中

一手形名宛先
一為替取組地
前記ノ通り為替取組ノ為メ貴行信用狀(昭和 年 月 日附號)御發行被成下
候ニ付テハ右為替手形支拂基金トシテ金 也 }
貴行へ拂込候ニ付同信用狀ニ據リ振出シタル為替手形貴行へ到着ノ上ハ右 }
支拂基金中ヨリ手形金額御引去御決済相成度候也 U.S.A. }
日附號

印 參
紙 鏡

證

一 爲替取組極度金額

一 手形支拂期限

一 爲替取組期間本日ヨリ向フ十二ヶ月

一 手形振出人

一 手形宛先

一 爲替取組地

貴行

前記ノ通り爲替取組ノ爲メ貴行信用狀(昭和 年 月 日付)御發行被成下
候ニ付テハ右爲替手形支拂基金トシテ金 也貴行へ拂込候ニ付同
信用狀ニ據リ振出シタル爲替手形貴行へ到着ノ上ハ右支拂基金中ヨリ手形
金額御引去御決濟相成度候也

住所

昭和 年 月 日

依頼人

横濱正金銀行
東京支店御中

A.....

SPECIMEN

第七章 信用状

第一節 信用状の意義

信用状 Letter of credit: L/C とは輸入業者又は旅行者の依頼に依り銀行が特定条件の下に外國に在る輸出業者又は旅行者の振出した手形の引受、支拂を保證し其手形の買取を外國の銀行に委嘱した書状である。從て斯かる信用状は其使用の目的から之を

(1)、商業信用状 Commercial letter of credit

(2)、旅行信用状 Traveller's letter of credit

の二種に區別し得られる。

一、商業信用状——専ら外國から商品輸入の際に使用される信用状である。即ち海外の輸出業者は輸入業者から豫め送附を受けた信用状に基きたる手形を振出し銀行に之を買取らしめることが出来る。而して輸出業者の振出す手形にも荷附爲替手形と斯かる擔保の附せられない「クローン」手形との區別があるから商業信用状も之に順應して荷爲替信用状 Documentary letter of credit と「クローン」信用状 Clean letter of credit の二種に分類されるのである。

二、旅行信用状——海外旅行者が使用する信用状である、旅行者は此信用状を携帯して海外旅行先に

於て手形を振出し其所在地の銀行に之を買取らしめ其地の通貨を受領し得るものである、此種信用状にも特定の一個若くは數個の海外支店又は取引銀行に宛てたるものと世界各地の支店又は取引銀行に總括的に宛てたものとあり後者を特に巡回信用状 Circular letter of credit といふ。

從て此兩者間の相違點を挙げれば

- (1)、商業信用状は商品手形代金の引受、支拂を委嘱するに對し旅行信用状は旅客の振出した手形に對して其旅費用資金を信用状發行銀行に代位支拂を依頼したものである。
- (2)、商業信用状は特定の銀行又は商人を宛先とするに對し旅行信用状は一個又は複數の支拂銀行を宛先と爲すものである。

- (3)、商業信用状は輸入業者又は輸入地の銀行から輸出業者又は輸出地の銀行に發送されるに反し旅行信用状は旅行者自身が携帯するものである。

而して斯かる信用状に關しては世界各國とも明確な法律上の規定を有するものは未だ無い、從て其形式方法、解釋等國際的に共通なるものの生成を見るに至らなかつた、然かも歐洲大戰後急激な貿易の發展から各國の銀行夫れ／＼任意な様式を採用して居て頗る亂雜不便であつた爲めに American Acceptance Council の提唱により一九二二年此様式の統一計畫が行はれ商業信用状會議 Council Credit Conference の採決で諸種様式の制定を見た、爾來國際商工會議所も亦之を採用し様式統一の

各國從進に努めたから漸次之れが統一を見るに至りつゝある。

(イ)、信用状は特定の輸入業者若くは海外旅行者の依頼に應じて其爲めに發行されるものである、絶對的の信用ある場合の外は相當金額の擔保を供せしめるを常とする。

(ロ)、信用状の發行者は原則として爲替銀行である、大規模貿易商、信託會社等の信用状も稀に發行せられるが一般には前者を指すものとする。

(ハ)、信用状は自行宛に振出された手形の引受、支拂を發行銀行が保證するものである、故に著しき信用の増強となるものである。

(ニ)、信用状の宛名人は輸出地の銀行か或は海外の輸出商人である、前者は其手形の買取方を依頼するものであり後者は自行宛手形の振出を許容するものである。

第二節 商業信用状

一、商業信用状の機能

凡そ爲替銀行が個人振出の外國爲替手形を買取るに當りては其振出人又は支拂人の信用が絶對的に確實なることを前提とする、此場合手形債務者が遠隔せる海外に居るから若し引受拒絶或は不渡となつた際には其所持銀行は著しい損失を被むる危険があるからである、輸入商が海外に在る輸出商をし

て自己宛の逆爲替を振出させやうとするも輸出地に於ける爲替銀行が相手國の輸入商の資力信用を熟知して居ない爲めに其手形の賣買が行はれ難い場合がある、さればと云つて競争激甚な現代に於て前拂送金を爲さしめるとか、又は着荷後送金支拂を爲すとか云ふ緩漫な方法によるならば利子の空費も大なるのみならず前の場合には輸入金融が、後の場合には輸出金融が到底斯かる資金固定に堪へ得ないから實際上輸出入貿易が著しく壓迫阻止されることとなる、又輸出商が從來の取引先たる一定輸入商相手の場合には其代金取立に付ては懸念の必要無きが如きも資産信用上の變化は甚しくして逆賭し難いものであり豫定通り取立て得るか否やの危険がある、之を輸入商から見ても從來の取引先たる輸出商の積出貨物ならば間違の無い筈ではあるが契約した商品の品質等級及び數量等に付て契約違反の場合が屢あり、之を契約通り引取るか否や又引取るとしても値引の要求が爲される場合も稀では無く實際問題として前拂、後拂は到底容認されないのが常である。然りとすれば輸出商、輸入商共に不便を感ずるのみならず延いては輸出入貿易が阻止され、貨物の圓滑なる國際的有無疏通が行はれ難い結果となる、斯かる不便障除去の爲めに輸入商は海外の輸出地に本支店若しくは代理店を有する其地所在の内外銀行の保證を求め方法が廣く行はれて居る。其方法としては斯かる依頼を受けた銀行が其輸入商の信用を保證し又は進んで此輸入商宛の手形の引受支拂を爲すことを承諾し其旨記載の書狀の發行交付を爲す、輸入商は之を受領し豫め輸出商に送附し置き自己の信用が輸出地たる海外市場に於て

普くない場合にも何等支障無く荷爲替の取組を容易に行はれしめるものである、斯く商業信用狀は互に信用普からざる輸出入兩當事者の貿易金融を圓滑豊富ならしめ國際貿易を助長する重大な經濟的機能を果すものである(註)。

(註) F. A. C. Whitaker: Foreign Exchange p. 107—160.

二、商業信用狀の形式

今内國輸入業者が其取引銀行に依頼して發行を得た場合の信用狀の形式要項を列擧すれば、凡そ次の通りである。

- (1)、發行番號
- (2)、信用狀依頼者——輸入業者(内地)
- (3)、發行地
- (4)、發行年月日
- (5)、信用狀宛名——信用狀は輸出者宛のものと特定銀行宛のものとある。

(a)、輸出者宛の信用狀は手形振出の權限を輸出者に與へたもので、之を更に分ちて(イ)、手形買取銀行に特定銀行を指定した Special のものと(ア)、手形買取銀行を全然特定しなく General のものとの區別し得る、横濱正金銀行信用狀中手形買取銀行を同行支店に限定した S・C 號は(イ)

に屬し、輸出者宛に發行され手形買取銀行を特定してゐないD號、D・C號は（ロ）に屬し別に反對の記載無き限り自己任意の銀行を通じて荷爲替を取組み得るものである。

(b)、特定銀行宛に發行された信用状の場合には其特定銀行に輸出者振出手形買取の權限を與へたもので横濱正金銀行のE號信用状は之に屬する。

(6)、手形振出人——原則として輸出業者である、但し稀に Payment on receipt credit の場合即ち船積書類一切を爲替銀行に交付して支拂を受ける場合輸出地に於ける銀行が振出人となる場合がある正金のB號指圖書は之に屬する、又稀に振出人を何某又は其 order として指圖書となす場合もある。

(7)、手形宛名人——輸出者の振出す手形は原則として信用状發行銀行又は指定銀行である、前記D號D・C號は共に之に屬する、然し輸入者宛に振出される場合も稀で無い、S・C號は之に屬する、尙ほB號、C號指圖書は何れも輸入者宛振出の條件である、從て割引市場に於て前者は銀行手形後者は商人手形として差別待遇を受けることとなる。

(8)、手形期限——手形は通常一覽拂、一覽後定期拂が大部分で確定期拂、日附後定期拂は極めて稀である。

(9)、極度金額——一定の極度額を附するを原則とする、或は 10% more or less の如き多少の餘裕

を認めて居るものもある。

(10)、信用状有効期間——信用状發行銀行は一定の使用期限を限つて居る、最も普通の形式は All drafts against this credit must be drawn and negotiated on or before……とあり手形の振出買取日を限定して居る、此外船積完了日を制限する場合もある、此期限經過後は未使用殘高あるも無効である。

(11)、積出商品——銘柄、數量、單價其他の條件等。

(12)、積出地及仕向地——即ち輸出地、輸入地である。

(13)、船積書類——手形に添附すべき書類の種類一切及其員數。

(14)、保險要項

(15)、保證文言——當該信用状に基き振出された手形の引受、支拂を保證する文言であり信用状の根本的要素を爲すものである、一般には We hereby guarantee that all drafts drawn and negotiated in compliance with the terms and conditions of this credit shall be duly accepted and paid at maturity. の如く末尾に記載せられるのが常である。

三、商業信用状の効果

商業信用状は信用稍や不充分なる商業手形に對して信用厚き銀行の保證によりて其の信用増強の作

用を爲すもので之によりて流通性を與へられることは云ふ迄も無い、然し信用状によらない商業手形でも其當事者の信用あるものならば自由に賣行くのであるが兩者を比較して前者に如何なる特典があるか、其効果を舉げて見ると凡そ次の通りである。

- (1)、爲替相場上の特典——信用状による手形は銀行引受で銀行手形同様に信用が大である、爲替銀行の發表する買爲替相場は信用状附を標準とし其他の「Trade Bill」とは信用上の差を附する、事實上英米金融市場に於ても再割引可能性及融通力が乏しいのであり自然相場上「ポイント」方の開きあり振出人にとり不利なるを免れない。
- (2)、爲替取組金額上の特典——一般商業手形は表面上額面で買取る場合に於ても爲替銀行は大體其二割相當位の預金を報告のある迄差入れ据置かしむるを常とするに反し信用状附の場合には當然額面全額にて買取るものである。
- (3)、爲替期限許容上の特典——爲替銀行が信用状附爲替を買取るには長期に亙るも意に介しないが信用状無しの場合には長期のものを嫌ふ傾向が強い。
- (4)、附屬書類引渡條件上の特典——荷附爲替手形の場合には信用状附の場合には殆ど常に「D/A」引受渡し」を許すも信用状無しの場合には原則として「D/P」支拂渡し」條件に限るのである。

四、商業信用状の分類

第一、荷爲替信用状、「クリーン」信用状

(1)、荷爲替信用状 Documentary Letter of Credit; Documentary Credit.

前述の如く荷爲替手形に對する信用状であり輸出商が輸入商から送附を受けた信用状によりて振出されるもので擔保として船積書類一切が附帶されて居り最も確實のものとして廣く利用されて居る。

(2)、「クリーン」信用状 Clean Letter of Credit; Clean Credit.

「クリーン」手形に對する信用状を指す、輸出商が荷爲替を取組まず又代金の取立をも爲さず、積出商品の船積書類一切は輸入商に直接郵送して手形を振出す場合の如き之であるが斯かることは頗る稀である、其他手数料、運賃、交互計算勘定尻債權に對して振出される如きは通常之に屬する、何等擔保を伴はざることとして絶對的な信用ある場合の外通常其見返として銀行は相當の擔保の差入れを要求するものである。

第二、確認信用状、不確認信用状

確認信用状 Confirmed Letter of Credit 不確認信用状 Unconfirmed Letter of Credit

は發行銀行の保證の有無による區別で最も重要なものである、之は此信用状によつて振出された手形に對し必ず引受支拂の責に任ずべき旨の文言即ち其引受支拂確約の意思表示たる所謂「確認條項」の有無によりて區別される、確認信用状は一旦發行された以上は其有効期間内任意に取消し得ざるものである、正金銀

行のD號、D・C號、S・C號、E號等は何れも此種に屬するものである、尙ほ發行者と宛名人と異なる場合には發行者のみならず宛名人の「確認」を要求しなければ絶対安全とは云へないのである。

第三、改變信用狀、不改變信用狀

不改變信用狀 Irrevocable Creditとは信用狀當事者全體の合意の上で無ければ取消すことを得ざる信用狀で特に Irrevocableと冒頭する例である、之に反して改變信用狀 Revocable Creditとは斯かる取消權の保留されたものを指す、勿論取消の意思表示が名宛人に到達する前に振出された手形に對しては支拂の責を免れ得ない、而して前述の確認信用狀は同時に不改變の特性を具ふるものと通常解釋される。

第四、輸入信用狀、輸出信用狀

(一) 輸入信用狀

一般に海外の輸入業者が其地の爲替銀行に依頼して信用狀の發行交付を受け之を直接輸出業者に郵送し來る、之即ち輸入信用狀 Importer's Letter of Credit と云はれる。

(二) 輸出信用狀

一般に商業信用狀は輸入業者が輸入を容易ならしめんが爲めに輸入地の銀行に依頼して發行を求めらるものであるが米國では變則的な輸出信用狀と稱せられるものがある。

(1)、輸入者所在國の銀行が直接輸出業者所在國の銀行に取引關係が無い南米向等の場合には輸出業者は進んで輸出信用狀 Export Letter of Credit を取付け以て輸出と同時に代金受領を行ふ場合が往々あつた、例へば「リオデジャネイロ」の Lima & Co.が紐育の New York Machinery Co.から價格一萬弗の機械を輸入するに當り後者は一覽後、三十日拂の條件で積出すことを承知する、そこで輸出者は The Chase National Bank of New York に此輸出金融の便を求め其の承認を得る、而して積出した船積書類全部準備されるや之に The Chase National Bank 又は其指圖人を受取人とし Lima & Co. に宛てた磅貨の爲替手形を添へて同銀行に交付し其代り同銀行の倫敦取引先銀行例へば Barclays Co. に宛てた輸出送狀面額の九割の金額に對し一覽後九十日拂手形振出の權利が授與される、輸出業者は之に對して倫敦宛手形を振出して市場で賣り弗資金を得る、之を買取つた銀行例へば The United Trust Co. が之を倫敦の取引店例へば Lloyds へ送り Lloyds は Barclays に呈示引受を求む、満期日に The Chase National Bank が支拂ふ、他方同行が買取つた荷爲替を「リオデジャネイロ」の取引先銀行例へば Banco de Brazil に送り Lima & Co. に引受けさせる、實際上右輸入者は荷爲替到達前に其荷物の一部乃至全部を處分して得た代金を以て満期日に Banco de Brazil が倫敦宛 D・D を買入れ得る丈け資金を拂込み同行は之を倫敦へ送金して決済が行はれる、此報告あり次第 The Chase National Bank of N. Y. は輸出商 Lima & Co. へ前の殘額一割を支拂ふものである(註)。

(註) *Ira. B. Cross: Domestic & Foreign Exchange p. 260-265.*

(2) 輸入業者が注文と同時に送金危険を廻避せんとする場合——輸入業者は其地爲替銀行につき輸出地の銀行に勘定開設を求め資金を預入する、當該銀行は海外の輸出地銀行に同地一定輸出者より一定の船積書類を受取り同人発行の一覽拂手形に對して支拂ふべき旨の指圖をする、斯かる通知を受けた輸出商は約定通り積出完了の上一覽拂の荷附爲替手形を振出し當該銀行へ賣渡し代金を受領する。同銀行は輸入地の依頼銀行へ之を送り輸入地銀行は之を輸入者に交付して代金の支拂を受ける、此場合には兩地銀行とも多少の手數料を徴する例である、斯くて輸入者は預入資金の金利を失ふのみで送金危険を免れ得るのである。(註)

(註) *Ira. B. Cross: Domestic & Foreign Exchange p. 260. "Export Credits"*

此外輸入地輸出地遠隔にして所要郵便日數多き場合には海外の信用狀發行銀行は内地取引先銀行に宛て、「××信用狀發行したるに付可然通知頼む」旨架電する、此電信を接受した内地銀行は「本日○○銀行より××信用狀發行せられたる旨來電通知有之候に付茲許右御通知申上候も當行は右に關し何等責任無之候」と云ふ意味の通知狀を輸出商に送附して來る、而して此通知狀が信用狀に代用されるのである、右通知狀の免責文言は其信用狀によつて振出された手形に對し買取又は支拂の義務を負はない旨の免責を意味し信用狀内容に對する免責の意味では無い、此際此内地爲替銀行が自ら此内容

の信用狀を發行する場合がある。之れも此の輸出信用狀に屬すると云ふも誤りではなからう。

然るに又説をなす者がある、抑も商業信用狀なるものは輸入促進の爲めに發行される要具に外ならない、故に輸出信用狀と稱すべきものは有り得ない、前述の各種も只其發行を求める爲めに輸出業者側が積極的に行動したもので即ち其觀方が異なるのみである、されば之等も輸入信用狀の一種と見るべきであり輸出信用狀など稱へるは妥當でない、若し強ひて輸出信用狀と云ふべきものがありとすれば輸出向商品に對する地方信用狀こそそれであると云ふのである。

例へば横濱正金銀行の横濱支店が横濱の生絲輸出商の依頼により長野縣のNと云ふ生絲生産者若くは生絲商人の輸出向生絲を横濱の輸出商宛て積出す爲めに長野縣の他銀行を指圖人として買取を依頼した純然たる地方信用狀を發行する場合があり之を特に K. form L/C K 號信用狀と云つて居る。又例へば紐育の正金支店が同地輸出商の依頼を受けて輸出向機械に對する地方信用狀を發行する場合がある、之は其製造者が斯かる信用狀の呈示が無ければ長期間製作を要する此機械の註文を引受けない如き場合に行はれる、或は羊毛が濠洲「ニュー、デールランド」より積出されるに當り同地に横濱正金銀行支店が無い時には「ロンドン」の支店が同地他銀行へ指圖した地方信用狀を發行することがある。之を L. form L/C 地方信用狀と云つて居る。之等は何れも純然たる地方信用狀に過ぎないが輸出向商品金融に用ゐられるから輸出信用狀と云つても差支へ無い次第である、と云ふのである。

然し之等は親方の問題であり正しく理解されれば即ち輸出國から見て前述各種を輸出信用状と云つても敢て差支へ無からうと信ずる。

第五、其他の商業信用状

一、全體信用状 Omnibus Credit

倫敦金融市場に多く行はれ荷爲替金額全額の取組を行はれしめるもので従つて絶対的信用ある者に對してのみ發行せられる、又同時に手形の支拂はれる迄銀行は嚴重な擔保上の權利を有するものである。(註)

(註) William F. Spalding: Foreign Exchange and Foreign Bills p. 239.

二、回轉信用状 Revolving Credit

特に輸出商の便宜の爲めに創案されたもので其額面全額又は其の一部が使用後回收されれば復活更新を見るものであり之に三種類がある。

(イ)、一定額の信用状中既使用額につき入金のお知らせあり次第其分が再び復活有效となるものである。

(ロ)、一回一定額の限定あり、既に使用されたるものが満期決済のお知らせあり次第更に振出し得るものである。

(ハ)、一定額の信用状設定あり、之が使用されるや否や直ちに復活有效となるもの、但し此場合には

其全額が唯一の手形にて振出されねばならぬ條件付である。(註)

(註) William F. Spalding: Foreign Exchange and Foreign Bills p. 239—240

第三節 橫濱正金銀行の商業信用状

第一、橫濱正金銀行發行商業信用状の種類

橫濱正金銀行の發行する信用状には「S.C」「D」「E」「D.C」「S」號等の各種がある、今其要點を表示すれば左の通りである。

橫濱正金銀行發行信用状

(Documentary Credit)

| 信用状種類 | 信用状發行者 | 信用状宛先 | 手形取組銀行 | 手形振出人 | 手形名宛人 | 手形取組指圖ノ方法 | 擔要 |
|-------|-------------------------|---------------|----------|--------------------|---|------------------------|--------------------------------------|
| S C | Irrevocable Credit | Y.S.B. | Exporter | (S.S.B. Specified) | Importer | Authorize to draw | Payment Guaranteed. |
| D | Irrevocable Open Credit | Y.S.B. | Exporter | Any Bank | Y.S.B. Issuing Office | Authorize to draw | Issuing Office Acceptance |
| E | Irrevocable Credit | Y.S.B. | Corres | (Corres Addressed) | Importer | Authorize to negotiate | Payment Guaranteed |
| D C | Irrevocable Open Credit | Y.S.B. | Exporter | Any Bank | London in £ Y.S.B.N.Y. in \$ or Paris in Fcs. | Authorize to draw | London, New York or Paris Acceptance |
| S | Irrevocable Open Credit | Y.S.B. London | Exporter | Any Bank | Y.S.B. London | Authorize to draw | London Acceptance |

第二、橫濱正金銀行發行の各種信用狀の特異點概要

一、S・C號信用狀

- (イ) 確認條項付信用狀である
 - (ロ) 正金銀行が海外の輸出商宛に
 - (ハ) 一定條件の下に内地輸入商宛一回若くは數回荷爲替手形を振出し
 - (ニ) 之を正金銀行の一定支店に於て買取らしめる權限を與へたものである。
- 二、D號信用狀

此信用狀は左の諸點に於てS・C號と異なる。

- (イ) 荷爲替手形の宛先がS・Cでは輸入商宛であるに反しD號に於ては信用狀發行者たる正金銀行本店又は支店である。

従つてD號信用狀の場合には擔保たる船積書類は悉く正金銀行又は指圖人宛たるべきものである。一見正金銀行が輸入商に代位するが如きものである。

- (a) 所謂 Open Credit であるから海外輸出業者は此信用狀の下に振出された荷爲替を最寄の如何なる銀行に於ても取組み得るものである。

- (ハ) 此信用狀は發行店所在國通貨で發行され然かもOpenであるから發行正金銀行としては利益を

生じないから手数料を徴收するものである。

三、D、C號信用狀

本信用狀のD號との相違點はD・C號にありては「ロンドン」(磅)「ニューヨーク」(弗)「パリ」(法)の正金銀行支店宛として之を引受人と爲す點である。

四、S號信用狀

之はD・C號と近似したものである。只D・C號では信用狀發行店は倫敦以外の本支店なるに對し、S號信用狀では正金の倫敦支店が發行し手形及船積書類の宛先を倫敦正金銀行支店としたものである。その手續としては内地輸入商が正金銀行の本支店へ申込書に電信料を添へて申込み之に對して發行承諾書を交付し置き其旨倫敦支店へ架電し同店をしてS號信用狀を發行して輸出商に送附せしめるのである。

第四節 信用指圖書

第一、其 意義

信用指圖書 Letter of Instruction は本邦の銀行が輸入商の依頼により特定條件の下に輸出商が輸入商宛に振出した荷爲替手形の買取方を其海外支店に指圖したもので、本邦爲替銀行に廣く行はれて居

る、此指圖書は固より、「確認文句」を缺いて居り之に基いて振出された手形の引受、支拂に責任を負はず且つ發行銀行は隨時之を取消し得るもので純粹の信用狀に比較して著しく信用の薄弱なるものと云はねばならぬ、一般には廣義の信用狀として取扱はれ居るも實際的には兩者は區別されねばならぬ。米國には之と類似せるものあり：“Authority to Purchase”又は“Authority to Pay”と稱せられ我邦の指圖書と異なる點は前者は同一銀行店舗間に限りて居るに反し後者は其銀行が世界各地に支店を有する點である、斯く信用指圖書にありては輸入地に於ける爲替銀行が輸出地所在の自行店舗に宛てて發行し同店舗より輸出商に指圖到達を通知するもので本支店間のみ用ゐられるを其特色とする。

横濱正金銀行發行信用指圖書

| 信用指圖書種類 | 信用狀發行者 | 信用狀先 | 手形取組銀行 | 手形振出人 | 手形宛人 | 手形取組指圖書ノ方法 | 摘 |
|-------------------------------|--------|-----------------|--------------------|-------------------------------|----------------------------|-----------------------|---|
| B Irrevocable Instruction | Y.S.B. | Y.S.B. | Y.S.B. (Addressed) | Y.S.B. (for reimbursement) | Importer | Instruct to pay | Payment against in reimbursement by drawing upon Importer without recourse. |
| C Revocable Instruction | Y.S.B. | Y.S.B. | Y.S.B. (Addressed) | Exporter | Importer | Instruct to negotiate | With recourse. |
| BA Irrevocable Instruction | Y.S.B. | Y.S.B. New York | Y.S.B. New York | (Exporter... Y.S.B. New York) | (Y.S.B. New York Importer) | Instruct to Accept. | New York Acceptance |
| CA Revocable Instruction | Y.S.B. | Y.S.B. New York | Y.S.B. New York | Exporter | Y.S.B. New York Importer | Instruct to Accept. | New York Acceptance |

横濱正金銀行で使用して居るものは「B」號、「C」號、「BA」號「CA」號なるも特に前二者が廣く行はれる。

此の四種中「B號」「C號」指圖書は就中最も廣く行はれるから次に詳細の説明を行ふべきが「B A號」「CA號」に就て其の相違點を挙げれば「BA號」は不改變なるも「CA號」は改變的のものなること、「CA號」の手形振出人は輸出業者なるが「BA號」の場合の振出人は横濱正金銀行なる點である。(前掲表示参照)

第三、C號信用指圖書、B號信用指圖書

(1) C號信用指圖書 C Form Instruction.

横濱正金銀行の發行する純然たる信用指圖書である、輸入業者の申込書に依る依頼により輸入業者を手形支拂人として輸出業者の振出した一定條件の荷爲替買取方を其支店宛に指圖したものである、而して輸出地支店の發する輸出者宛通知狀には

Kindly note that this arrangement may be cancelled at any time if it is deemed expedient for the interest of the parties concerned. (此手配は必要に應じ隨時取消し得るものなることを御了承被下度候……)

斯かる改變文句がある外種々の點に於て嚴格な意味に於ける荷爲替信用狀と異なる。即ち

(イ)、信用狀にありては其手形が信用狀發行銀行又は指定銀行宛に振出されるを原則とするに對し此

指圖書に於ては輸出商宛に手形が振出されること、

(ロ)、信用狀發行銀行は手形の引受支拂の保證を爲すに反し此種指圖書は斯かる保證文句を缺いて居る、

(ハ)、信用狀が一旦發行された以上其有効期間内取消し得ないに反し之は前述の如く隨時取消自由なること、

即ち此C號指圖書は Unconfirmed revocable credit の一種である、米國に於ける解釋によれば信用狀は總べて發行銀行が手形の引受支拂を保證することを條件とし然らざるものを Authority to Purchase (draw) 又は Advice to Purchase と稱して區別して居る、此C號指圖書は之に類似せるものである。我國に於ては輸入商の信用に別段の變化無き限り其手形買取が廣く行はれて居る。

(二) B號信用指圖書 B Form Instruction

同じく横濱正金銀行の發行する指圖書の一種であるがC號とは著しく異なる、輸入業者の依頼により輸入業者の指定した輸出業者が提出する船積書類及其代金受領書に對し代金を支拂ひ、此代金額を額面とした爲替手形を買取店自身が振出し荷爲替を取組むべきことを輸出地所在支店宛指圖したものである、従つて此輸出商の立場から云へば自ら手形を振出さないで船積書類を其の正金銀行支店へ賣渡し其代金と引換へに受取書を差出した結果となる、而して此指圖書が普通の荷爲替信用狀に較らべ

て效力上異なる點は、

(イ)、通常の信用狀では發行銀行は其信用狀に基いて振出された手形の引受支拂の保證はして居るが輸出業者は手形振出人として手形法上の償還義務を免れないのである、(但し without recourse の手形振出を特に許容して居る場合は例外であるが) 然るにB號指圖書の場合には銀行自身が手形振出人となるのであるから輸出業者は全然斯かる義務を負はないものである。

(ロ)、此種指圖書では支拂店によりて輸出地に於ける通貨を額面とした利付爲替手形が振出され内地の輸入商は手形の満期日に元利合計外貨額を當日の正金銀行の賣相場で圓貨に換算して發行店へ拂込むものである。

之は所謂 Payment on receipt credit(註)と稱せられ取引銀行間に使用される信用狀に類似して居り發行銀行は通知銀行に對し之により振出された手形の引受支拂を保證して居り、一種の不改變確認信用狀に屬するものと云ふことが出来る、従て發行銀行の責任が大であるから信用充分なる依頼者に對してのみ發行する、我邦に於ては最も廣く行はれ純然たる信用狀同様に取扱はれて居るものである。

(註) W. F. Spalding: Banker's Credits—p. 82.

第五節 旅行信用狀

第一、巡回信用状

旅行信用状 Traveller's letter of credit は海外旅行者が海外旅行先各地に於て夫れ夫れ異なる各地の貨幣を自由に得られる便宜供與の目的で發行せられ發行銀行より海外各地に在る其支店若くは取引先銀行に對し信用状持參人の振出した一覽拂手形の買取方を依頼したる書状であり此種信用状は特に巡回信用状 Circular Letter of Credit と稱せられ其最も主要なものである、而して此種信用状は其所持人をして買取銀行所在地を容易に知らしめ同時に買取銀行をして照査の便宜を得しめんが爲めに本人の筆蹟 Owner's Specimen Signature を頭部餘白に示し之を證明し且つ取引先銀行名 List of Correspondents を印刷した署名證明書 Letter of Indication が添附せられるを常とする。

尙ほ此旅行信用状には形式上

We beg to introduce to you M.....who is the bearer of our Circular Letter of Credit G. C. No.....and request you to negotiate his draft or drafts in accordance with the provisions of the Circular Letter of credit above named.

「當行發行巡回信用状 G・C 第××號の持參人○○殿を御紹介申上候に付同氏振出の手形を信用状記載條件に準據して御買取願度當人の筆蹟は頭書の通りに候……」

尙ほ之には「信用状」を“Letter of Indication”とを分離携帯と云ふ周到なる用意あるべき旨の注意書がある。

旅行信用状額面通貨を如何なる通貨と爲すかは勿論依頼者の任意なるが其定め方の標準として(イ) 國際流通力大なる通貨となすこと、此意味で「磅」とすること、(ロ)爲替相場の安定性大なるものとする、(ハ)滞在期間永き地の通貨と爲すこと、による場合が多い、絶大なる信用ある場合の外旅行信用状基金は豫め拂込まねばならぬ、之に二種あり、

(1)、外貨資金拂込の場合——一定外貨額を拂込當日の銀行賣相場で換算して振込む、例へば米貨五千弗或は英貨一千磅を拂込んだならば爲替銀行は前者ならば紐育支店へ後者ならば倫敦支店へ送金して同地にて無利子で保管する、其支店は同信用状による手形の支拂を保證するものであり振出手形の到達次第此基金より控除決済する、之によれば拂込日以降の爲替相場變動の危険は銀行に轉嫁されるのである。

(2)、旅行信用状基金を邦貨で預入する場合——一定邦貨額を基金として受入れたる銀行は別段預金若くは一時預り金等の假勘定として處理し置き前記の如く買取銀行より支拂報告あり次第支拂當日若くは報告入手當日の爲替相場で換算して預金より落すのであり依頼者は爲替の危険を負擔するものである。

横濱正金銀行で發行するものには G・C 號、A・C 號、A 號信用状の三種がある、尙ほ何れの種類にても基金預入無き例外のものにありては特に Special の語を附して區別する事として居る。

横濱正金銀行發行旅行信用狀

10K

| 信用狀種類 | 信用狀發行者 | 信用狀宛先 | 手形收組銀行 | 手形振出人 | 手形名宛人 | 手形收組指 圖ノ方法 | 備 考 |
|----------------------------------|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------|------------------------------|--|------------------------|
| A Irrevocable Instruction. | Y.S.B. | Y.S.B. | Y.S.B. (Addressed) | Accredited | Y.S.B. (Specified) | Instruction to purchase | |
| AC Irrevocable Credit | Y.S.B. | Y.S.B. &/or Corres. (Specified) | Y.S.B. &/or Corres. (Addressed) | Accredited | Y.S.B. (Specified) | Request to pay | Payment guaranteed. |
| GC Irrevocable Credit | Y.S.B. | Y.S.B. & Corres. | Y.S.B. & Corres. (Arranged) | Accredited | Y.S.B. London New York | Request to pay Special pay Arrangement | |

第二、旅行者小切手 Traveller's Cheque.

之は倫敦或は紐育銀行宛小切手で其の表面には旅行者の筆蹟が記載せられ旅行者は支拂を受くる銀行に於て其行員の面前で當該小切手に署名するを通例とする、小切手の額面は夫れ夫れ五磅、十磅、或は二十弗、五十弗の如く一定されて居るものである、従つて巨額携帯の場合には適せず小額の場合に多く用ゐられる、之等は Canadian Pacific Express ; National City Bank of New York ; (米) Midland Bank ; Lloyds Bank (英) 等世界的に著名なる銀行の外 American Express Company や Thomas Cook & Son の如き世界的な旅行案内機關の發行するものが廣く行はれて居る、我國の爲替管理法は外國爲替銀行及兩替商以外の者が之等を買取することを禁じて居る、然し歐米旅客の如きは内國小切手同様に心得て使用するから商店、ホテル業者等は注意しなければならぬ、支拂銀行では署名

の照査のみで不安の場合には旅行免狀閲覧及び見本がある銀行會社發行のものなる場合には此見本との照合を行ふ事も出来る、従つて見本も無い著名ならざる銀行、會社のものに對しては受理を拒む場合もある、本邦では Tourist Bureau の發行する圓貨小切手があるも國際的には廣く行はれて居ない。

第三、巡回手形 Circular Note

巡回手形は旅行信用狀と爲替手形とを兼ねた如きもので通常の小切手大の Note で額面は十磅宛に一定して居る、旅行者小切手と類似して居るが只發行銀行の署名ある所持人の筆蹟證明書 Letter of Indication の伴ふことが異なる點である、而して此筆蹟證明書には發行銀行が、其取引先に對し所持人が Note を呈示した際は買取願度旨依頼した文言と Note の額面と其枚數とが記載せられて居る、銀行間の決済方法は巡回信用狀によりて振出された手形の場合に準ずる。

尙ほ獨逸に於ては通常「マルク」より割安の旅行者「マルク」と云ふ特別通貨あり、「ライヒスバンク」と特約ある海外銀行が賣却する、之は國際收支調整上の見地から觀光客優遇の目的で創案されたもので専ら獨逸滯留中の旅費節約を主眼と爲すから一日の使用額も五十「マルク」とか百「マルク」とか限定され旅行小切手を獨逸の銀行で「マルク」に換へる都度旅券に記入される定めである、法令變更の可能性大であるから入獨直前に準備することを安全とする。伊太利でも旅行者に限りて割安の旅行「リラ」使用の特典を與へて誘致に努めて居る。

第八章 外國爲替相場

第一節 外國爲替相場の意義

外國爲替の賣買される價格が爲替相場である、外國爲替は前述の如く貨幣價值の國際的移轉であり其効果を惹き起す手段としては賣買によるを原則とする。

若し外國爲替を外國貨幣若くは外國債權の賣買なりとなすならば結局外國爲替即ち外國貨幣若くは外國債權なりと爲す次第で實際上外國爲替が多少の時間的觀念及危險を必然的に伴ふ點から見て首肯し難いことは前述の通りである。

それが電信爲替か爲替手形であるかを問はず、之を賣り又は買ふ場合には勿論其の額面に依らねばならない。而して原則的なる外國爲替は支拂地通貨を額面とするから其賣買作用を起す地の貨幣との間に一定の相場が無ければならぬ。而して之は一定外國通貨額を一國の貨幣に換算する率即ち割合を以て現はされる。換言すればある外國に對する貨幣要求權を憑證する外國爲替手形若くは電信爲替の賣買せられる價格を指すのである。例へば本日の對米爲替相場が二十八弗 $5\frac{1}{8}$ であると云ふことは米國向電信爲替相場を我國爲替銀行が邦貨百圓で賣ることを意味するものである。從てかゝる意味の爲替相場の建て方には種々あり得る、されば爲替相場を指して貨幣の對外價值と云ふこともある、一

を基準として見るとき最も便利な表示方法と云へる、貨幣價值は貨幣の購買力を意味する而して購買力と云ふとき其對象は商品であるべき様に解するものがある、然し尙ほ外國通貨は國內に於ては貨幣では無く物財と見るべきであるから一向差支へが無いと考へられる。

尙ほ外國爲替手形には内國貨幣を額面と爲す例外的のものがある、之等の賣買は原則的なる茲に謂ふところの爲替相場により得ないことは云ふ迄も無く他の方法によることとなるのである。

第二節 爲替相場の建方

一、外貨建相場、邦貨建相場(或は圓建相場)

爲替相場は一國貨幣と外國貨幣との間の交換比率である、之が商品相場にありては商品の一定單位量を基準として貨幣額を増減して相場表示を爲すを一般通則とし例外は極めて稀である、然るに爲替相場の場合には雙方共貨幣であるから其の何れを基準とするかによりて自ら二種の方法建方が存在する。

(1) 外貨建相場—(受取勘定相場) Direct Exchange. (Whitaker) Fixed Exchange (Cross)

此建方は一定邦貨額を基準とし外國貨幣額を以て表はされた相場である、例へば本邦爲替相場表を見るに、

| | | |
|-----|-------|---------------------|
| 倫敦向 | 銀行電信賣 | 一志二片 |
| 紐育向 | 同 | 二十八弗 $5\frac{1}{8}$ |
| 漢堡向 | 同 | 〇麻七一 $1\frac{1}{8}$ |
| 巴里向 | 同 | 一〇法三五 |

の如きは此種建方に屬し倫敦、漢堡、巴里向は何れも邦貨一圓がそれ〳〵英貨、獨貨、佛貨と賣買交換されるべきことを示すものである。之は從來受取勘定相場と稱へられ來つたものである。或は之を數量建とも云ふ、之を本邦では Rate in Foreign Money と稱へるものもある。

(2) 邦(内又は自)貨建相場—圓建相場—(支拂勘定相場) Indirect Exchange (Whitaker) Movable Exchange (Cross)

之は一定額の外國貨幣額を基準として邦貨額を以て表はされる相場である。本邦爲替相場表を見るに、

| | | |
|-----|-------|---------------------|
| 上海向 | 銀行電信賣 | 七〇圓 |
| 香港向 | 同 | 一〇七圓 $1\frac{1}{4}$ |

即ち前者に反して夫れ〳〵上海の百元が邦貨七拾圓、香港弗の百弗が百七圓二五錢と交換されるべきことを示すものである。之は從來支拂勘定相場と云はれたものである、或は之を價格建とも云ふ。

之を本邦では Rate in Home Money と稱へるものもある。同じ爲替相場を唱ふるに斯の如き二種の區別ある事が外國爲替なるものを頗る難解なる如く思はしめて居る主要原因の一である。而して一般に用ゐられて居る受取勘定建、支拂勘定建と云ふ唱へ方は Receiving Quotation: Giving Quotation の譯である。一般には受取勘定相場とは自國貨幣を基礎として之に對して受取るべき外國貨幣額を以て相場を唱へるものである。例へば米貨の相場は圓貨百圓に付二十八弗 $5\frac{1}{8}$ と稱へる如き之である。又「支拂建勘定相場とは前者に反して外國貨幣を基礎として之に對して支拂ふべき邦貨額を以て相場を建てるものである、例へば對米相場米貨一弗に付一圓一八五だと稱ふる場合である」と説明せられて居る。然し乍ら斯かる名辭は極めて不徹底たるを免れない、蓋し受取勘定建相場を用ふる國よりは必しも常に受取勘定であり支拂建勘定相場を適用した國に對して必しも支拂ふのみとは限つて居らない、之が外國爲替の觀念を著しく混亂させる原因である、即ち名辭其宜敷きを得て居らないからである。本邦學者、實際家中にも此稱へ方の不適當を指摘して外貨建自貨建と呼ぶべしとしたもの少からず例へば古屋美貞氏(註一)清瀬次郎氏(註二)中井長三郎氏(註三)金原賢之助氏(註四)の如きは其例である、筆者亦大正十二年頃より此稱へ方を固執して來た一人である。尙ほ遙か先覺にも同説の仁もあつたと云ふ事だが判然しない。

(註一) 古屋美貞著—外國爲替論一九五頁(大正十二年四月十五日發行)

(註二) 清瀬次郎稿—外國爲替と其相場の變動(正金—調査課)—二四頁(大正十三年五月十日印行大正十二年八月講演)
 (註三) 中井長三郎稿—金融大辭典第一—一七四頁外國爲替相場(昭和九年六月十日)
 (註四) 金原賢之助稿—外國爲替金、銀、一一五頁以降(昭和九年七月十八日發行)

歐米學者中にも此點に慊焉たらざる者が無いでもなかつた Whitaker : Cross の如きは之に屬する。

從來の唱へ方

| | |
|----------|-------------------------|
| Whitaker | Cross |
| 支拂建勘定相場 | 直接法(Direct Exchange) |
| 受取建勘定相場 | 間接法(Indirect ") |
| | 外貨基準相場 (Fixed Exchange) |
| | 外貨變動建相場(Movable ") |

と稱すべしと云つた。Whitakerの云ふ直接法(Direct price method)間接法(Indirect price method)も著想は甚だ宜敷いが本來外國爲替に用ゐられて居る直接爲替、間接爲替と混同を生ずる虞があり妥當と云へない。之に比すればCrossの稱へ方が遙かに學理的であつて從來の呼稱に比すれば優る事著しいものがあり、更に徹底して居る、然し之をより單純化して前者即支拂建相場Cross(Ira, B. Cross : Foreign Exchange, pp-302)の所謂Fixed Exchange 即ち外貨基準相場は外貨が動かす之が基準となり邦貨を上下變動せしめて相場を建てるから邦貨建相場(又は内貨建又は自貨建或は圓建)と云ひ後者即ち支拂建相場はCrossの所謂Movable Exchange. 即ち外貨變動相場で邦貨が基準となり外

貨が變動して相場が建てるから之を外貨建相場と稱するの便宜簡單なるに如かないと考へる、以降此稱へ方に從つて研究を續けんと欲する。

此二様の相場の建て方は全く慣習によりて成立するもので果して何れを可とし何れを不可とするかについての理由は存在しない、今兩者の得失を考察するに爲替の變動を論ずるには邦貨建の場合の方が説明容易である、然し外貨建でも説明が不可能の譯では無い。又英國では佛國並に獨逸に對する爲替相場は法 Franc 並に馬克 Mark で建てるから分數を生じ計算が不便である宜敷貨幣單位大なる磅を以て爲すべしとの議論もあるが英國の如き國情の下では容易に改められないであらう。又計算上から一定外國貨幣額を邦貨に換算するに當りては自貨建では只乘法を用ゐ得るに反し外貨建では除法を用ゐなければならぬから不都合であるとの非難が從來行はれた、但し其逆の換算即ち一定邦貨額を外國通貨に換算するには却て便利な譯では餘り重大な理由と考へられないにも拘らず日常實際上には斯かる僅少の利便が頗る重視されるものと見え概して金融上有力な國は自貨建相場を用ふる傾きがある、歐米諸國は大體此建方によつて居る、然し尙ほ慣習其他の理由から外貨建に據るものも無いでは無い、英國、葡萄牙、西班牙の如きは其例である、殊に英國が特に外貨建を主として採用して居る理由は倫敦が世界金融爲替の中心市場であり最も自由に世界各國の手形が賣買されるから自國貨幣を外貨に換算するに便利な外貨建相場によるを換算上便宜としたからであらう。

米國では各國向爲替相場の建て方が亂雑で不便であつた爲め一九一九年七月獨逸向を、一九二一年佛國向を何れも内貨建てに改め現時に於ては對外爲替相場は殆ど全部、内貨建てに統一した之は統計蒐集其外商業政策上の必要からであらう。今翻つて我が國の相場の建て方を見るに

香港、新嘉坡、西貢、支那—(一〇〇弗 \parallel 圓) マニラ、(金ペソ \parallel 圓)

英。濠。佛。獨。リオ、デ、ジャネイロ。—(一圓 \parallel 元)

米國。ヴェノス、アイレス。英領印度。瓜哇。—(一〇〇圓 \parallel 元)

と云ふ建て方を採り單位の相違はあるが皆外貨建て即ち受取建である。

斯の如く本邦の對外爲替相場は殆ど其大部分が外貨建て即ち受取建である。

二、打歩、割引建相場 Premium and discount method.

多數國の爲替相場の建方は外貨建若くは邦貨建である、然し稀には打歩、割引によりて建てられるものがある、但し同一貨幣制度を採る國の間に限られる。例へば、英國と南阿間、米國と加奈陀間の如きは此例である前者は何れも磅 Pound を使用し後者は弗 Dollar を用ひて居るからである。而して之にも打歩なり割引なりを歩合(%)で示す場合と自貨單位で表はす場合とある、即ち

英・南阿 1/4% 割引—London on South Africa 1/4% dis.

米・加奈陀 三セント打歩—New York on Montreal 3c prem.

我邦に於ても以前は香港向相場は打歩、割引の方法によつて居たが其後現在の如き邦貨建て即ち圓建に改められたものである。

尤も英國では植民地中濠洲及び「ニューヂーランド」に對しては一般には外貨建が用ゐられて居るが往々にして打歩、割引を以て唱へられることもある。

尙ほ利付爲替手形の如き内國通貨を額面としたものは本来ならば内國爲替同様打歩割引の方法によるべき様に思はれるが此場合には利付として支拂人が額面以外に利子をも負擔支拂ふ慣習であることは前述の通りである。

第三節 爲替相場の種類

爲替相場は其性質の如何によりて差異を有すること勿論なり、今之を各種に分類して検討しよう。

第一、期限上による各種相場

外國爲替の電信によるか手形によるかに従ひ又手形による場合には其支拂期限 Usance の長短により相場上にも差違を生ずる、即ち資金睡眠期間に基づく差違と云ふことが出来る。

(a) 電信爲替相場 Telegraphic Transfer. "T. T." or "cable"

(b) 參着爲替相場(一覽又は要
求とも云ふ) On Demand: "O. D.": Demand Draft: "D. D." Sight Bill.

D/D は一般に東洋に用ゐられる稱呼である。Sight は爲替銀行では Sight Buying として買爲替にのみ用ゐる同一期限のものに對しても區別して居る。

(c) 定期拂爲替相場—定期拂、日附後定期拂の外一覽後定期拂のも
のは通常 30 d/s 60 d/s 90 d/s 等に分たる。

之等の内(a)は銀行の賣爲替のみ(b)には銀行の賣と個人の賣即ち銀行の買とあり、(c)は主として銀行の買爲替に屬する。

今之等各種相場に付て賣爲替、買爲替の差を無視して検討するに自貨建相場による外國爲替の價格は其期限の長くなるに従つて低くなる、即ち電信爲替が最も高く參着が之に次ぎ長期手形が最も安價である。尤も外貨建の場合は之に反する。而して斯の如く期限が異なるに因つて價格相違の生ずる理由は蓋し次の如き原因によるものである。

(1) 期間に對する割引料

銀行が買取りたる手形は其満期日迄待たねば額面金額を受領する事は出来ない其迄資金は睡眠する。従つて此場合銀行は其期間相當の利子を損失する事となる。若し又之を支拂地で再割引に附するものとしても其期間に對する割引料を負担しなければならぬ、従つて長期手形の相場 "Long Rate" は短期手形の相場 "Short Rate" より賣人たる個人にとり不利なるが原則である、而して其再割引は原則として其支拂地に於て爲され此差額は支拂地の割引率によりて計算せられるのである。即ち電信爲替と參着爲替との價額には郵便日數に對する支拂地に於ける割引料だけの差がある、但し此場合に於ては事實上送達の途中にあり再割引に附し難いから理論上振出地の割引率に據る可しとの問題を生ずる餘地がある、然し實際には手數を省く爲めに支拂地の割引率による慣習である。

倫敦向、紐育向けに就ては次の如き慣習がある。勿論時によつて此開きも異なることがある。

倫敦向 T.T. と O.D. との差は殆ど常に $\frac{1}{16}$ (平常時に於て)

紐育向 T.T. と O.D. との差は殆ど常に $\frac{1}{8}$ (平常時に於て)

尤も先年來相場表上では T.T. & O.D. として同一相場となつて居る。

今例へば紐育で倫敦宛ての一覽後九十日拂の長期手形額面一〇〇磅を今倫敦へ送つて倫敦市場で再割引に附して其手取金を爲替資金中へ振込まんとする場合に假りに條件が次の如く倫敦市場の割引率 2% D.D. 相場 $\$1 = \1.95 であつたと假定すれば

倫敦に於て控除せらるべき諸掛は次の通りである。

倫敦に於ける銀行業者に支拂ふべき割引手数料 $\frac{1}{40}\%$ $\$0.124$

93日間の割引料(93日間は支拂預日)6.2% 2.545
 英國手形の印紙税 1% 0.240 \$2.909

で即ち£1につき\$0.02909の諸掛を要するから一覽後九十日拂手形は£1=\$1.9209 以下ならば買入れて有利である計算だ (Franklin Escher: Elements of Foreign Exchange p. 81)

(2) 印紙税

外國宛の手形は其支拂地所在國の税法に従ひ改めて印紙を貼付する必要がある、従つて多少其價額に影響を來す。尤も我日本の如きは金額を問はず一通參錢であるから殆ど影響無しと云つても宜しい。殊に振宛てられたものは印紙税を要しない。

英國の印紙税法によれば

| | |
|---------------|----------------------------|
| D.D. (金額ヲ問ハズ) | 1 ^d |
| 定期拂手形 | £1—5 1 ^d |
| 定期拂手形 | £5—10 2 ^d |
| — | £10—25 3 ^d |
| — | £25—100 6 ^d |
| — | £100以上 每 £100-0-0. = ツヤ 1s |

英國では振宛てられた Foreign Bill に対しては £100 につき 1/4 の印紙税を課す British Stamp Duty to be borne by shipper となつてゐるが現今は銀行特なり。

米の印紙税法によれば

小切手手形共 = 米貨 2 Cents

(註) 英貨 £ (鎊) は Latin 語 Librae の省略であり S (志) は solidi の省略、d (片) は denarii の省略である。Sterling は (イ)重量の尺度と區別し更に (ロ)埃及及土耳其の 1000 ユフスター (Piasters) の「キント」と區別する爲めに附するもの。Easterling の省略は English money を意味する。又 Farthing は Fourthing より來つたもので 1/4 である。

(3) 仲立人の口錢 Brokerage

銀行が買取つた長期手形の殆ど總へては直に其支拂地へ郵送せられ引受が濟んだ上は支拂地市場で直ちに再割引に附せられるが常であり、其際支拂はれる可き手形仲立人の要求する口錢だけ低廉である。此口錢は市場により必しも一定して居らないが通常額面に對して 1/16%—1/64% 見當である。

(4) 危険率

電信爲替ならば一兩日中に代り金を受領出來得るに反し參着でも郵便日數丈け、一覽後定期拂のものにありては更に一定日數丈け遅れて支拂はれる、期限永ければ永い程危険が大であり信用劣ることとなる、之が多少とも相場に影響する筈である。但し銀行では少しでも危険性のあるものは全然買取らないから此の場合には當然之が無視されることとなるは云ふ迄も無い。

尙ほ同じ買爲替でも信用狀附きと然らざるものの中では信用狀付のものが相場が宜敷しい、蓋し危険少く歐米市場に於ける融通性に富み特に信用大なるからである、同様に荷付爲替の方が「クリーン」

に比して信用が大である、銀行から云へば荷爲替でも D/A よりも D/P の方が信用が大である。

第二、賣爲替相場と買爲替相場

外國爲替の効果を發生せしめるには原則として賣買による、對外債権者は爲替を銀行へ賣り對外債務者は爲替を銀行から買取る、斯くて爲替銀行と銀行以外の需給者個人とは對立關係を爲し賣買の關係は反對となる、斯の如き地位に立ち斯かる職能を有する爲替銀行は個人爲替を買入れ之に對して銀行爲替を賣るもので賣相場 Selling Rate と買相場 Buying Rate の二種がある、尤も電信爲替を買ふことは殆ど稀だから此相場には賣相場許りで買相場は發表されない、此賣買相場の差は即ち銀行の手數料及び利益となるものである、之は専ら兩者の信用の差による。

外國爲替手形も信用の大なるものは小なる手形よりも高いのである。例へば同一期限でも銀行の賣爲替は個人の賣爲替（即銀行の買爲替）よりも高價なる如きは此例である。即ち外國爲替手形の信用は其關係者の信用に依りて其厚薄を生ずる事は明かである、從て同じ手形でも銀行手形。信用狀付手形。荷爲替手形。商人手形。信用手形の順序により順次信用が低下する。然し乍ら信用手形は形式上區別し難く表面上には何等の差異なきものである、されば同じ賣爲替でも銀行の賣爲替と個人の賣爲替には相當の開きがあるのを常とする。

例へば D.D. on London 銀行賣 $2:0\frac{7}{15}$ 個人買（銀行賣） $2:0\frac{9}{16}$ （平常相場）

D.D. on New York 銀行賣 $49\frac{1}{2}$ 個人買（銀行賣） $49\frac{3}{8}$ （ " ）
の如き開きがある。

但し上記個人賣と云つても殆ど常に信用狀付たる事を條件とするから此開きは必ずしも信用のみによるとは云へない。即ち銀行の手數料をも含んで居り之が銀行の利益の源泉たるものである。

第三、公定相場、建相場、闇相場

歐洲大陸では爲替の賣買が取引所で行はれたから取引所で決定作成された相場が公定相場であつた。從て寄附相場 Opening Quotation 大引相場 Closing Quotation も定まつた次第であつた、然し爲替市場の發達に伴れ其重要性は著しく失はれたが其呼稱は尙存續してゐる、然し爲替管理を行ふ國が増加した現在では政府代表の中央銀行、又は爲替銀行、外國爲替管理委員會等の機關によりて基準的相場が發表せられる場合が多い。之を公定相場 Official Rate と云ふべきであらう。毎日銀行の公表する相場を建相場と云ふ、有力爲替銀行の建相場は常に標準となり一般市場相場を Lead するものである。本邦に於ける横濱正金銀行の建つる建相場の如きが然りであつた。然し金の輸出再禁止以來建相場公表を中止し更に昭和八年四月以來復活公表するには至つたが其内容は主として名目相場に屬し、必しも其相場によつて賣買を行ふものと限つては居ない建値發表の場合には大體午前午後の二回變更を見るのが常であるが變動激しいときは數回の變更を見ることも稀では無い。

爲替管理が行はれ公定相場が強行されるときは其實勢以上に相場を維持せんとする場合である、斯かる際此不利なる公定相場の適用を免れる爲めに内密に爲替取引が行はれる場合がある、之を開市場 Black market: Dark exchange と云ひ其相場は闇相場と稱せられる。

第四、名目相場、實際相場、計算相場

(1) Nominal Rate (Quotation) — 見當相場、名目相場

之は通貨上の關係によりて定まる相場である。例へば銀貨國に對する爲替相場は又日々の銀塊相場の影響を受けて其變動の回数も範圍も大である。要するに理論上、計算上の相場であるから相場表上には記載せられてありても銀行は全く賣買しない事もあり、又賣買はしても其相場では行はず、相場に就ては別に折衝しなければならぬ場合が多い、吾が國でも變動が甚しい場合には此種相場を建てることが多い、一般には相場表上此種のもの省略して: Nom. と記するを常とする又之を: Open Rate” 又は “Official Rate” 公定相場と云ふ場合もある。

(2) Real Rate (Quotation) — 實際相場

需給上の關係にて定まり事實上之で取引せられる相場を云ふ、畢竟同本位國間に於ては法定平價に貿易上の關係は勿論其他あらゆる國際收支上の關係に因りて定まるものを云ふ。之を或は Actual Rate と稱す。

(3) Tel Quel Rate: — 純相場、計算相場

相場表に記載せられて無い期限の爲替でも亦賣買する事が出来る筈である。茲に云ふ “Tel Quel” とは俗に Tale quale と云ひラテン語の “Talis qualis” 即ち “net” 若くは “Unchanged” の意味である、蓋し期限の變更に従ひ數字は異るとも其の基準たる相場は全然不變である事から此語句が用ゐられたものと考へられる。(註)

(註) W. F. Spalding: Foreign Exchange and Foreign Bills-pp. 60. G. Clare: The ABC of Foreign Exchange pp. 61

而して此場合相場表の期間による相場を基礎として別に利子其他の計算を爲す事が必要である。即ち此差異を調節算定した相場を云ふ。之は又 Computed Rate と云ふ。而して此場合の差額たる金利は其爲替の支拂地に於ける割引率によりて計算せられるものである。其計算方法を公式で示せば次の通りである。

外貨建

邦貨建

(1) 電信相場と割引率及郵便日数を知りて參差相場を求める場合

$$O.D. = T.T. \times (1 + \text{利率} \times \text{期間})$$

$$O.D. = T.T. \times (1 - \text{利率} \times \text{期間})$$

(2) 參差相場と割引率及郵便日数を知りて電信相場を求める場合

(3) 定期相場と割引率と期間を知りて定期相場を求める場合

$$T.T. = O.D. \times (1 + \text{利率} \times \text{期間})$$

定期相場 = $O.D. \times (1 + \text{利率} \times \text{期間})$

$$\text{定期相場} = O.D. \times (1 + \text{利率} \times \text{期間})$$

(4) 定期相場と利率と期間を知りて参着相場を求むる場合

$$O.D. = \text{定期相場} \times (1 - \text{利率} \times \text{期間})$$

今例へば英國宛一覽後一ヶ月拂手形があると假定する。爲替相場参着拂が若し $1\frac{1}{2}$ (一志二片) であり英國の金利が 2% (年利二分) とすれば之を賣却するに右参着相場 $1\frac{1}{2}$ によれば尙一ヶ月間の割引料を計算して調節しなければならぬ。然るに今此参着相場を前記公式に據りて計算すれば左の如し。

$$\begin{aligned} 1\frac{1}{2} \times (1 + \frac{2}{100} \times \frac{1}{12}) &= 1\frac{1}{2} + 1\frac{1}{2} \times \frac{2}{100} \times \frac{1}{12} \quad (3 \text{ 分}) \\ 1\frac{1}{2} &= 144 \\ \therefore 1\frac{1}{2} + \frac{1}{32} &\therefore 1\frac{1}{32} \end{aligned}$$

一覽後一箇月拂相場は $1\frac{1}{32}$ 一志二片 $1\frac{1}{32}$ となる次第である。
第五、現物相場、先物相場

之は賣買せられる爲替の使用期限上よりの區別である。現在 take up される爲替相場のことを現物相場 Spot rate と云ひ、之に反して將來使用されるべき爲替の相場を先物相場 Rate of Forward

delivery と稱す。先物の場合には後述するところの豫約を伴ふを常とする。先物相場は其使用期限迄に發生する爲替相場に影響を與へる内外政治、外交、經濟、内亂、事變、戦争等あらゆる事情に對する豫想が加味参酌されて成立するものである。斯の如き先物の取引が行はれることは即ち危険分散作用を意味するものであり現物相場騰貴下落の趨向を著しく阻止緩和する作用を有するものである。

第六、直接爲替相場、間接爲替相場、「クロッスレート」

(1) 直接相場——或る國より何れか他の一定國への賣相場、買相場は即ち直接爲替相場であり一般に quote されるものは多く此種相場である。例へば對英 $\frac{1}{2}$ など稱へるが如き之である。

(2) 裁定せられた相場——或る國より或一定國向けの相場を建てるには個々別々向けに算定すること無く或る他の特定國向相場を先づ以て算出し置き之を基準として他の諸國への相場は此の特定國と各國との間の相場を即ち所謂 Cross rate によりて算定するを常とする。斯く Cross rate を利用して他國との間の相場を算定することは爲替裁定 Arbitrage; Arbitration of Exchange. の一種である。斯く裁定によりて建てられたる相場を Arbitrated rate 「裁定せられた相場」と云ふ、されば相場其ものから見れば直接相場との間に何等の區別も無い、只一定時に於ては同一國に對する此二種の相場があるときは前者よりも後者が有利な場合にのみ此種裁定は利用せられるものである。而して就中最も安定せる貨幣に對する爲替相場を先づ第一に建て之をあらゆる裁定の基準となす場合に之を

linkすると云ふ、例へば現在の邦貨圓貨は英貨磅に link されて居ると云ふが如きである。

(3) 「クロスレート」Cross rate

A 國の B 國に對する爲替相場、B 國の C 國に對する爲替相場を知れば兩相場を Cross することによりて A 國對 C 國の爲替相場を知ることが出来る、此場合 B 國の對 C 國相場を Cross rate と云ふ、されば一定國より云ふときは其國以外の二箇國間の爲替相場を Cross Rate と云ふ、例へば現下我國對英相場は 1/2 と釘付されて居る。故に對佛相場は之の外に英佛相場を知れば容易に算出し得る、此場合英佛相場は 1 の Cross Rate である、之を或は裁定相場とも云ふ。

此の三種相場の關係は

我が對英相場が 1/2 たりとし
此時の米英相場が £1 = \$4.92 ⁵/₁₆ とすれば
我が對英相場は

$$\begin{aligned}
 \$ x &= ¥100 \\
 ¥ 1 &= 1/2(14d) \dots\dots\dots \text{Direct rate} \\
 £ 1 - 0(240^d) &= \$ 4.92 \frac{5}{16} \dots\dots\dots \text{Cross rate} \\
 \therefore x &= \frac{100 \times 14 \times 4.92 \frac{5}{16}}{240 \times 1} = 28.739 = \$ 28 \frac{1}{6} \dots\dots \text{Arbitrated rate} \quad (\text{昭和13.7.25日})
 \end{aligned}$$

となるのである。

此 (3) の Arbitrated rate を裁定相場と呼ぶ學者もある、さも無くても一般に短義の多い Cross rate の意義を更に不詳明ならしめるもので「裁定」と云ふ語字の濫用と云へる、要するに之は「裁定せられた相場」と「裁定用の相場」とに區別すべきであると思ふ、而して茲では一般通用の方法に従ひ Cross rate 即ち「裁定用の相場」を指して用いた。

第四節 外國爲替相場表

外國爲替相場を集めて一表としたものを外國爲替相場表と云ふ。委敷云へば斯の如き外國爲替相場表にも二種ある。即ち「外國から振宛てられた相場を集めたもの」と「自國から外國へ宛てた相場を集めたもの」との區別が之である。一般には此の後者のみを發表するのが常である。

然るに倫敦に於ては戦前迄は前者を “Foreign Exchange” と稱して毎日發表し之が補足的の目的で毎週水曜日と金曜日には後者即ち所謂 “Course of Exchange” 即ち “On Change Table” が發表せられた。此相場は各前日、火曜日と木曜日に定まるのである、之等の日には取引所たる “Royal Exchange” の一室に爲替の賣買を爲す所の銀行業者、爲替仲立人其他の金融業者等が集まつて各國宛爲替の取引を行ふ慣習があつた。其の記録が此の “Course of Exchange” である。之が一週二回のみ發表せられた所以は抑も倫敦は金融の世界的中心地であり、各國各地方より振宛てられるものが頗る多く倫敦より各地へ振宛てるものは寧ろ極めて稀である。倫敦に居る債権者は勿論他國に在る債務者も倫敦宛送金爲替で決済する方を有利と爲した。従つて倫敦市場に居る者の立場から見れば「各

國から倫敦へ宛てた相場「が」倫敦から各地へ宛てた相場「よりも遙かに重大な利害關係があるから前述の通り“Foreign Exchange”は毎日發表するが“Course of Exchange”に就ては夫れ程の重要性を認めなかつたからであらうと思はれる、然かも一九二一年二月以來は前述 Royal Exchange に於ける一週二回の取引をさへ一般に電話での引合交渉がより頻繁に行はれ得る様になつたから最早不必要と認めて取止めるに至つた(註)。爾來事實上各銀行間の折衝で時々刻々定まる様になつたのである。

(註) W. F. Spalding : Foreign Exchange and Foreign Bills p. 41-56.

斯の如く倫敦では全国各地向爲替相場が建つても發表の回数が少くなりつゝあるのは蓋し次章に説くが如く倫敦は優等市場であるが故に常に劣等市場で建つ爲替の受働的立場に立つものであるからだとも云へやう。

倫敦市場以外の各國市場では専ら其地から全国各地へ宛てた相場を建てて發表するのである、此意味の外國爲替相場を發表するものは爲替銀行、爲替仲立人、郵便局、並びに新聞雜誌である。郵便局の相場は通常外國爲替換算割合と稱し其性質上銀行に於ける程頻繁に變らない、但し激變があつた場合は此限りで無い。別に手数料を徴せられるから小額の時は大差無さを常とするが巨額に達する場合には銀行による方が有利な事が多い。

手形仲立人の相場は大體銀行の相場を基準として發表するもので銀行の相場と大差無いのを常とする。新聞や雜誌の發表する相場は主として銀行相場を和譯したものが多く従つて其譯語も種々様々で其間に統一がない。例へば

- (イ) 銀行電信賣—銀行の賣爲替で電信爲替を意味する、所謂 T, T, である
- (ロ) 信用三月買—信用狀付個人手形一覽後三ヶ月拂、従つて銀行の買爲替を意味する、信用四月買は期限が一覽後四ヶ月拂の事である
- (ハ) 個人六〇日買—個人手形の一覽後六十日拂であり、銀行の買爲替である
- (ニ) 要求—要求拂即ち參着拂を意味する。従つて通常銀行の賣爲替であるが個人賣—銀行の買爲替—の場合もある。等は其例である。

銀行の發表する爲替相場表は之に依りて賣買を行ふものであるから最も正確である外國爲替相場表は“Course of Exchange”と云ふ外又“Exchange Quotations”と云ふ或は“Exchange Memo”或は“Exchange Slip”とも云ふ。又 Exchange Table とも云ふ事があるが斯く云ふ時は換算率表と間違へる處がある。此相場表に記載せられる相場にも色々の種別がある。

爲替相場表の作成に種々の様式がある。佛國にては一、九〇七年以來參着拂相場では賣と買とを建て、電信爲替では割引、打歩を附する事とし別に割引市場に於ける割引率を附記して期限の長短によ

り適當に加減すべき割合を示して相場の唱へ方を頗る簡單にして居る、従つて所要の長期手形の相場に就ては夫れく前述の *Tel Quel Rate* を求めなければならない不便がある。但し之は其地方で多く需要せられるもののみを掲ぐるが爲めであり且つ今以て取引所で相場が決定せられる特種の事情によるものに外ならない。

本邦の爲替相場は手形の期限の種類別に示すを常として居る、従つて佛國に於ける如き純相場計算の手数は省ける次第である、尤も先年來各地向共 *T.T. & D.* 及び信用狀附 $3\ m/s$ のみを建てる慣習を生じた。

外國爲替は其支拂地の相違によりても種々差違を生ずるものである。
支拂地

外國爲替相場表に記載せられてある都市は概して爲替關係上密接な地方である。其れ以外の土地では其地方に全然支店も代理店も無い場合には爲替の取組を引受けない。又其支店所在地よりの距離が頗る遠隔僻陬であるか又は交通が著しく不便な場合或は爲替取引が極めて稀少なる場合には其相場は甚しく不利なるを免れない。蓋し斯かる場合には爲替銀行は支店なり出張所なりを設けない場合が多く、従つて代理店を煩はす事を要し一定の手數料を負担しなければならないか若くは爲替資金の決済が甚しく不利益なる理由による。但し近來交通機關の發展に伴ひ支拂地による區別は漸次減少しつつ

ある。又貿易上相當須要な所には順次爲替銀行も支店なり出張所なりを開設する傾向が多い。印度の如きも其重要都市宛のものは孟買、甲谷陀向相場を以て取組まれて居る。米國向も桑港、沙都は近來急激の發展を示したもので戦前に於ては相場表上に記載しない慣例であつた、之は勿論當地方向の爲替取引が發展して居なかつたからである。

外國爲替相場は一定時に於てもかゝる原因によりて相場が異なるものである。尙本邦外國爲替を取扱ふ銀行の爲替相場表中今迄説明しなかつた三四の點に就いて解説を試みやう、

(イ) 香港相場

香港向相場は前述した如く打歩若くは割引を以て相場を示して居つたが明治三十六年以來現在の如く、「香港弗一〇〇〥圓」として邦貨建を以て建てる様になつた。香港弗は墨銀とは異り相場も著しく異なるを常とする。

横濱正金銀行では香港向は *T.T. & D.* として發表して居るが以前は $10\ d/s$ をも記載して居た。之等は大部分が支那人手形で英國爲替條例に依り三日間の支拂猶豫日の恩典に浴すべき一覽後十二日拂、若くば之を算入しない一覽後十五日拂の手形が多いのである。此兩者は全く區別せられぬのを常とする。

(a) 倫敦銀行利率、*London Bank Rate* 紐育聯邦準備銀行率、*New York F. R. B. Rate*

外國爲替手形は先づ以て支拂地へ郵送せられ同地に於て宛名人に呈示して引受の上は同地で割引に

附せられるが原則である。従つて爲替相場の計算の基礎をなす割引料率は支拂地の割引料率に據る事は既に前述した。而して世界の金融市場の中心として重要な地位を占めて來た倫敦で決濟せられる爲替は頗る多いから倫敦の市場割引率は極めて重大な關係を有する、故に其の市場割引率の基準と看做されて居る英蘭銀行の公定割引率を我國爲替銀行爲替相場表に掲載するのが毎日の慣習である。然るに紐育も戦後に於ては金融市場として其重要さを加へて來たから同様前述の意味で横濱正金銀行では一、九二八年五月十七日以來米國聯邦準備銀行の公定割引率をも記載する事とした。而して之等の公定率は爲替及通貨政策の必要から折々變更せられるものである。一、九二五年以來の割引公定率は次の通りである。

| 改訂 年 | 更 月 | 更 日 | London Bank Rate | N. Y. F. R. B. Rate |
|---------|--------|--------|------------------------|---------------------------|
| 1925 | 12 | 3 | 5 % | |
| 1927 | 4 | 21 | 4 1/2 % | |
| 1928 | 5 | 17 | 5 % | |
| " | 7 | 12 | " | |
| 1929 | 2 | 7 | 5 1/2 % | |
| 1929 | 8 | 8 | 6 % | |
| " | 9 | 26 | 6 1/2 % | |
| " | 10 | 31 | 6 % | |
| " | 11 | 14 | 5 1/2 % | |
| " | 11 | 21 | 5 % | |
| " | 12 | 12 | 5 % | |
| 1930 | 2 | 6 | 4 1/2 % | |
| " | 3 | 6 | 4 % | |
| " | 3 | 13 | 3 1/2 % | |
| " | 3 | 20 | 3 1/2 % | |
| " | 5 | 1 | 3 % | |
| " | 6 | 19 | " | |
| 1931 | 5 | 8 | 2 1/2 % | |
| " | 5 | 14 | 3 1/2 % | |
| " | 7 | 23 | 4 1/2 % | |
| " | 7 | 30 | 4 1/2 % | |
| " | 9 | 21 | 6 % | |
| " | 10 | 9 | " | |
| " | 10 | 16 | 2 1/2 % | |
| 1932 | 2 | 18 | 3 1/2 % | |
| " | 2 | 25 | 3 % | |
| " | 3 | 10 | " | |
| " | 3 | 17 | 4 1/2 % | |
| " | 4 | 21 | 3 1/2 % | |
| " | 5 | 12 | 2 1/2 % | |
| " | 6 | 24 | " | |
| " | 6 | 30 | 2 % | |
| 1933 | 3 | 3 | " | |
| " | 4 | 7 | 3 1/2 % | |
| " | 5 | 26 | 2 1/2 % | |
| " | 10 | 20 | 2 1/2 % | |
| 1934 | 2 | 1 | 1 1/2 % | |
| 1937 | 8 | 26 | 1 % | |

(ハ) 銀塊相場

金本位國の銀本位國に對する爲替相場は爲替の需給の外更に銀價の影響を直接に受けるものである、現時尙唯一の銀貨國たる支那とは我國は貿易上極めて密接な關係にある、又我國が綿花や鐵等を買い綿製品を賣込む印度も銀に重要な關係を持つて居る、之等の國々と直接又は間接に關係がある人は先づ第一に銀塊相場に注意して將來の見込みを立てるのである、而して銀塊に就ては倫敦が殆ど世界的の中心市場をなし倫敦の銀塊相場は世界の銀市場を左右する勢力を持つて居る、故に銀行の爲替相場表は毎日の倫敦銀塊相場を記載する事として居るのである、倫敦市場に於ける銀塊相場は

Standard Silver 1 oz. Troy = 31.1035

として建てる、倫敦の標準銀は四八〇「グレイン」中四四四「グレイン」の純銀を含むものであるから、即ち其品位は

$$\frac{444}{480} = \frac{222}{240} = \frac{37}{40} = 0.925$$

となり「千分の九二五」である、其一「オンス」が幾片として建てられるのである、此頃の相場は十九片11 16 見當 11 16 で絶巔時の相場八十九片餘に比して大約 1 6 に大暴落を告げて居る次第だ。紐育も銀塊に就ては重要な市場たるを失はない。蓋し米國は世界の銀總産額の約三分の一を産する供給國たる上四割を産する「メキシコ」にも重大な資本關係があるからである、同地の銀塊相場の建て方は

純銀 1 oz. Troy = x cents U.G.S.

として唱へるのである、但し純銀と稱しても通常品位は〇・九九九即ち千分の一の公差を認めて居る、一般市場に現はれる銀は品位〇・九九九—〇・九九六。重量九八〇—一、一九〇「トロイオンス」形状は長方形の Brick をなして居り一般に Bar Silver 銀塊と稱せられて居る。此頃の相場は¹²見當である。

(二) 米英相場(英米)—米英(英米) Cross rate

英米「クロッスレート」とも云ふ。實際は「紐育より倫敦に宛てた相場」である、専ら後進市場たる紐育で建てられる而して紐育では自貨建であり倫敦では外貨建であるから「£1 || \$x」と云ふ建て方は兩者にとりて何れにも更に不便を興へては居らない。抑も Cross rate と云ふ語の意義は Cross する rate の義で即ち裁定相場である、例へば「日英相場」を基礎として「日米相場」を算出するには之に「米英相場」を Cross する事によつて得られる、更に「米佛相場」に「米英相場」を Cross すれば「英佛相場」を算出する事が出来る、同様に「倫敦宛上海相場」から「日本宛上海相場」を算出する場合に「日英相場」を使用すれば此「日英相場」が即ち此場合の Cross rate である、斯の如く「英米相場」でも「日英相場」でも「日米相場」でも Cross せられる相場を Cross rate と云ふべきである。

然るに戦後國際貸借上嶄然頭角を抜いた米國と世界金融市場の中心として重きをなした英國と

の間の「米英相場」が Cross rate たる任務を盡す場合が頗る多い爲めに Cross rate なる語は恰も「米英相場」の別名たるが如く考へらるゝに至つたのである。而して米英相場は磅の爲替價値を最も正確に現はし單に英國だけの原因により變動するのみで無く歐洲大陸の對米爲替の決済をも引受けて居るから有りと有らゆる世界的の事情によりて上下するのである。而して米英 Cross rate の平價は次の通り一磅につき「四弗八十六仙八分の五」である。

\$x = £1

£1 = 純金 113.0016 grains

480 grains = \$ 35.

$$x = \frac{1 \times 113.0016 \times 35}{1 \times 480}$$

$$= \$ 8.2397. \quad (\text{附一})$$

而して我國より觀れば米國は勿論、英國とも貿易上金融上密接なる關係があり常に對外爲替相場算出の基礎をなすもので一般に重大な參考となるから銀行の相場表は日々之を掲載する慣習である。實際上「米英相場」が動けば我對米相場に相當の影響を興へるから多大の注意を拂はずには居られない次第である。

(註1) £1 貨は 123.2747 grains $\times \frac{22}{24} = 113.0016$ grains pure gold.

米國貨幣法に於て pure gold 1 oz = \$ 35. — 1 oz. = 480 Grains.

「米英相場」に於ても英國最初の金輸出禁止中は磅の爲替價值變動甚しく一、九二〇年二月には最低相場 41 = 93.18 即ち三弗十八仙となり三四%の暴落を示した、然し英國經濟力が恢復し爲替平衡資金勘定運用の効果大にして漸次上騰し著しく其安定性を増大するに至つた。

第五節 爲替相場の騰落

爲替相場も日々刻々變動して止まないものである、或は有利となり又は不利に轉化するものである。茲に注意すべきは爲替相場の騰貴下落と云ふ言葉の意義である。我國從來の慣習によれば其の呼値の高くなる事を指して爲替相場の騰貴と云ひ其の低くなる事を下落と云ふ。外貨建即受取建の場合に此意味に於ける相場の騰貴は邦貨の對外價値の増加を意味し、外國貨幣即ち外國爲替手形の價額の下落を意味する事となる。其反對に外貨建の下落は邦貨の對外價値の下落即ち外國貨幣並びに外國爲替手形の下落を意味する事となるのである。従つて邦貨建の場合其反對であり相場の騰貴は邦貨の對外價値の下落を、相場の下落は邦貨の對外價値の騰貴を意味する、即ち

外貨建(受取建、間接法) 爲替相場騰貴——邦貨の騰貴
爲替相場下落——邦價の下落

邦貨建(支拂建、直接法) 爲替相場騰貴——邦貨の下落
爲替相場下落——邦貨の騰貴

となる其結果個人の立場より見れば次の如き關係となる。

| | | | | |
|----------|----|----|--------------|--------------|
| 外貨建(受取建) | 騰貴 | 利 | 輸入商(其他對外債務者) | 輸出商(其他對外債權者) |
| | 下落 | 不利 | | |
| 邦貨建(支拂建) | 騰貴 | 不利 | 輸入商(其他對外債務者) | 輸出商(其他對外債權者) |
| | 下落 | 利 | | |

(註一) 利不利と云ふは最も難解な表現であるが今輸出者は輸出し易く輸入者は輸入し易き場合を指して利とし之に反する場合は不利と云つたのである。

今之を銀行業者の立場より観るときは

| | | |
|-------|----|----|
| 買爲替相場 | 高ク | 安ク |
| | 安ク | 高キ |

を有利とするのである、されば外貨建(受取建)勘定にありては

高く買ひて低く賣れ。良き手形程相場が低し

Buy high, sell low. The better the bill, the lower the rate.

High rates are for us, and low rates against us.—George Clark: The A. B. C. Foreign Exchange pp. 51—54.

と云ふ標語が廣く行はれて居る、邦貨建の場合は之に反するから「成る可く安く買つて成る可く高く賣れば從て利益が多い」のであつて此點一般商品の賣買と何等異なる所が無いのである。

Buy low, sell high, the better the bill, the higher the rate.

今此の外貨建を商品相場の唱へ方に當て嵌めて見ると

外貨建(即ち受取建)——金一圓に付米幾升

邦貨建(即ち支拂建)——米一石がx圓

外貨建に相當する建て方で今假りに米が一圓に二升であつたものが四升になつたものとすれば斯く米の如き商品に對しては相場が下落したと云ふ。蓋し二升の場合は一升が五〇錢で四升の場合は二五錢に當り結局1/2に下落した事となる、此場合圓貨から見れば圓の價値の増加となり米價の下落となるのである、從來五〇錢支拂はねば手に入らなかつたものが其の1/2の二五錢で買ふ事が出来るからである。然るに此の米の代はりに外國貨幣を置き代ふれば外國爲替相場となる。即ち一〇〇圓||三〇弗であつたものが一〇〇圓||四〇弗となつた時には米の場合とは全く反對に「對米爲替相場が騰貴し

た」と云ふ結局此際は米貨價値の下落、邦貨の騰貴を意味するのである。其反對に對米爲替相場の下落は即ち邦貨圓の下落を意味するのである。

之に反して内貨建に相當する米一石が今假りに三〇圓とする、之れが四〇圓になれば米の騰貴であり圓の貨幣價値から見れば下落である。此の米の代はりに外國貨幣の一定額を置き代ふれば外國爲替相場となる。例へば香港弗の一〇〇弗||六〇圓だつたものが香港弗一〇〇弗||一〇〇圓となれば所謂爲替相場の騰貴であり香港弗の騰貴を、又同時に邦貨の下落を示すものである、されば此内貨建の建て方では一般物貨と同じ建て方で何等異なる所は無いのである。從て之が「價格建」とも稱へられる所以である、或は之を圓建と云ふならば最も通俗的であらう。

而して前述の如く全然相反する外貨建と内貨建とに於て其呼値の増大を共に騰貴と云ひ、其の減少を共に下落と云ふ、此事が外國爲替を難解なる如く迷宮に入らしむる原因の又一つであると考え、之を要するに外貨建にありては其騰貴は輸入者及其他の對外債務者にとりて有利である其換算邦貨額が小となるからである、之に反して其下落は輸出者其他すべての對外債權者にとりて有利となるのである、さればこそ爲替相場の下落は概して輸出を刺戟して之を盛ならしめ相場の騰貴は輸入促進の結果となるものである。

第六節 爲替相場變動の單位

爲替相場の變動を表現するには銀行業者間の規約上、慣習上一定の單位が定められて居る、此の單位を指して Point と云ふ、而して此單位は相手國の貨幣種類によりて其「刻み」即ち「幅」が同一でない、夫れ々異なるのである。

| | | | |
|--------------|---------------------------|-----|--------------------------|
| 英國向 | $\frac{1}{16}$ 片 (Penny) | 米國向 | $\frac{1}{8}$ 弗 (Dollar) |
| 獨國向 | $\frac{1}{2}$ 布 (Penig) | 佛國向 | $\frac{1}{2}$ 山 (Centem) |
| 印度向 | $\frac{1}{4}$ 留比 (Ruppee) | | |
| 香港、青島、濟南、支那向 | | | $\frac{1}{4}$ 圓 (Yen) |

蓋し此單位を協定して置く目的は (イ) 相場の唱へ方を單純化する爲め (ロ) 銀行業者間の無謀な競争を防止する爲めである。然し市場の發達に連れ銀行業者間の競争も亦烈しくなる事は免れない處であり惹いては此單位 Basis も低下するものである、故に我國にても銀行間取引 Inter-Bank transaction では通常の半額迄此單位の低下が一般に行はれてゐる銀行業者間に判然たる規約の無い市場では英貨は往々 $\frac{1}{32}$ を單位とし米貨は $\frac{1}{16}$ を單位として取引が行はれる事もある、又米英間の相場も先年以來 $\frac{1}{16}$ — $\frac{1}{32}$ 弗を單位とする事になつた、米國向は通常は $\frac{1}{8}$ 弗が單位であるが實際上に競

争が激甚であり場合によりては四九・二五弗とか四九・三五弗とか云ふ様な低下した單位を唱へる事もある、即ち此場合には $\frac{1}{100}$ 弗を單位とする次第である。孟買—英國間及「ブラジル」—倫敦間も共に $\frac{1}{64}$ を單位として居る。

第九章 外國爲替市場

第一節 外國爲替市場の意義

外國爲替市場も一種の市場に外ならない、而して市場は一般に之を二種に大別する事が出来る、即ち一は一定時に一定の場所に其の需要者、供給者が相集りて賣買取引を行ふ具體的組織的のものであり、他は需要供給の投合する範圍を指し極めて漠然たるもので統制無く、抽象的意義のものである、外國爲替市場は云ふ迄も無く其後者に屬して居る、今此意義に於ける外國爲替市場を明かにし更に進んで其市場構成者、外國爲替市場の所在地及び外國爲替の作用 Operation は専ら如何なる市場より起るか、爲替相場變動の危険は如何なる市場によりて負擔せらるゝかを研究して見やう。

外國爲替市場は何れの點より觀るも極めて自由な抽象的な意義の市場である。外國爲替の賣買取引の行はれる一定の具體的な建物も場所も存在しない、又何等の資格の無い者でも信用さへ充分ならば何人でも取引を爲す事が出来るるところの全く名目的な市場である、苟も外國爲替の需要者若くは供給者でさへあれば何人でも取引をする事が出来る、株式や商品の如く一定の場屋で一定の時間内に一定資格を有する者のみが集まつて賣買を行ふ具體的の市場とは全く異つて居る。但し外國爲替にありては其需要者と供給者との間の直接賣買は殆ど行はれない、蓋し複雑極まれる現代に於ては商品に在り

てさへも賣買の適當な相手方を得る事は可成困難であるが殊に外國爲替に至つては更に通貨の種類、金額、期限、及支拂地等の條件に於て完全に合致した相手方を求める事は殆ど不可能事であると云つても過言では無い。さればこそ此不便都合を除去するが爲めに外國爲替銀行が斯かる需要者と供給者との間に介在して自己の計算と危険とを以て買手即ち需要者には其の欲する種類の通貨額、期限、及支拂地宛ての爲替を供給し、賣手即ち供給者の賣らんと欲する種類の通貨額、期限、及支拂地宛てのものの買取を爲す機關たるものである。

斯の如き爲替も往時にありては具體的な特定の取引所で賣買せられたのである、經濟未だ發達せず社會が未だ充分進歩しなかつた時代には比較的代替性に富んで居た通貨が取引所の目的として取引せられ稍や進むに従ひ通貨の代表物たる爲替の取引に移つた事は史實の明かに示す處である。歐洲大陸では今でも取引所で爲替の取引が行はれて居る、即ち伯林では取引所の一角に爲替を賣買する場所があり取引所で發表する相場が其日の公定相場とされて居り又佛蘭西でも矢張り同様に巴里の取引所で爲替業者が毎日集合して取引を行つて居る。倫敦でも以前は Royal Exchange 内の東隅に火曜日と木曜日に爲替業者が集まつて取引を行つて居たが一九二〇年七月以來廢止せられてしまつた。此事は倫敦の外國爲替市場變遷を示すものとして重要なが故に之に關する「タイムズ」紙の一記事を下に摘録しやう。(註一)

蓋し之が斯く廢止せられた理由を考ふるに (一)市場の發達に伴ひ爲替業者間の活躍となり取引所に於ける取引の必要を認めざるに至つた事。(二)英國貨幣が殆んど世界的通貨たるかの如き觀を呈し英國自身としては國際貸借の殆ど其大部分が磅貨で決済せられるから倫敦市場は外國爲替に付ては全然受働的立場に立ち倫敦から外國宛ての爲替相場表 *Course of Exchange* は其發表の必要を認めざるに至り一週二回の發表さへも之を撤廢するに至つた、其反面に於て外國各地方から倫敦に振宛てられる相場表 *Foreign Exchange* の發表はより頻繁に毎日行はれるに至つた事。(三)當時に於ては電信爲替が極く稀で其大部分が爲替手形だつた事。等が其原因と考へられる。而して現今に於ては爲替仲立人が銀行や商工業者との間を電話で聯絡をとり若くは自身が飛び廻つて賣買を行つて居る。勿論當時の倫敦の爲替市場は自然に發達して事實上之を必要としなくなつたから廢止したのであるが只永年の古き傳統が變革されたことに意義がある、紐育市場に關し

(註一) The End of "On 'change Table"

"An institution which has existed in the City for generations is about to come to an end owing to the altered conditions existing at the present day. We refer to the meetings of merchants, bankers, and brokers which take place on the Royal Exchange each Tuesday and Thursday (post days, as they are called), for dealings in foreign exchange. Originally these dealings were chiefly in the form of bills; nowadays, with the telephones and telegraphs in operation, dealings in foreign exchange take place at a furious pace all day long, and they are mainly in cable transfers which fluctuate every few minutes. The necessity for the old post-day meetings has therefore largely disappeared; hence it has been decided for the present to discontinue these bi-weekly meetings after Thursday next." (24th, July, 1920.)

ては米國の有名な爲替學者たる F. Escher が數年前には爲替取引が紐育株式取引所で行はれた(註一)と云つて居るが Ira B. Cross は之に就て總べての方面特に紐育株式取引所の書記に付き尋ねたが斯かる事實は未だ嘗て無かつた旨を告げた(註二)と其著書に記載して居る。一時紐育でも爲替賣買を株式取引所内で行はうとする議が有つた事は事實らしいが未だ其の實現を見るには至らなかつたのである。

現在尙ほ巴里、伯林、「アムステルダム」等では爲替の取引を依然として取引所で行つて居る、然し其重要性は漸次自由市場に移りつゝあること、考へられる。

要之に現今にては佛獨等以外の諸國の賣買取引に就ては具體的の特定取引所で行はないのを常態とする。惟ふに各需要者供給者の買はんと欲し或は賣らんと欲する外國爲替には夫れ夫れ特異性があり共通性又は一般性を缺いて居り大量取引の目的となり難いからであらう。

(註一) Franklin Escher: *Foreign Exchange Explained* p. 54.

(註二) Ira B. Cross: *Domestic and Foreign Exchange*, p. 94.

尤も支那の上海、天津等に存在した商品取引所は爲替の賣買をも兼營して居た事實がある。是に由りて之を觀るに外國爲替取引は市場が完備するに従ひて具體的の市場から抽象的意義の市場に移りつつありと云ふ事が出来る。

第二節 外國爲替市場の構成者

斯の如き抽象的な意義の外國爲替市場を構成する者は外國資金の賣買が行はるゝ範圍内に於ける各種企業者全般及其仲介機關たる爲替銀行、爲替仲立人、割引商、及爲替投機を爲す者等である、尤も常習的に爲替投機を爲す者は大市場にのみ存在し小市場に於ては存在しない、何となれば狹隘なる小市場に於ては掛繋ぎ、轉賣又は買戻し等の必要なる場合に適當な出合を求め難く稍や大口の需要供給は消化し得ないからである。今之等構成者の各種に就て研究を進めて見たいと思ふ。

第一、爲替銀行 Foreign Exchange Bank

外國爲替の需要者が適當の供給者を求め又供給者が適切な需要者を求める事は殆ど不可能事に屬する、爲替銀行は誠に此不便を除く爲めに存在する機關で外國爲替の供給者即ち外國債權を有する者から之を買取り又外國爲替の需要者即ち對外債務を有する者に所要の爲替を隨時賣り渡す事を主要業務と爲す者である。爲替銀行は通常長期の爲替手形を買取り之を海外に在る支拂地支店又は代理店へ送り宛名人をして引受けさせ直ちに其地に於て割引に附するか若くは満期日迄之を所有して額面金額を受取る、而して何れの場合に於ても其手取外國通貨額を引當てとして需要者に主として電信 T.T 參着 O.D の如き短期の爲替を賣渡す者である、一稀には長期爲替を賣る事もあるが一從つて此業務を有利に大

規模に行はんとするには世界の樞要なる各地に於て之と相呼應すべき支店なり出張所なりを有せねばならぬ。然らざれば之等の業務の一部を委託すべき取引代理店(所謂コルレスが之である)を定めて置くを常とする。

外國爲替銀行は斯の如き特種の設備と頗る廣汎に互る聯絡とを要する者である、從つて巨大なる資力信用が無ければならない。自然銀行業者中にも分岐が行はれ普通銀行業務のみを行ふ商業銀行の外に外國爲替業務を主として行ふ外國爲替専門の特種銀行を生ずるに至り更に經濟界が發展するに至りては普通商業銀行にして外國爲替業務を兼營する者をも生ずるに至つた。各國共夫れ夫れ自國の對外貿易金融上の決済を行はしめ産業の發展を計る爲めに各獨自の爲替銀行を有し之をしてあらゆる決済に當らせて居る。

今本邦市場に於ける外國爲替業務を行ふ銀行を概観すれば左の通りである。

(1) 外國爲替業務を行ふ本邦銀行

通商貿易が始まつた當初貿易上我國には銀貨が行はれて居た。墨銀即ち當時の所謂貿易銀が流通した爲め兩換商は古くより存在し文久年間には横濱に二十四名を數へた、其れが明治に入りて激増を告げ五十名餘に達した、明治四年には金穀相場會所が設けられ洋銀の直物先物の取引が行はるゝに至つた。同時に之等兩換商にも漸次合理化が行はれ最初爲替座の三井組が発行し之等が銀行たる

に至つた。茲に於てか、從來三井組等が取扱ひ來つた外國爲替金融を専門とする横濱正金銀行が設けられ特種金融機關の一として國家の特別なる庇護即ち金二千萬圓を限り年二歩の低利融通を受ける特權を得て之に當り現時の如き發展を示すに至つた。開國當初に於ては貿易業務自體が殆ど全部外國商館の手を経てのみ行はれたと同時に爲替業務も亦自然、外國銀行の手に委ねられて居た關係上外國銀行支店數も相當多かつたが横濱正金銀行の發達に伴れて漸次其支店を置く銀行數及び其取扱高も減少するに至つた。現時本邦外國爲替市場に於ては横濱正金銀行が最も優勢で殆ど常に市場を左右し之を誘導するの地位に立つて居る、尙ほ其外對外貿易の異常なる發達に伴ひ、臺灣銀行、朝鮮銀行、其他住友、三井、三菱銀行等も外國爲替業務を兼營するに至つた、従つて同じく外國爲替業務を取扱ふ銀行中にも其所在地により又其顧客の業務に依り其取扱高爲替にも自然種類上の分岐が行はれつゝある事と考へられる、本邦に於ける各銀行の外國爲替業務開始の年次は次の通りである。

| 本店所在地 | 商號 | 資本金 | 外國爲替營業開始年 | 本店所在地 | 商號 | 資本金 | 外國爲替營業開始年 |
|-------|--------|----------|-----------|-------|------|----------|-----------|
| 横濱市 | 横濱正金銀行 | 一〇〇,〇〇〇千 | 明治十三年 | 東京市 | 三菱銀行 | 一〇〇,〇〇〇千 | 大正六年 |
| 臺北市 | 臺灣銀行 | 一五,〇〇〇 | 明治四十一年 | 同 | 安田銀行 | 一五〇,〇〇〇 | 大正七年 |
| 京城府 | 朝鮮銀行 | 四〇,〇〇〇 | 大正七年 | 同 | 第百銀行 | 三三,九八八 | 明治二十五年 |
| 大阪市 | 住友銀行 | 三〇,〇〇〇 | 大正五年 | 同 | 第一銀行 | 五七,五〇〇 | 大正六年 |
| 東京市 | 三井銀行 | 一〇〇,〇〇〇 | 大正六年 | | | | |

(註) ×印は支店を有せず、「ユルレス」によるもの。尙ほ此外「ユルレス」も支店を有せず専ら他爲替銀行に依頼し State Business として經營するものは頗る多し。

(2) 本邦所在外國銀行支店

| 本店所在國名 | 種類 | 商號 | 設立年 | 資本金 | 營業許可年月日 | 所在地 |
|--------|----|--|------|-----------|---------------|------------|
| 英國 | 普通 | The Hongkong & Shanghai Banking Corporation Yokohama Branch | 1893 | 1,250,000 | 明治 32. 7. 17 | 横濱市山下町 |
| " | " | " | " | 1,750,000 | " 32. 7. 17 | 神戸市海岸通 |
| " | " | " | " | " | 大正 13. 11. 13 | 東京市丸の内 |
| " | " | " | " | 250,000 | 明治 32. 7. 18 | 長崎市松ヶ枝町 |
| " | " | The Chartered Bank of India Australia and China, Tokyo Branch | 1858 | — | 大正 13. 8. 8 | 東京市丸の内 |
| " | " | " | " | 500,000 | 明治 32. 7. 17 | 横濱市山下町 |
| " | " | " | " | — | " 32. 7. 17 | 神戸市京町 |
| 佛國 | " | Banque Franco-Japonaise, Succursale de Tokyo (株式会社日佛銀行東京支店) | " | — | 大正 1. 11. 7 | 東京市日本橋區吳服町 |
| " | " | Succursale de Yokohama | " | — | 昭和 2. 3. 23 | 横濱市中區辨天通 |
| " | " | " | " | — | " 2. 3. 23 | 神戸市仲町 |
| 米國 | " | The National City Bank of New York, Osaka Branch. | " | — | 昭和 1. 12. 28 | 大阪市東區北濱五丁目 |
| " | " | " | " | — | " 1. 12. 28 | 横濱市山下町 |
| " | " | " | " | — | " 1. 12. 28 | 神戸市仲町 |
| " | " | " | " | — | " 1. 12. 28 | 東京丸の内 |
| 和蘭國 | " | Nederlandisch Indische Handels Bank, Yokohama Branch | 1920 | — | 大正 15. 2. 4 | 横濱市中區日本大通 |

| | | | | | |
|--|---|---|------|-------------|-------|
| " | " | Kobe Branch | — | 大正 9. 6. 11 | 神戸市仲町 |
| " | " | Tokyo Branch | — | " 15. 2. 4 | 東京丸の内 |
| " | " | Nederlandische Handel-Maatschappij, Kobe Branch | 1902 | " 9. 3. 2 | 神戸市京町 |
| (註 1) Netherlands Trading Society. (英名) | | | | | |
| (註 2) Netherland India Commercial Bank (") | | | | | |

我國に於ける外國銀行としては明治の初頃「オリエンタル」銀行、香上銀行(H. S. B.)「チャーター」銀行等が支店を設けて我國の對外貿易金融を取扱つて居た、就中「オリエンタル」銀行は當時は東洋に於て非常に勢力を有して居たが當時の我國は銀貨幣時代であり、さらでだに投機的分子も多かつたが特に過大の投機的賣買を行つた結果明治十七年頃破綻してしまつた、爾來香上銀行が本邦外國爲替市場に大なる勢力を得て來たが横濱正金銀行の發展に従ひ内國市場に於ては之が彼等を制壓して斷然指導的の位置を占むるに至つた。其他各國とも對外貿易發展を策すると共に其決濟機關たる爲替銀行支店を本邦内に設けて居る事は前掲の通りである、米國の National City Bank of New York は一九二〇年に其子銀行たりし I. B. C. (International Banking Corporation) を設けて香上銀行と常に競争の立場に在つた、昭和二年一月に National City Bank が之を合併して其商號をも全然改めてしまつた、我國と砂糖貿易に就て重要な關係に在る和蘭の銀行も常に活躍をして居る、和蘭人は本來冒險的であり特に爲替投機に長じて居り計數に明敏で彼等は電信爲替の賣買に活動する事が多い。

本邦に於ける對外債權債務の決濟に當りては總べて外國爲替の需要供給となりて現はれ之等諸銀行の手に悉く集中せられるのである即ち以上の内外諸爲替銀行が外國爲替の實需に基いて活動を爲すもので一般には内國市場に於ては巨大な投機は行はれない、勿論之等の諸銀行が將來の騰落を見越して買持賣持の舉に出る事は稀では無い、斯く大規模に外國爲替業務を營んで居るから之等の各銀行は世界の各樞要な地方に支店なり出張所なりを有して居る、東京には未だ外國爲替銀行業者組合なるものは存在せぬが横濱及神戸に於ては既に之が成立存在して居り The Foreign Exchange Bankers Association of Yokohama (Kobe) と稱し業務上詳細に互る内規 Inter Bank Agreements が協定せられて居る。(註)

而して東京の外國爲替取扱銀行も現在に於ては大體右の規約に従つて居るのである。

(註) 經濟商業論集第二號—拙稿「外國爲替市場」五六—五七頁

第二 爲替仲立業者 Exchange Brokers.

爲替仲立業者は外國爲替銀行間に於ける在外資金の仲介を爲し又は商人と爲替銀行との間に立ちて爲替賣買の仲立を營業として行ふものである。本來爲替仲立人は純然たる仲立人の一種であるから單に一定の手數料を得て註文を受け之を銀行に齎らし賣買約定締結の機會を有利迅速に得しめるに過ぎないもので自己の計算と危険で爲替の賣買を行ふ銀行業とは著しく異なる。此業務は元來英米に盛行

はれ歐洲大陸に於ては前述の如く爲替の賣買が取引所で行はれて居る關係上其必要が尠少である。然し乍ら軌近通信設備就中電話の發達極めて著しきものあり桑港、紐育間は通話に五十六秒を要するのみであり更に紐育では千數百哩を隔てた市俄古へさへ僅々二三分間で通話が出来得る有様であるから銀行自身と商人との直接引合の機會が自然激増するに至り相當額の手數料收入を得る事が漸次困難となり來つた。電信電話等の發達により其必要の度は減じたけれども或る種の爲替賣買には此種仲立人は銀行業者にとり、やはり必要である然し何としても手數料の輕減せられた事は争はれない。されば何れの市場に於ても爲替仲立人は一方に於ては組合を設けて其人員の増加を防ぎ他方に於ては漸次此種單純な仲介から自ら危険を冒すところの爲替賣買業者若くは割引商に轉化せんとする傾向が見受けられる。英國に行はれて居る者について其轉化の過程を示せば次の通りである。

(イ) 爲替仲立人 *Banning Brokers*.

市中の各商人、手形引受業者 *Accepting House* 外國銀行、殖民地銀行、及其他爲替賣買委託を受けて居る主要な代理者等と親しく折衝して爲替の賣買註文を蒐集し轉じて銀行に至り、最良の條件で之を仲介するものであつて自身は爲替市場に關する智識及其勞力に對して一定率の手數料のみを受領する者である。從て此種の者は何等手形裏書の責任を負はず又何等資本をも要せざる者である又手數料も輕微である。

爲替仲立手數料率は大體 *Brokers Association* で次の如く定められて居る、各國通貨共十萬を單位として一單位につき

| | |
|--------|---------|
| アルゼンチン | £ 2-0-0 |
| カナダ | 15/- |
| フランス | 1/- |
| ドイツ | £ 1-0-0 |
| オランダ | 15/- |
| スイス | 7/6 |
| アメリカ | £ 1-0-0 |

例外として日本は 1/32% 賣人負擔、印度其他にも賣人負擔とするものあり「フィンランド」「スカンデナヴィヤ」「チエッコ」等は未定となつて居る。

我國に於ては先年來競争が激甚だつた結果賣人のみが負擔し買人は負擔しない慣習を生じた(註三)、從つて敏速な爲替仲立人の爲替市況に關する報告を得難く頗る不便を感じる者を生じ敏活なる報告を爲さしめんが爲めに別に月額報酬を約する者を見るに至つた。蓋し一般商人は買爲替には爲替仲立人を利用するが賣爲替には仲立手數料を免るゝ爲めに専ら銀行と直接取引を爲すに至つたからである、然し之は結局不合理であるから再び舊制に復し賣買兩當事者をして負擔せしむべしとの議が屢唱へられたが未だ其實現を見るに至らない。但し此種の爲替仲立人は大體に於て漸次減少の傾向がある、然し小口少額の賣買が多く通信機關が不備な市場即ち幼稚な市場程此種仲立人の存在の餘地が多いのである、支那の各市場に在る者の如きは殆ど大部分が此種に屬して居る。

(註三) *The Foreign Exchange Bankers' Association Inter-Bank Agreements No. 3*

(ロ) 爲替販賣業者 Retail Dealer in Exchange (or Bill)

此種の者は單なる仲介のみを以て満足しない者である、前述の爲替仲立人や或は商人や手形引受商或は海外取引代理店から欲する丈け爲替を買集める、而して此種の者にありては原則として自身で之を満期日迄保有する事なく數多の買人が現はれた場合に其希望する期限、金額、地方向のものを賣渡すのである、従つて此の爲替販賣業者にありては其業務の本質上前者と異り相當の資本と信用とを要するのみならず手形に對して裏書の責を負はねばならぬものである、然し乍ら一般には其資本額は取扱高に比して少きを常とし専ら信用を利用する者である、其資金の大部分は銀行より借出したものか又は自己所有として残存した手形を以て融通を得たものである、又銀行から見て支拂準備金の一種と考へられ隨時回収し得られる處の短期資金 "at call and short notice" を借出す仲立人は主として此種に屬する、之は英國に於ける外、米國にも存在し確固たる地位を占めて居る、蓋し前述の爲替仲立人は主として銀行業者間の仲立のみを行ふに反し此種の者は銀行業者と貿易商社との間に立ちて賣買を行ふ者であり特に商人が自身賣買するよりも、より有利に處分出来るからである、殊に手形を振出す事が稀で市場に於ける信用稍や不十分な商人は必ずや之等仲立人を利用するのが常である。

我國の爲替仲立人にありても大市場に於ては組合を設けて無謀な競争防止に努めて居る。東京にも以前十六名あつたものが爲替管理下に於ては其活躍の餘地少く現在は九人の爲替仲立人あり之等各爲

替銀行間若くは爲替銀行と貿易商との間の爲替賣買仲介業に従事して居る。

第三 割引業者 Discount House

前述の如き單純な爲替仲立人が何等危険を冒さず只仲立手数料のみを收得する事は極めて確實ではあるが多少銀行業の智識經驗ある者が開業する事が出来るから競争の脅威を受け往時の如く有利で無くなつた、殊に近來銀行業者間の關係が密接となり爲替相場の開きが減少したから仲立手数料率も低下した事は尙更彼等を不利ならしむるに至つた、されば之が轉化して多少自ら危険を冒すところの外國爲替販賣業者となるに至り之が更に進展して割引業者となるのである。此種の者にありては爲替買入資金の調達方法として一般公衆より一般利率よりも稍や高率を以て預金を吸収する者で一方に於ては全く銀行と選ぶ處が無い、然し此種の者は本質上手形の割引買入を以て主要業務として經營せられるものである、我國に於ても以前存在したことがある「ビルブローカー銀行」と云ふものは之に屬すると云へやう。

之等の各構成者が一般社會の爲替需要者供給者即ち國際的債權債務を有する者に對して其要求するところに従ひ或は直接に或は間接に賣買を行ひ結局 Cover し得なかつた部分に對しては現送に依る決濟を行ふに至るものである。勿論其過程に於ては爲替相場偏寄の誘導により爲替裁定等の方法が行はれて現送の範圍及必要を極力輕減せしむる事は云ふ迄もない。

第三節 外國爲替市場の範圍

一般に市場は頗る敏活且つ容易に其需要供給が投合せらるゝ範圍としての意義がある、而して此範圍内に於ては常に無差別の法則が行はれ一定時に於ける同一品質、數量、條件の物の價格が歸一せんとする傾向がある、外國爲替市場に於ても同様に同一通貨、同一期間、同一信用の爲替相場は歸一せんとする傾向を有する點に於て何等違が無い。されば前述の如き各種の市場構成者から成立つて居り、然かも此作用を有する市場は自ら其範圍が限定せられざるを得ない。此意味から自然各國は皆夫れ自身の爲替市場を有して居る、蓋し其賣買當事者間に迅速敏活なる通信を可能ならしめる事が必要な點から兩者相互間に充分の信用が存在しなければならず、又國語に相違あり、金融上の利害關係が互に齟齬する場合が多いから、例へ二箇國間の通信制度は如何に完備して居り又各市場に於ける爲替相場は一致せんとする傾向があつても各國が別個の爲替市場を有するに至る。故に文明國にありては二つ以上の金融中心地があり各金融中心地が外國爲替市場を有するを常とする、尤も此例外もある、例へば印度の如きは各市場間に密接な關係あり、爲替相場に關しては殆ど一市場の觀を呈して居るが如き之である、各市場の範圍は各特定國に現存する通信制度の完否と外國爲替の需要供給の分量限度に因りて左右せられるものであり一小區域に限られるものあり或は廣大なる範圍を有し多數の重要都市を

包含する場合もある。

如何にも無線電信電話の發達が國際通信の關する限りに於ては殆ど距離の障害を極度に除去しつつあるからして、世界的金融市場が一外國爲替市場たらんとしつつあるかの如く見えるが尙ほ一國から他國へ通信を爲すには多少の時間を要するのみならず其間時差も存在する、而して嚴密に云はゞ此の時間的要素が主として異市場間の相場に相違を來さしむる原因である、二市場間に於ける普通貨物の價格は一市場にある賣買當事者が他市場に於ける市價を確める暇を有しないのみならず亦其貨物を一市場から他市場への運搬費及其移動の障害となるところの關稅等の負擔がある事によりても異なる。然し二箇國間の爲替相場に在りては運賃や税金等の爲めに異なる事はあり得ない。此の場合には只賣買兩當事者が互に他市場に於ける爲替相場を熟知しない事から二市場間の相場が異なるものである即ち之は通信を充分に爲す餘暇が無い事に歸因する、換言すれば

(イ) 通信の方法が各國民の政府によつて制限せらるべき事

(ロ) 長距離電信電話が高價な事、例へ送信話所要の時間輕減の方法は發見せられても尙高價な事を免れ得ぬ事、例へば紐育の一富豪が將來認可を得る事が出来て倫敦との間に私設直通電話線を架設し得られれば爲替裁定による相當な利益を擧げ得るとしても其架設費を繕い得ないであらう。

要之に爲替相場が歸一の傾向を齎すところの市場範圍は専ら經濟的なる速達通信施設の存在する範圍に制限せられざるを得ないのである。更に市場が狹隘ならば狹隘なるほど相場が敏活に變動する、蓋し賣買兩當事者とも他市場の相場を注意する餘暇が更に少いからである。

又外國爲替市場と云ふものは別個孤立の市場では無い、廣義の金融市場の一部面に外ならぬ、即ち金融市場から其主要構成者たる内國金融の需給者即全然對外關係を有せざる内國商工業者銀行業者等を除外したものを指すのである。

第四節 外國爲替市場の所在地

第一 總説

外國爲替市場の所在地は何處か、外國爲替市場たるには相當額の外國爲替の需要及供給が集中せられる事が前提條件となる、従つて外國爲替市場は主として貿易並びに金融の中心地に外ならないのである。即ち横濱は生絲の産地に近きを以て對米爲替を主とし大阪が本邦綿絲工業の中心地たる關係上神戸は支那、印度等東洋、南洋、歐洲向を主として取扱ふが如き關係にある、されば外國銀行も多く前記四箇所に支店を置いて居る。東洋に於ては上海が最大の市場である、支那各市場の爲替尻の決済が大部分此地で行はれるのみならず、各國の銀行も爲替需給の都合を此地で求め適當なる Covering

を得る場合が多い、蓋し東洋に於ける貿易及金融の一大中心であり又絶えず大規模の爲替投機を行ふ者が居り爲替の需給投合を頗る自由圓滑ならしめて居るからである、之に踵ぐものは香港、孟買、甲谷陀、新嘉坡等である、歐洲に於ては倫敦が其中心市場であり、巴里、柏林、里昂、漢堡等が其次に位する、紐育は大戦以來異常の發達を遂げた、之れ蓋し聯邦準備銀行の成立並に輸出超過に依る金の大流入及び海外投資に基づく利子收入等が其主要なる原因である、而して現在に於ては佛國と共に世界現存金地金の大なる部分を集積し殊に貿易上優勢の地位に在るのみならず亦國際金融上極めて優越した地歩を占めて居る事が世界の爲替中心市場の一としての重要さを加へ一時は倫敦の地位を奪はんとしたのであつた。

第二 本邦爲替市場

我國に於ては横濱、神戸、東京、大阪等が其主たるものである、之等の間にも地勢上及び其地方特産品の關係上其集中せられる爲替に自ら仕向國上の區分が行はれて居る、之を關東關西に分ち得る。關東市場は東京、横濱を中心とするもので生絲産地に近きを以て對米輸出手形を多額に供給すること、及び巨額の外債を負ふ政府の外、大電力會社等の主腦部所在地たる立場から貿易外の外貨需要の多い點を其特色とする、之に反して關西市場は大阪、神戸を中心とし本邦工業の中樞地帯に位するから棉花、羊毛の輸入爲替決済の爲め「磅」や「流比貨」等の需要莫大なると他方生絲輸出手形の外、本邦輸出

の大宗たる綿製品の輸出手形の供給頗る大なるを其特徴とする、而かも此兩市場間には密接なる電話聯絡が行はれて居るから渾然たる一大市場を形成するの觀がある、先年來羊毛工業發達の結果濠洲羊毛の名古屋仕向が多くなり「磅」爲替需要増加の傾向ある外、陶磁器其他の輸出工業の著しい發展に伴れ名古屋を中心とする中部市場が爲替市場として注目されるに至つた。

之等の本邦市場に於ても我國の各爲替銀行の外前述外國銀行の支店が活躍し英米蘭の外瑞典、諸威、伊太利、瑞西、佛蘭西、アルゼンチン諸國銀行も存在したが最近著しく減少するに至つた、其仲介を爲す仲立人の仲立手数料は銀行對商人取引 Merchants 16% 銀行間取引 Inter-banks は 132% 乗換取引 Change-over は 164% 其他は何れも 132% 賣手負擔である。

本邦爲替市場に於ては營業時間を水、土曜日限り正午迄とするも其以外は午前九時より午後三時半迄とし一般銀行と同一としてゐる、横濱正金銀行は米國が金本位離脱(昭和八年四月十九日)前には對米電信賣相場を定め之を基礎として米英「クロス」、レート」を以て對英電信賣相場を算定し更に之を基礎として英佛、英蘭、英獨、英瑞等の倫敦入電相場を以て之等諸國と本邦との相場算出を本則としたが近來より安定性ある磅に對し對英相場を主とした建方が採用せられ對米相場は紐育市場の對日相場と米、英、クロスレート」を參酌して可然妥當と認められる點に於て決定せられて居る、他の市中銀行も横濱正金銀行の相場を標準とし自行の Position 即ち賣持か買持かの點を加味して獨自の相場を發表する、時

として外銀筋は「弗」なり「磅」の好レートを出して圓貨資金を作る事もある、斯くて朝、取引が開始されるや Counter にて輸出入業者との爲替賣買が行はれ同時に他銀行大商會社との賣買を Broker が齎す之等の取引が連續錯綜して營業を終る、其間上海市況入電あり公表相場變更の要ある場合あり、又「磅」「弗」等の賣買注文が同市場から來ることもある、而して營業終了と共に各行爲替相場は Position を整理し時差を利用して上海、倫敦、紐育等に Covering の爲めの注文を發する、この際本來未だ市場性の不十分な圓貨に對する出合をとるには多大の苦慮を要すると云はれて居る。

本邦爲替市場にも季節的の變化あるを免れない、毎年九月—三月末迄は棉花、羊毛の入超期に當り輸入爲替の取定めが行はれるに反し生絲其他の輸出手形激減の爲め對米爲替下落するを常とする、四月—八月迄の五ヶ月間は爲替上の出超期に當り一般には騰貴する例である、されば爲替銀行は入超期には倫敦、紐育兩市場で資金を一時借入れて其需要に應じ出超期に於て生絲其他の輸出手形を買入れ之を以て其辨濟に充てるを例としたが先般來兎角資金借入が圓滑に行はれず爲替銀行は少からざる苦心を要した旨である、然し爲替管理法の實施を見、爲替取引範圍が統制されることゝなつたから現在に於ては別段の不圓滑は無い次第である。

第三 上海爲替市場

東洋最大の市場なるのみならず本邦と時差僅に一時間の距離にあり就中圓爲替に關聯して最も重要

のものである。而して其著しい特色は(イ)大規模爲替投機者が絶えず出動の機会を狙へること、(ロ)所謂 Outport order と稱せられ支那各地各港、印度、紐育、日本等各地よりの爲替の賣買注文の集注を見るからあらゆる Cover につき最も出合がとれ易いこと、其外倫敦、紐育、桑港等の各市場の銀塊を左右すると云はれたが幣制改革の結果此力は著しく弱められた。斯かる特色は對外決済必要上標金賣買の爲めに金業交易所あり他方金爲替取引も盛に行はれるから著しい發達を遂げたものであつた、市場は午前九時半に始まり正午に終る、水曜日以外は午後二時から四時迄が営業時間である、而して主要なる爲替銀行は左の通りである。

1. 横濱正金、三井、住友、三菱、臺灣、朝鮮、六行支店 (日)
2. Hongkong & Shanghai Banking Corporation (英)
3. Chartered Bank of India, Australia & China (英)
4. National City Bank of New York (米)
5. Banque de l'Indo-China (佛)
6. Netherlands Trading Society (蘭)
7. Netherlands India Commercial Bank (蘭)
8. Banque Belge pour l'Etranger (比) (註1)

其他各種支那銀行等である。對日標準相場を建てるものは横濱正金銀行で其他の爲替に付ては香上銀行相場が標準となる、常市場には尙ほ爲替 Broker として

- | | | | | |
|-----------------|---------------|----------------------|------------------|----------------------|
| 1. E. C. Allen. | 2. R. Buchan. | 3. Bleeker & Weyler. | 4. S. Matsumoto. | 5. A. V. White. |
| 6. L. Andrews. | 7. P. Calina. | 8. H. E. Morris. | 9. H. Matland | 10. L. Theumar. (註1) |

等があり組合を形成して居る。之等は皆 Running Brokers に屬し毎日數回各商社主腦者を訪問して賣買注文を集めるは特有の狀景である Brokerage は對商人取引は 1.16% 銀行間の取引は 1.32% Cross Business 及び Change-Over は何れも 1.64% で賣手負擔の定である、對支那人取引に付ては仲立人が銀行に對して保證の責を負ふ、多數銀行は出納擔當者として買辦 Comptadore を使用して、之は仲立人の職責を兼ねる場合もある、目下の事變後は上海市場も相當變革することであらう。

(註1、2) 中井長三郎氏 外國爲替市場(金融大辭典)

第四 倫敦爲替市場

倫敦は世界各國のあらゆる貨幣が取扱はれる市場である、尤も市場性が狭い圓貨を取扱ふものは東洋方面關係銀行業者に限られる、市場取引は午前九時半に開始され午後四時半頃終了し土曜日に限り午前のみである。當地の時差は日本に對しては九時間遅く紐育に對しては五時間速い關係から弗貨取引は特に午後三時以後最も多く時としては午後五時頃迄取引を見る場合がある。

爲替取引は所謂 Merchant Bankers と云はれる Baring Bros., Roschild Co. の如き個人銀行或は植民地銀行 Colonial Banks 等が専ら取扱つて居たが所謂 Joint Stock Banks たる市中銀行も耐

來外國部を新設し或は海外に支店網を張り盛に爲替業務を営むに至つた。
其主要なる爲替取扱銀行は

1. Westminster Bank.
2. Samuel Montagu & Co.
3. National City Bank of New York.
4. Kleinwort, Sons & Co.
5. N. M. Rothschild & Sons.
6. Lloyds Bank.
7. Midland Bank.
8. Crédit Lyonnais (佛)
9. J. H. Schroeder & Co.
10. Barclays Banks.
11. National Provincial Bank.
12. Brown Shipley & Co.
13. Hambros Bank.
14. Chase National Bank (*)
15. Guarantee Trust Company (*) (註1)

の外本邦銀行としては横濱正金、三井、住友、三菱、臺灣、朝鮮の六行支店が爲替業務を営んでゐる。

對日相場は横濱正金銀行と香上銀行の建値が標準となり、弗相場は大體 National City : Chase. Guarantee 等米國系銀行が市場を左右してゐる、英國は金本位離脱(一九三一年九月二十一日)以來貿易上の障礙除去の見地から爲替平衡勘定 Exchange equalization Account (最初ハ一億五千萬磅ナリシモノヲ一九三三年四月三億五千萬ニ限度擴張ガ行ハレタ。)を設定し磅價安定を計つて居り着々効果を擧げて來た、而して其運用は英蘭銀行が之を Barclays, Westminster, British Overseas Bank の三行に委ねて居る關係上貿易と無關係な巨額の統制的な爲替取引が行はれて波瀾を生ずることあり、其外、他市場との間に資本の移動が激しく行はれるから此方面から急激な動搖を來す場合もある。而して

1. Quin, Cope & Co.
2. Richardson & Fulton.
3. M. W. Marshall & Co.
4. Lawrence Brothers.
5. Flint, Figgers Duke. (註1)

等が主要なる Broker で爲替銀行と直通電話を所有し取引を營み自然其間に各國爲替を一般に手廣く取扱ふものと一二特殊の外國貨幣を専門となすものとの區別を生ずるに至つた、仲立手数料は弗貨は十萬弗に付三十志、法貨は百萬法に付十志、圓貨は額面の $\frac{1}{32}\%$ 、Change-over の場合のみ $\frac{1}{64}\%$ とすることもある、倫敦市場では一般に賣買雙方負擔の原則であるが圓貨のみは賣手負擔の慣習であ

る。

(註一、二) 中井長三郎氏 外國爲替市場(金融大辭典)

第五 紐育爲替市場

紐育市場は歐洲大戰後急激なる發達を見た市場である、蓋し以前は國立銀行法による銀行は爲替取引を許容されず只 J. P. Morgan & Co. 等の少數個人銀行及び州銀行法による一部銀行のみが小規模に取扱ふに過ぎなかつたが一九一三年實施の聯邦準備法によりて其加盟銀行たる國立銀行は爲替取引を行ひ得ることとなつたと共に戰時中「弗」貨の市場性が非常に向上し重要性の増大となり海外各地に店舗を設け大規模の爲替取引が行はれるに至り爲替市場としての急激な發展を示した。

本邦との間には十四時間の時差を有し紐育の正午は我國では翌日の午前二時に當る、尤も通常四月最終日曜日より九月最終日曜日は所謂 "Summer time" 即ち "day light saving time" が實行されるから時差も當然十三時間となる、市場取引は午前九時半より午後四時迄土曜日は正午迄を營業時間とする、毎日午前十時前後と午後二時半前後が取引の最も旺盛な時である、但し正午より二時迄は食事の爲め取引は殆ど行はれない、其主要銀行は横濱正金、三井、住友、三菱、朝鮮、臺灣の我國六銀行の外

1. National City Bank.

2. Chase National Bank.

3. Guarantee Trust Company.

4. Irving Trust Company.

5. Hongkong & Shanghai Banking Corporation (英)

6. J. P. Morgan & Co.

(註一)

等が大手筋銀行である、其の主要取引通貨は磅貨であり J. P. Morgan & Co. は英、佛、白等諸國政府代理者たる關係上往々磅貨の巨額の取引を行ひ市場を刺戟する場合がある、其他のものは皆圓貨をも取扱ふ、對日標準としては横濱正金銀行と National City Bank の建値が用ゐられ對英標準相場としては Guarantee Trust; National City; Chase National 三行のものが認められて居る。一時巨額に上ぼつた取引高も一九三三年三月九日非常時銀行法の實施により爲替管理制度が布かれ激減を示した。

1. Bayley & Mills.

2. Tasser Brothers.

3. K्राecht & Gilson.

4. Murphy Co.

(註二)

等が主要な爲替仲立人である、取立手数料は圓貨百圓に付一仙、磅貨は一磅に付 1/32 仙、其他の歐洲諸國貨幣は一單位に付 $1\frac{1}{8} - 1\frac{1}{2}$ 仙と定まつてゐる、各仲立人は爲替銀行との間に私設直通電話を

有してゐる、尙ほ紐育銀行が倫敦其他の大陸市場と無線電話を利用して盛に取引を行つてゐる。

(註一、二) 中井氏 外國爲替市場(金融大辭典)

第六 巴里爲替市場

本邦との取引關係は稀薄なるも(イ)、古き爲替市場として具象的なる爲替取引所を有すること、(ロ)紐育及倫敦と歐洲大陸市場との裁定市場として代表的なものなること、等を其特色とし殊に其「法」貨は動搖性が多かつた點で金爲替の目標となり易いのである、巴里市場は公定市場 *Marché officiel des changes*、と自由市場 *Marché libre* に分たれる、前者は證券取引所内の特設室で各爲替銀行を集合せしめ日々の爲替持高を決濟させるもので午後一時に開始し二時四十五分に終る、其間取引所相場係 *Coteur* は一日の取引が最低額以上(英貨は二千磅、米貨は一萬弗)に達すれば其相場を記録するのである、爲替の大手筋は場内の特設電話により刻々注文を受けて場内代理人に知らしめ實行させる、定刻終了と同時に相場委員が立會ひ當日の公示相場を發表する、後者にありては各銀行は仲立人と電話を以て直接取引を行ひ毎日午前九時より正午迄、午後は二時四十五分取引場閉場後尙ほ三時半迄相對取引を行はせ其後六時迄電話取引を行ふもので要するに自由市場は公定市場を時間的に補足するものである、而して中央銀行たるフランス銀行 *Banque de France* の外市中銀行として *Crédit Lyonnais, Société Générale, Comptoir National* 等の大銀行筋及び個人銀行としては

Lazard Frères 英米大銀行系の諸銀行等である、本邦銀行としては横濱正金銀行巴里支店、日佛銀行本店があるに過ぎない。

第七 世界的爲替中心市場

倫敦は之等市場中最も優勢なもので實に國際爲替の中心地を爲し從來各國の爲替尻の決濟は其大部分が此地に於て行はれ來つた、例へば毎年我國は印度から巨額の棉花を買入れるが其決濟方法なども倫敦で爲される慣習である、斯の如く永く倫敦が中心市場となつた所以は凡そ次の諸原因に基くものと思惟せられる。

- (イ) 資金の集積夥しかりし事—英國は世界に冠絶せる大海運を有し夙に通商交通の覇を稱、倫敦の銀行所有の資金が頗る豊富だつたのみならず諸外國の政府若くは各會社が倫敦で調達した資金を此地に預託して置く事が世界の慣習であつた、而して此事は倫敦に於ける決濟を一般に便宜ならしめた。我國も在外正貨を從來同地に置いた如きは其一例と見る事が出来る。
- (ロ) 金融機關の整備—倫敦の銀行業は純然たる商業銀行である、されば貸出を爲すにも商業手形の割引を主たる目的として行ふ、而して外國爲替の中心市場たらんが爲めには其土地宛の長期手形が最も自由に低率にて割引せられる事が必要な要件である、倫敦は此點に於て最も之に適當した銀行制度を採つて居り國際爲替の事情に彼等が最よく通曉して居る、殊に爲替仲立人、手形割引商、

手形引受商等が最よく發達して居り外國手形の流通に多大の貢獻を爲して居るのである。

(ハ) 金の自由市場だつた事—従前は世界の産金額の六割が倫敦に集中し之より更に各地に仕向けられる状態にあつた事、一時金の輸出を禁止したが一九二五年解禁した、此前後に於ては金の輸出は絶対に自由であつたから倫敦 Credit は諸外國から見ても正貨と殆ど異るところ無き觀を呈して居つた。

(ニ) 銀に付ても世界中心市場であつた事—英國自身は銀を産出しないにも拘らず銀に就ては倫敦市場が世界の銀相場を左右する力を有して居り毎日午後一時四十五分に (a) Sharps & Wilkins; (b) Mocatta & Goldsmid, (c) Pixley & Abell, (d) Samuel Montague & Co. の四人の銀塊仲立人が Sharps & Wilkins の Office に集まり午後二時に立會を初め取引した結果を世界各市場、銀本位國並びに關係各市場へ架電する、此入電に依り各市場では爲替相場を建てるのである、之は英國自身が元來東洋貿易場に密接の關係を有し且つ倫敦が世界の金融中心市場として各市場との間の決済が多く爲替の出合が極めて多かつたから此威力を維持し來つた事と考へられる。

(ホ) 沿革上—倫敦は最も古くより發達し常に國際金融の中心たりし長年月の傳統による事。

然し乍ら戦後英國は相當永い期間金の輸出禁止をして居た爲め其間世界の金融貿易の決済が多く紐育で行はれた事並びに米國では一九一四年以來紐育を爲替中心市場たらしめんと企圖して各種の改善

策が講ぜられ非常の發展を示し倫敦の壘を摩するに至つた、爾來倫敦と紐育とは國際爲替市場の雙壁であり俄に其優劣を判断し難い状態に在つた、此兩市場に於て決済せらるゝ爲替は量に於ては紐育が優り質に於ては倫敦が勝れて居た、米國より毎年歐洲へ輸出せられる農産物に對する爲替の決済は或年は倫敦引受が多く或年には紐育引受手形が多い状態にあつた。斯く紐育が急激の發達を示したのは蓋し次の如き諸理由に因るものだらうと考へられる。

(イ) 金準備額絶大なる事—米國は最高の金準備額を有して居り世界現存金地金の過半額を集積して世界唯一の起債市場たりし事。

(ロ) 對外放資國たる事—地味豊沃殆どあらゆる天産物を産出し貿易上受取勘定を示すのみならず又對外債權國として利子收入等貿易外に於ても亦常に國際貸借上受取勘定であり従つて對外放資力が頗る大なる事。

(ハ) 金の自由市場たりし事—此點に於ては何等倫敦に遜色が無かつた。

(ニ) 銀市場としての發展—銀に關して紐育市場は主産國ではあるが單なる集散市場として存在するに過ぎなかつた其配給市場即ち世界的中心市場としての威力は從來倫敦に在つたが戦後數年間英國が金の輸出禁止をした間に紐育銀市場は著しき發達を遂げ今日に於ては配給市場としての職能をも備ふるに至つた。支那への銀の輸入は従前は倫敦で買付け現物は米國等産地から直接積送される

事が多かつたが現時に於ては買付も紐育若くは桑港で爲される事が多くなつた。

(ホ) 銀行引受手形の制度を國立銀行に許した事—歐洲大戰前には米國に於ても爲替銀行業は主として外國銀行によりて行はれた蓋し法律が支店の設立を許さなかつた事、銀行を地方的需要を充すべき短期金融機關とした多年の傳統と外國爲替にありては從來の商慣習に基き極めて複雑な業務であり之に熟達した従業者及支配者を得難かつた事に因つたものと考へられる。然るに聯邦準備法は資本金積立金併せて百萬弗以上を有する國立銀行は合衆國の外國貿易を助成し且つ政府の要求あるとき國庫事業を代理するが爲め諸外國及其屬領地に支店の設置が許され一九一九年十二月の Edging Act により聯邦準備法に修正が施され資本金二百萬弗以上の國際金融専門機關の設立及支店又は代理店の設置が認められた。特に此以前には國立銀行に手形の引受業務を許さず又從つて再割引制度存在せず、割引市場が存在しなかつた事は爲替業務の發展を全然阻止して居たが聯邦準備制度成立と共に之を許容したのみならず爲替中心市場としての勢力を奪はんとして朝野一致の努力が行はれた事。

等である。殊に一九三一年九月二十一日英國が金流出防止の爲めに突如として金本位停止を爲すに至つた以來は明かに紐育に於ける決済が更に増加した。

然し一九三三年四月米國も亦金本位離脱の止む無きに至つた、他方英國は爲替平衡資金勘定を設定

し極力「磅」貨の安定に銳意勵心するに至り大體に於て倫敦が依然として中心市場の地位を占めて居ると云へる、但し戦前に比しては少からず其偉力を失つたことは否定し難い。

第五節 爲替發動と爲替市場の關係

一般に二箇國間の爲替關係を觀察するに爲替の發動者と受動者との對立關係を爲すものである、而して如何なる市場が發動市場となるか如何なる市場が受動市場たるかを考察して見たい。又之は換言すれば如何なる市場が爲替危険を負擔すべきかの問題に歸着する、其結論としては「二箇國間の爲替發動は原則として劣弱市場で行はれる」ものである、先以て何を優等市場とし何を劣等市場と爲すかの區別をする事が必要だ、之は要するに世界的信認の程度上の區別である、即ち現在の如く金本位制度が文明國間の規準と考へられる時代に於ては金本位制度採用國の市場から見て他種本位制度を採れる國の市場は劣等市場で前者は後者から見れば優等市場である。

斯の如き優等市場と劣等市場との間では劣等市場が其發動者となる、即ち優等市場から劣等市場へ振宛てられる場合には多く利付爲替手形が行はれ其切換決済は皆劣等市場で行はれる、例へば「日本と上海」「日本と印度」相場は上海印度で建てられる。之等市場に對する日本の債權者は通常利付なる圓爲替を取組むのが常である。又日英相場の如きも我國の對英債權債務共に英貨で行はれる、即ち從

來英貨は信用高く國際的通貨たるが如き觀を呈し債務者も債權者も英貨で契約する事を不便としなかつたから英國市場では其輸入品代金及其他の債務等は勿論輸出品代金の受入及其他各種の債權をも英貨で契約し相手方への爲替危険轉嫁が從來行はれて居た、即ち日英相場も我國で建てられる慣習である。

日米相場も同様に對米貿易の多くは米貨で契約せられ爲替危険は邦商が負擔して居るのである。尤も平時に於ては棉花爲替の如きは輸入爲替であるが圓手形即ち原則的な爲替手形であり其爲替危険は在米輸出商が負擔する如く見ゆるも實際上は本邦輸入商と紡績業者が契約した棉花相場を基礎として在米本邦輸入商が米貨買付を爲すものであるから其外觀とは異り實質に於ては爲替危険を負擔するは尙ほ日本人たる次第である。

爲替相場はかく優越した市場に向けて建てられる、されば歐洲大戰前に於ては倫敦市場が金の完全な自由市場であり絶大の信用を有して居たから各國に於ても對英國相場即ち Sterling rate が主とされた、然るに戰爭の結果金の輸出禁止を斷行し金融上偉力を失ひ他方米國市場が經濟上金融上異常なる發達を遂げたから紐育市場は倫敦市場の王座を奪ふに至り對米相場即ち Dollar rate が建てられるに至つた、即ち我國の如きも先づ對米相場を基準とし之に米英相場を以て裁定し日英相場を算定したのである、然るに一九三三年四月米國も金本位を離脱して「弗」貨の基礎動搖し價值安定を缺くに至つ

たから爾來再び安定性より大なる對英相場を基準として各國相場を建つるに至つたことは前述の通りである(第九節第三節本節(爲替相場一六〇頁参照))例へば次の如き連鎖法によりて裁定計算が行はれる。

$$\begin{aligned} \$ (U. S.) &= \text{¥ } 100 \\ \text{¥ } 1 &= \frac{1}{165} (14.50d) \\ \text{£ } 1 (240d) &= \$ 4.70 \\ \therefore \text{£ } 1 &= \frac{100 \times 14.50 \times 4.70 \times 240}{240} = \$ 26.39 \end{aligned}$$

要之に外國爲替相場は劣等市場に於て優等市場へ宛て、建てられるものである。換言すれば一般に劣等市場が其債權たるを債務たるを問はず常に爲替危険を負擔するものだと言ふ事が出来る、さればこそ優等市場たる倫敦の如きは従前は各國から宛てられた Foreign Exchange は毎日發表したが倫敦から他國市場へ宛てた爲替相場 The course of Exchange は一週二回しか發表せられなかつた理由は實に茲にありと云ふ事が出来る。

故に金本位制が基準と看做されて居る時代に於ては金本位國と金輸出禁止國との間の爲替關係に於ても其切換即ち Operation は禁止國で行はれ爲替相場變動に因る危険は悉く之を禁止國市場が負擔する事となり此點から見ると國際的損失は極めて大なるものがあるから絶えず其國通貨の安定性増大を企圖することが必須である。

第十章 外國爲替の賣買

第一節 總說

外國爲替の作用を發揮させるには主として賣買に云ふ手段に依らなければならぬ。勿論對外債權を有する者は賣手となり對外債務を有する者が其買手となる、然し之等の賣買は總べて爲替銀行を通じて行はれるからして爲替の賣買は爲替銀行對個人たる需給者の關係である、されば今爲替銀行の側から之を検討して見ることにしたい。

斯の如き外國爲替銀行は外國爲替の需要者と供給者との間に立ちて自己の計算及び危険に於て外國爲替の賣買を營業として行ふ者である。勿論彼等銀行業者は利益を目的として行ふ者であるから成る可く廉價に買入れて成る可く高價に賣却すべき事は一般商品の賣買に於けると更に異なるところは無いのである。但し兩者賣買の機構には著しい相違が存在する。

(1) 商品の賣買に在りては一般に原價を發表せず、之が不明なるを常態となす。之に反して外國爲替の賣買にありては其買相場が明白に公表せられあるか又は計算し得ること。

(2) 商品賣買に於ては其賣價高ければ從て利益多きを常とするが外國爲替の賣買にありては其利益は其相場の高低には直接關係を有しないこと。

(3) 商品にありては其買持の場合には商品其物の物理的若くは化學的性質の許す限り其期限上何等制限を受ける事は無い。之に反し外國爲替にありては買持の場合も期限迄には是非共賣理を爲さねばならぬこと。

(4) 商品現物賣買に於ては其對人信用は殆ど考量の必要無きに反し外國爲替賣買に於ては如何なる場合に於ても對人信用が至重至大の要素であり從つて同一種類の外國爲替でも其相手方又は關係者の如何に因りて個々別々の相違を生ずべきこと。

(5) 商品賣買に當りては其相場價格は常に商品の一定單位量を基準として貨幣額で現はされるが外國爲替にありては前述した通り邦貨建の場合と外貨建の場合とあり、從つて其表示が比較的煩はしきこと。

(6) 商品は買入れたる商品其物を轉賣するに反し外國爲替にありては買入れたる爲替は之を架電又は郵送して支拂地に於て取立て若くは割引に附して得たる手取金を引當てとして自己の電信、參着若くは長期の爲替を賣却することを本則となすものである。買入れたる爲替を其儘轉賣する事は極めて稀である。

等である。從つて賣買の技術上にも種々異つた點がある事は云ふ迄も無い。

外國爲替銀行は外國爲替の直物の外先物をも賣買する、又受働的に顧客の要求に應じて賣買するも

のであるが場合によりては積極的に能動的に賣買を行ふ場合もある、此場合の原因は Covering の事もあらうし、又先見越に因る投機的活動の事もある、或は又爲替相場の鞘による利得を目的として爲される事もある。

以降右外國爲替銀行固有業務を順次研究しやう。

第二節 同時賣買、隔時賣買

外國爲替銀行が行ふ外國爲替の賣買とは専ら商人の振出した長期手形を買入れ之を其支拂地へ送つて其地で割引を求め、斯くして得たる手取金に對して參着拂手形 O.D. 又は電信爲替 T. T. を賣る事である。斯して「支拂地の割引率を基礎として計算した買爲替相場で換算した支拂邦貨額」と「賣爲替相場で換算した賣爲替の手取邦貨額」との差が其利益となる次第である。

外國爲替銀行が得るところの外國爲替賣買利益は二種に分かつ事が出来る、即ち (1) 同種期限爲替の賣買益—關係者の信用の相違によるもの。(2) 期限の異なる爲替の賣買益—支拂地の割引料率により計算された兩者の期限の差に對する割引料。が之である。爲替銀行の賣買は元來前述の如く長期商業手形を買ひ短期銀行爲替を賣るのが原則であるが同種同期限のものを左右同時に賣買する事も相當盛に行はれる。

第一 同時賣買

(イ) 電信爲替 T. T. を賣つたに對して電信爲替を買ふ場合

公表される外國爲替相場表には一般に電信は賣相場のみ發表してあり買相場は發表して無い。尤も先般來相場表には—T. & D. として T. T. のみを quote しなくなつたが—勿論爲替銀行は電信買相場も必要に應じて quote しなご事は無い。然し之は全く一の賣買に對する offer に過ぎない。實際の取引手合ありて初めて爲替相場が成立つものである、従つて此點から見ても電信爲替には賣と云ひ買と云ふ事なく一定時に於ては一の相場しか無いのである。殊に輓近の如く電話、電信等の通信機關が完備して居り而かも爲替仲立人間の競争が激甚なる際に於ては彼等は寸毫の差異をも看過する事なく彼是自由なる賣買を行つて差益を得るに極力努むるから其賣買相場の差は漸次狭ばまり終には一定時に於ては賣買共一定相場に歸着するのである。之が賣相場のみを發表する所以である。されば其當然の歸結として爲替銀行が電信を賣つて之を Cover する爲めに同時に電信を買ふ事は全然有り得ない、蓋し右様の理由により此場合には同一相場で賣買する事となり何等利益が無いからである。然し乍ら其賣つた時期と異つた時期に於ては電信爲替を買ふ事も實際上有り得るのである、其原因としては賣爲替の Covering の期限切迫した爲めに海外の爲替資金の缺乏を感じる銀行が據なく電信爲替を買ふ事もあらうし、又其時期に於ての電信爲替による買埋めを有利とするによる場合もあらう。兎に角斯かる

取引は寧ろ例外的のものである。

(ロ) 參着 O.D. を賣つて參着を賣ふ場合

外國爲替銀行が行ふ爲替買賣の基礎形態を爲すものは實に參着爲替を賣入れて參着を賣る事である。即ち或る參着爲替手形を一定價格で買入れて之を支拂地へ送り其手取外國貨幣額に對して銀行自身が振出した參着爲替手形をより高い價格で賣る事である。勿論郵便日數以外に期限を含まない一覽拂の手形を買つて一覽拂の手形を賣る場合には其差益が極めて尠なる可き事は云ふ迄も無い。爲替銀行は海外の各市場に爲替資金を預託して置かねばならぬ、然らざれば顧客の要求があつても自由に賣る事が出来ない。更に精密に云へば銀行が利益を得んが爲めには銀行手形の賣價よりも低廉に買ひ得なければならぬ即ち此事は直ちに銀行の利益額は主として銀行が冒かす危険の程度に依存する事を意味する、蓋し商業手形に對する相場は單に當事者の信用の問題に外ならぬからである。海外に在る第一流の銀行若くは商人に宛てゝ振出された一覽拂の荷爲替手形は個人手形中でも信用が最も高いから一般市場では銀行自身の手形よりも極僅か相場が悪いのである。之を最高として個人手形即ち銀行の買爲替相場は關係者の信用が下降するに従つて相場が漸次悪くなるのである。されば爲替銀行から見るとは關係者の信用が同一ならば成るべく利益が大なる程好ましい次第で萬事は銀行が何の程度の危険を喜んで冒すかに因つて定まる。此點から云ふならば爲替市場は信用評價をなすに過ぎ

ないものであるから若し或る商社の手形が常に廉價にしか賣れないならば其商社の信用が高く無い事を意味するものである。銀行家も勿論時としては其信用判斷を誤る事も無いでは無い。

斯かる事は全然銀行の爲替係當事者の職責である。従つて信用充分な商業手形のみを取扱ふ銀行に於ては殆ど此種危険は無い譯である。我國の爲替銀行の相場表には殆ど悉く參着爲替に就ては賣相場しか記載して無い、蓋し參着の買爲替を銀行では Sight として一目瞭然たらしめるを常とする。

同種期限の Sight と On Demand との間にも一定率の差額が存在する。爲替銀行は同地向けの參着を右左賣するによりて此差額丈け利得する事となるのである即ち之は信用の差に因るものである。買相場は原則として信用狀付の場合の相場である。

(ハ) 參着爲替 (Sight) を買つたのに對して電信爲替 T.T. を賣る場合。

外國爲替銀行は電信爲替 T.T. の需要がある場合には大抵何時でも之に應じて賣却するのである。他方海外に於ける爲替資金を補充する爲めに絶えず商業手形を買入れて引受を求め且つ之を取立てる爲めに支拂地たる海外へ送るのである、此場合右左同時に電信爲替を買入れる事は極めて稀な事は前述の通りだが參着爲替を買入れる事は通常行はれる。(イ)の電信賣—電信買。(ロ)の參着賣—參着買。に比すれば遙かに頻繁に行はれる理由が存在する。蓋し此場合には兩者の間には郵便日數丈けの期間の差があり之に對する支拂地の割引率によつて計算した利子の相違があるから銀行にとつて其利

益が前述の二者よりも大であるからである。此の參着買は我國では餘り盛に行はれないが英米間に於ては絶えず行はれて居る、尤も英米に於ける此種の場合は専ら各當事者は皆銀行業者だから危険は殆ど存在しない、従つて利潤も極めて尠少である。故に此種の賣買に因つて相當の利益を擧げんとするには巨額の運用をしなければならぬ。通常此種賣買に因る利潤は英貨磅に對して一仙の15/100 即ち一萬磅に對して米貨十五弗に當る。故に一日五萬磅の運用をなすによりて七五弗の利潤を擧げ得るに過ぎない。斯かる僅少の利益の爲めに右の如き巨額の金額を何故銀行が運用するか一見不思議に考へられるが此場合は危険と云ふものが最低限度迄低減されて居るからである。米國には専ら參着爲替の送金に對して電信爲替を絶えず賣り出して居る銀行がある、但し日常の取引に於て之は始終巨額の第一流の參着爲替が店頭へ持參せられ之を買取るによりて海外の爲替資金が常に豊富な銀行である。要之に此種の賣買を始終爲さんが爲めには實際取引を巧みに指導し得る有能なる使用人が重要な要素である。此種賣買たるや危険は殆ど無いのみならず、之によりて廣告は世界的に行はれ以て信用ある顧客の融通手形に應ずる事が出来る。さすれば相當額に達する利潤を擧げ得べく何れの點よりするも可成り有利な賣買と云へる。只此場合には參着の買に對して直に電信爲替を賣る事は出来ない、事實上には買入れた參着爲替が支拂地に着いた頃を見計つて電信爲替を賣るか若くは電信爲替を賣る事は買と同時に右左に賣るが其賣却する電信爲替の使用期限を參着爲替の支拂地への到着時期と合致せし

むる事が肝要である。尤も爲替銀行は單一なる參着爲替の買に對して單一なる電信爲替を賣る者では無く絶えず各種各様の期限の爲替の賣買を始終錯綜して行ふものであるから賣る場合には現在某地に於ける爲替資金在高竝びに將來の一定時に爲替資金が幾何となる可きかの正確なる計算を行ひ所謂 Position Table を明かにし之に對して賣爲替をなす者である。

尙ほ銀行では參着爲替の賣は O.D. (On Demand) と云ふが買ふ場合には特に Sight Buying と稱して區別するのが常である。

(二) 參着爲替の賣に對して長期爲替を買ふ場合。

長期商業手形を買ひ取つたに對して參着爲替を賣る事は實に外國爲替業務の根柢を爲すものである、而して長期商業手形の取引高が銀行の爲替賣買の重要な部分を占めて居る。あらゆる電信爲替、裁定、金融手形の發行等は商品の輸出によつて發生を見る商業手形に伴ふものである。然るに此種の手形に於ては特に振出人竝に宛名人の信用の問題即ち其背後にある商品を代表せる船荷證券の市價及販賣可能性が其根柢として最重大なものである、あらゆる商業手形に就て先づ第一に考量せらるべきは此信用の點である。されば有力な爲替銀行に於ては始終市場で取引せられる商業手形の關係者の信用状態及び資力を迅速に調査する係が設けられてゐる然らざれば興信機關を利用する。手形仲立人の手により蒐集せられたものは其儘多く買取られるのが通常である、經驗ある爲替係は或る特定商人の

關係せる爲替手形を買ふか否やを即座に判断する、荷付貨替手形の場合には其買取銀行が豫め其商品に對して輸出前貸をする事が普通であり従つて其れ支拂の價値ありと考ふる事が出来る。然し萬一手形が不渡となつた時には之を處分して辨済に宛てる事が出来るけれども此商品現品の賣却處分たるや銀行業者にとつては非常に手數であり又經費を要する事である、従つて若しも引受なり若くは支拂なりに就て少しでも面倒がありそうならば全然之に關係せぬ事を銀行業者は希望する。勿論往々にして虚偽の船荷證券も行はれ之に因り損失を醸す場合も稀ではないから銀行業者は此點に注意す可きことは云ふ迄も無い、振出人のみならず宛名人の信用も重要である尙ほ其商品が處分し易きものか否か即ち市場性如何も重大な關係がある、従つて具體的な取引所があり其處で取引せられる特産品の如きものならば賣却も容易であり其市價も略ぼ一定するが他種商品になると市價も種々に變化する従つて處分に際しても多大の損失を蒙る事を免れない。

此種賣買の手續は當日の相當買相場にて長期商業手形を買入れ之を支拂地の支店若くは代理店へ送り引受を求めさせ直に同地に於て割引に附せしめる、而して得た手取外國貨幣額を其の地支店又は代理店に預託して置き此金額に對する參着爲替を賣るのである、勿論其關係者の信用如何によつて相場も種々異なるからあらゆる場合の計算を茲に示す事は不可能であるが若し一千磅の倫敦宛九十日目拂爲替手形を買入れ之を倫敦にて割引に附し此手取磅貨額に對して倫敦宛の參着を賣る場合を假定するに

今相場が 3 m/s 1/2 ³/₃₂ O/D 1/2 (昭和十三年七月二日正金銀行相場) とすれば次の如き計算となる。

| | | |
|-------------------|---|-------------|
| 3 m/s 爲替手形額面 | £1,000—0—0 @ 1/2 ³ / ₃₂ | ¥17,028.69 |
| 之を倫敦にて割引に附する場合の諸掛 | | |
| 銀行手數料 1% | £0—5—0 | |
| 93日間割引料 @ 2% | 5—1—11 | |
| 倫敦に於ける印紙税 1/20% | 0—10—0 | 5—16—11 |
| 倫敦に於ける手取磅貨 | £ 904—3—1 | |
| 此金額だけ O/D. を買れば | @ 1/2 | ¥17,042.74 |
| 買 取 戻 價 | | 17,028.69 ← |
| Gross Profit | | 14.05 |

右の計算通りに賣買が行はれる際には一七、〇二八・六九の原價にて一、〇〇〇磅の三ヶ月拂手形を買入れ三ヶ月後に參着爲替九九四磅—三志—一片を賣つて金一七、〇四二・七四、受入れる事となり差引き一四・〇五が銀行の總益となる。然し斯の如き計算は原手形が「信用狀付手形」の場合なるを常とするから D/P なり D/A などの商業手形になれば銀行の買相場が假定の 1/2 ³/₃₂ よりも順次其の信用の下るに伴ふて悪くなるから銀行の支拂換算邦貨額即ち原價は之よりも低減せられ差益は増大するのである。

故に此計算は此日の相場に於ての最低限度を示すものと云ふべきである。而して此「一四・〇五」は銀行の信用が個人よりも優つて居るに對する差益と手形の信用に對する保證料との和に相當するものである。然し乍ら實際上は割引料は日々變化するのみならずD/P手形は荷受主即ち支拂人が隨時戻割引を求めざる事から割引に附する事は出来ない。手数料も銀行に依りて種々異なるから眞實の計算は容易ではない。原價低廉なる手形を買ふ事は餘程注意を要する次第である、蓋し單一なる間違に因りても莫大な損失を醸す源泉となる事も稀で無いからである、不確實な擔保に對して金を貸し若くは信用不充分なる商社へ貸出すのと全く同様である。

(ホ) 長期手形を買入れたに對して長期手形を賣る場合。

爲替銀行は又長期の手形を買入れて長期の手形を賣る事がある。銀行が長期手形を買入れるのは通常行ふところである事は前述の通りである然るに之に對して長期手形を買ふ事もある。此場合は専ら(1)、買入れた長期手形の信用薄弱であるか。(2)、支拂渡手形D/Pにして支拂地で割引に附し難い場合。かに限る。此場合には賣も買も共に同一の長期手形ではあるが其作成者即ち振出人が異なる。買爲替は個人手形で賣爲替は銀行手形であるから信用上に差異がある、従つて相場に差違があり此相場の差違を利用するものである、此種のもは將來の満期日に入金すべき爲替資金に對して長期手形を賣るのである。而して之等を買ひ入れる者は爲替資金缺乏して居る他の銀行か又は將來外國に對して支拂

を爲すべき商人か外國爲替相場の下落(外貨建の場合)を見越して買入れを爲す者である。

外國爲替銀行は前述(イ)より(ホ)に至る各項に分ち説述し來りし如く各種の爲替の賣買を行ふ事によりて利潤を營む者である。然るに此賣買に二種ある、一は右左同時に行ふ賣買にして他は買埋め賣埋めを爲す時を異にする賣買である。従つて後者に於ては自然多少共投機的分子を伴ふを免れ得ないのである。

第二、隔時賣買

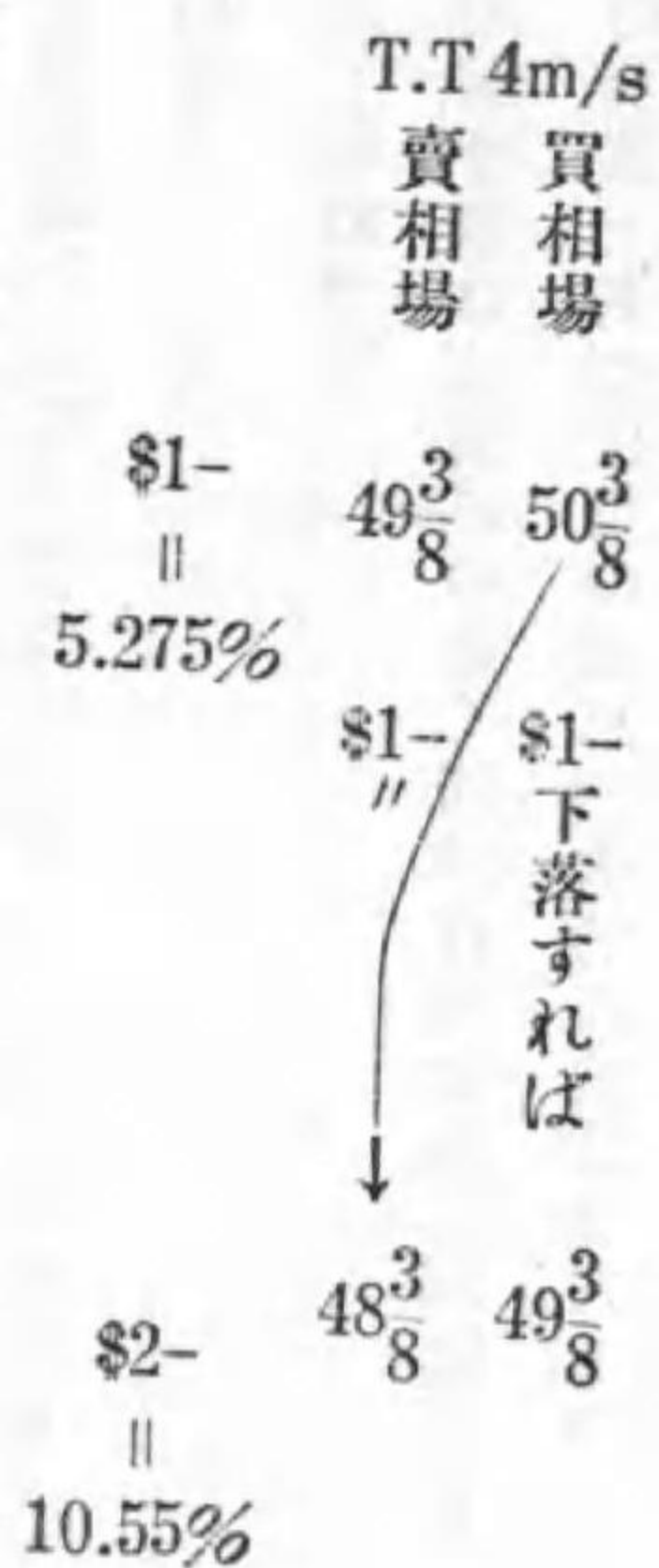
外國爲替銀行は前述の如く同時賣買を行ふ事を原則とするが又常に隔時賣買をも爲す者である。茲に隔時賣買と名づけたのは第一次的な賣爲替なり買爲替なりに對する買埋なり賣埋なりの Covering を時を隔てゝ行ふ事を指すのである。

但し茲に云ふ隔時賣買とは次節に述べんとする處の其行使の時が將來に係る先物豫約とは區別されねばならぬ、蓋し先物豫約に於ても同時賣買もあり隔時賣買もあり得るからである。同時賣買にありては其賣買の時に其收益率は確定せられ此點に關する危険は殆んど無きに反し隔時賣買に於ては其収益性が變動するものであり頗る投機的危険を伴ふものである。即ち爲替銀行は賣爲替なり買爲替をなすや右左直ちに Cover する事を原則とするが其爲替相場が將來有利に變動する事を豫想した場合に直に Cover を行はないで豫想した機會の來るのを待つて之を行ひ以て大なる利益を收めむと爲す

ものである。

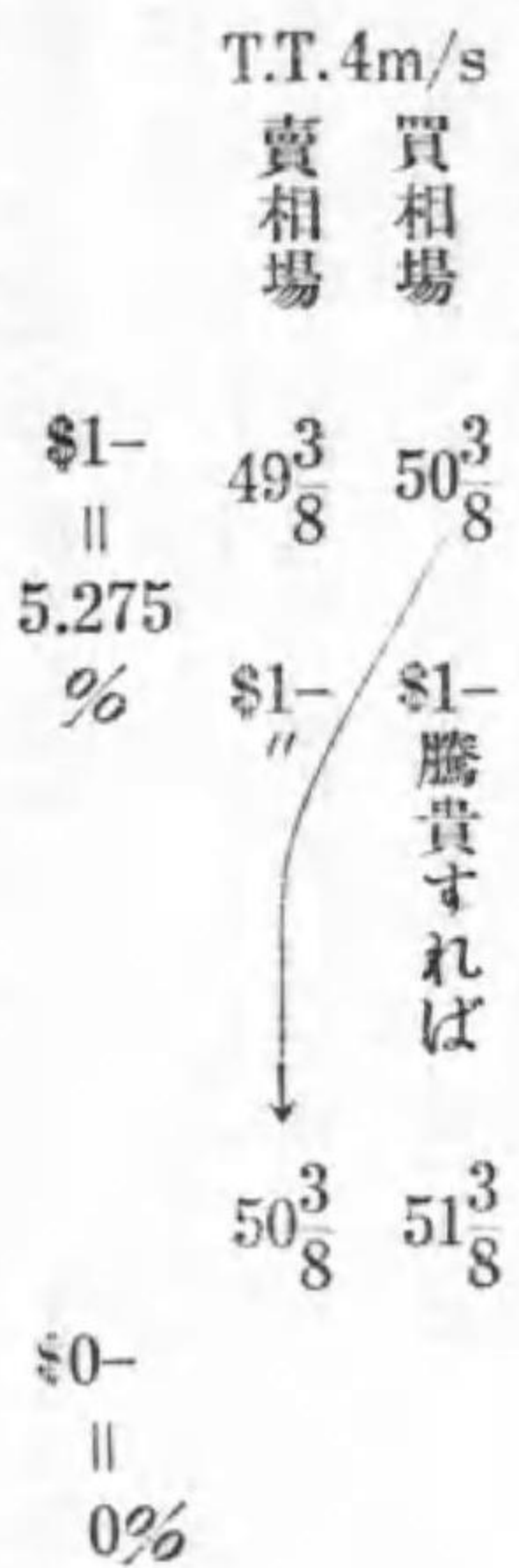
今之を簡単な例を擧げて説明しやう。紐育向信用狀付四ヶ月拂手形の買相場が $3\frac{3}{8}$ とし電信買相場を $49\frac{3}{8}$ とすれば此差 $\$1-$ である。東京——紐育間の郵便日数を一ヶ月と見れば期間五ヶ月間に邦貨百圓につき $\$1-$ だけ利する事となり年利五・二七五%の利廻りに相當する、勿論之は銀行が同時賣買をするか又は満期日迄相場に變化が無い場合の結果である。今若し此賣爲替に對して直に Cover をしない場合に其騰貴の時と下落の時とに於ける其影響を考察して見るに

(イ) 下落の場合



$50\frac{3}{8}$ で買ひ $49\frac{3}{8}$ で賣埋めれば 5.275% の利廻りとなる。然るに今 $50\frac{3}{8}$ で買つてはあるが $49\frac{3}{8}$ で賣埋めをしないで下落してから $48\frac{3}{8}$ で賣埋めれば其差は $\$2-$ となり 10.55% の利廻りとなる。豫定率よりも 5.275% の増加となる。賣埋めを下落してからすれば利益は増加し利廻率は却進するのである。

(ロ) 騰貴の場合。



$50\frac{3}{8}$ で買ひ $49\frac{3}{8}$ で賣埋めないで機会を逸し止むを得ず騰貴してから $50\frac{3}{8}$ で賣埋めをした場合には豫定率は全然失はれて零となり何等利益を得られない事となる。

斯の如く外貨建相場に於て賣埋めは下落の場合に有利で騰貴の場合に不利である、其反對に買埋めは騰貴の場合に有利で下落の場合に不利である。何れの場合に於ても邦貨建ならば全然之に反するのである。

爲替銀行は一般に前述左右同時賣買を原則として各地方向け各種貨幣にて各種の期限の爲替を賣買する者であるが場合によりては將來の騰落を見越して特に全部若くは一部分を同時に Cover しないで隔時的の賣買によりて Covering を爲さんとする事がある。其結果は即ち賣持 Over sold 買持 Over bought となるのである。従つて此部分に對しては著しく投機的危険を伴ふ事を免れない。勿論本章第一節に述べた通り商品の賣買とは異り其 Covering の期限に極度がある事は勿論であるが其

範圍内に於ては最も有利な Covering を爲す事も出来るし萬一、期限迄に好機會を得られなかつたらば懸繋ぎの方法により繰延べる方法もある。此場合豫想正確に適中すれば大なる利益を得べく若し不幸適中せねば大なる損失を蒙る結果となるのである。其賣持買持爲替の損益計算法には(イ)、個別原價繰越法(ロ)、平均原價繰越法。の二種がある。前者は別段説明を要しないが後者は特に買持の場合に便利である。今米貨爲替の買持の場合の例を擧げて次頁に之を説明しやう。

賣持の場合にも同じ方法にて賣却價格を以て繰越す事を得る。又別法を用ふる事もある。即賣持の價額面を T.T. 相場にて換算し之を實際の賣渡價額より差引き更に其殘高と買入原價とを比較して其損益を算出するのである。但し此利益中には爲替賣買によりて生じた純益の外利子及手数料も加算せられであるから理論上より云へば正確とは云へない。

外國爲替銀行は前述の如き各種の賣買を各地方向、各種貨幣額、各種期限のものの賣買を錯綜して行ふものであるが常に賣越買持額に對しては精密なる原價計算を行つて正確な原價を知り適當な時期を逸せず夫れ々の Covering を行つて収益を圖るのである。

爲替銀行が行ふ同時賣買、隔時賣買は其第一次的な賣なり買なりの買埋めなり賣埋めなりを同時に行ふか時を隔て、行ふかの區別である。更に之は銀行の受働的賣買と自動的賣買とに分つ事が出来る。

| | |
|---------------------------------|--|
| 買爲替 G\$ 2,000—@49 $\frac{1}{2}$ | ¥ 4,040.40 |
| 3,000—"49 $\frac{7}{8}$ | 6,015.03 |
| 4,000—"50 $\frac{1}{4}$ | 7,960.19 |
| 5,000—"50 $\frac{3}{4}$ | 9,852.22 |
| <hr/> | |
| \$ 14,000— | ¥ 27,867.84 |
| 賣爲替 G/\$3,000—@49 $\frac{3}{8}$ | ¥ 6,075.95 |
| 2,000—"49 $\frac{1}{2}$ | 4,040.40 |
| 4,000—"49— | 9,090.91 |
| <hr/> | |
| \$ 9,000— | ¥ 19,197.26 |
| | ¥ 27,867.84 × $\frac{9,000}{14,000}$ = ¥ 17,918.61 |
| | ¥ 19,197.26 |
| | 17,918.21 |
| 利益 | ¥ 1,278.65 |
| 繰越原價 | ¥ 27,867.84 — 17,918.61 = ¥ 9,949.23 |
| | 即ち \$14,000 — 9,000 = 5,000 |
| 買持 G\$ 5,000の繰越原價 | ¥ 9,949.23 |

第三節 自動的賣買、他働的賣買

爲替銀行の固有なる爲替賣買業は店頭に於て Counter Business として顧客の需給に應ずるを常とするが又時としては自ら進んで賣買を行ふ場合もある。

(A) 受働的賣買。

受働的賣買とは其取引の發生原因が銀行以外の外界から發生し銀行は受働的に此要求に應じて賣り

又は買ふ取引である。即ち海外へ支拂はんとする者に對しては賣り應じ、海外に在る資金を取寄せんと欲する者から買取るが如き場合例へば輸入代金を支拂ひ、輸出商品に對して荷爲替を取組む如き場合が之である。爲替銀行は國際貸借の決済機關として輸出入代金若しくは其他貿易外の受拂金額を決済するは専ら此種賣買の遂行に依ると云つて差支へ無いのである。

(B) 自働的賣買。

自働的賣買とは其取引發生の原因が銀行自身の創設に依るものである、銀行は顧客の需要又は供給を待たず、自發的に進んで買手を求めて之に賣渡し若しくは賣手を物色して買入るゝ場合である。自働的賣買の特異點は必然的に銀行間取引たることである。之は又次の三に細別する事が出来る。

(イ) 受働的賣買遂行の結果生じた賣買の不均衡を調節する爲めに行ふ場合——爲替銀行は其本質的な職能として顧客の需要若しくは供給に接する時には隨時之に對して受働的に應ずる者である。而して一地方向の爲替の需要額と供給額とが略ぼ一致して大差無ければ爲替銀行は居ながらにして營業を爲し相當の利潤を擧げ得るが事實上は貿易商品の季節的關係若しくは季節的な國際金融等の關係から或は賣持となり或は買持となり終には顧客の要求に應じて自由に賣買を爲す事能はず本來の職能を發揮し難き場合を生ずる虞がある。故に爲替銀行は斯の如き危険と不便とを避け何時にても顧客の需要に應じ得る様な對策を事前若しくは事後に行ふ。

(1) 事前に行ふ對策——爲替銀行は貿易上及金融上の趨勢に不斷の注意を拂ひ顧客の需給關係を豫め察知し事前に反對取引を爲し置く事である。若し賣偏傾となる情勢の場合には買爲替を爲し又買偏傾となる形勢ならば賣爲替をして置いて賣買の出合を求め賣持高若しくは買持殘高を消滅せしめんとする賣買を行ふ事である。勿論此種の賣買が自働的賣買に屬するや云ふ迄も無い。

(2) 事後に行ふ對策——爲替銀行が顧客の需給に對して本來の職責たる受働的賣買を行つた結果其賣と買とを對立させて其出合をとり結局の差額即ち賣持或は買持を適當な時機に於て買埋若しくは賣埋めを爲す事であり之も亦銀行の自働的賣買に屬するのである。

(ロ) 在外資金を移動せしめんが爲めに行ふ場合——即ち在外爲替資金の場所的偏在を調節する爲めに行はれる。國內に於ける爲替の需給關係を觀て甲國に預託してある爲替資金を乙國へ移轉せしめたる場合、若しくは金利低い國に有る資金を金利の高い國へ送つて放下せんとする場合の如き即ち之である。我國と英國との貿易關係に於て我國は常に英國より羊毛、毛織物、鐵材、機械其他巨額の商品を輸入するが之に反して我國から英國へは少額の絹織物を輸出するに過ぎない。従つて本邦爲替銀行は倫敦に對して借越となり送金すべき立場にある事が多い、他方日米貿易關係にありては米國より我國は綿花、小麥、鐵、木材等相當巨額の輸入をして居るが同時に本邦より米國へは毎年巨額の生糸を輸出して居り、殊に先年は電力會社が多額の外債を米國で募集した爲め時期に依りては多額の預託とな

つた事があつた。斯の如き場合には爲替銀行は紐育にある爲替資金を倫敦へ移さんが爲めに自發的に紐育向爲替を賣り倫敦向爲替買の舉に出るが如き之である。又印度は世界有数の農産國であるが故に農産品の出廻り季節に入れば金融の急激なる逼迫を來し印度帝國銀行の金利が著しく騰貴するのが常である、然るに倫敦は金利が國際的に最も安い市場であるから爲替銀行は倫敦市場に安い資金を求めて之を收穫時期を望むで孟買市場へ移す爲めに其季節に履行せらるべき倫敦向爲替を賣つて孟買向買爲替を行ふのである。斯の如き賣買たるや勿論自動的賣買に屬するものである。

(ハ) 爲替の投機的賣買——將來に於ける爲替相場の變動を豫想して賣買を行ひ後日に至り豫想の如き變動が實現したときに轉賣買戻を爲し以て差金取引に依り其決済を行ふものである。一般商品の投機取引は「騰貴を見越して買建て下落を見越して賣建て」のである。外國爲替に於ても邦貨建は之と全く同様であるが外貨建の場合には之に反して「下落を見越して買建て騰貴を見越して賣建て」のである。而して外國爲替投機に於ても一般投機の場合と同様に相場變動の大なるもの程投機取引餘地が大である、從て支那の如き銀貨國に於て投機取引が最も盛に行はれる。實に上海市場に於ては“Chinese Speculators”と稱せられる爲替投機取引を專業と爲す一團があり上海の對外爲替相場を左右する勢力を持つて居り其の活動は常に對支爲替關係者に多大の脅威を與へて居るのである。我國は明治三十年金本位制度樹立せられて以來爲替の投機取引は行はれなかつたが世界大戰爭中金の輸出

禁止に次で大正十二年の關東に起つた大震災の結果爲替相場の安定點を失ひ騰落變動甚しくなつた爲め金輸出解禁を見る迄盛に爲替の投機が行はれた。斯の如き爲替投機賣買は爲替銀行が自發的に前途に對する思惑を樹て、行ふ處の自動的賣買の一種に屬するや勿論である。

第四節 外國爲替の先物賣買

Exchange Contracts: (Future: Forward Delivery)

第一 爲替豫約の意義

外國爲替銀行は對外債權債務の決済を圓滑容易ならしむる機關であると同時に邦貨換算上に起る危険を負擔する事を其職能と爲す者である。其顧客たる商工業者等は爲替相場變動の危険を爲替銀行に轉嫁する。前述した爲替の賣買は現在の危険除去の方法として行はれるところであるが若し何等かの方法で將來に對する此種危険を除去する保險的方法が無ければ貿易商等對外債權債務を有する者は安心して取引を行ふ事を得ない。爲替の豫約は實に爲替危険に對する保險作用を爲すものである。即ち爲替豫約とは將來の一定時期に生ずべき爲替取引を豫想して其實行時期に使用すべき爲替相場を豫め契約して置く事である。從つて相場の變動少き地方向には豫約の必要は少い。相場の變動が大ならば大なる程豫約の必要が多い。例へば同本位國間には其必要は少いが金本位國と銀貨國若くは金爲替

本位國との間に於ては商工業者は爲替危険だけは此方法を利用して回避しなければならない、即ち銀貨國向の相場は爲替の需要供給の外、銀の市價騰落の影響を受けて爲替危険が増大せられるからである。勿論銀行は成行に放任して此種危険の負擔に任じ得るものではない。必ずや此豫約に對しては相當の Counter-Operation 即ち買埋めなり賣埋めなりを爲す者である。故に銀行から見るとは爲替の賣買豫約は自働的賣買に屬する。而して其時期より見れば同時賣買の事もあり隔時賣買の場合もある。爲替豫約は所謂先物賣買の義であり現物賣買に相對立するものである。現物賣買とは即時履行せらるべきものを指すが實際には (イ)即時受渡 Ready Delivery (ロ)近日受渡 Prompt near の區別あり。前者は原則として契約の日に履行すべきもの後者は契約成立後一週間以内に履行せらるべきものを云ふ。一週間以上のものを先物と云ふ、四五日位のものをも先物として取扱ふ事もある。

第二 爲替豫約の要項

外國爲替の先物賣買豫約にありては次の如き各要項を取極める。即ち

- (1) 金額——一定の外國通貨額なるを常とする。然し場合によりては所要外國通貨額判然せざる場合には邦貨概算額を以て約定する事もある。
- (2) 爲替の期限——賣買せられる爲替が電信爲替(T.T.)が參着拂爲替(O/D)か、或は一覽後何日拂或は何ヶ月拂手形(So many days or months after sight)かと云ふ條件を指す。従つて其債權な

り債務なりの約束の期限に従つて定められる。若し又商品賣買代金の決済ならば其賣買約定の支拂條件に従つて定められる。

- (3) 仕向地——何れの國又は何れの地に向けての爲替豫約なるかを示すもので通例地名が指定せられ通貨の種類も自ら之によりて定まる。
- (4) 振出人、宛名人、及び受取人——賣買せられる爲替の信用に最も重大な關係があるから記載させる。
- (5) 手形の種類——荷附爲替手形か clean 手形か。又荷附とすれば D/A か D/P か。信用狀附手形か否か等は直接、手形の内容及信用を告げるものである。
- (6) 爲替相場——契約せらるべき換算率である。之が豫約の重點である。此相場は豫約期間中同率 Flat の事あり。直物も先物も同一率の場合には直先 Flat と云ふ或は一ヶ月毎に幾ポイントかの差を附する事あり、又一定時を劃して著しい差を附する事もある例へば支那向舊正月の如き時期に屢々斯かる場合がある。
- (7) 受渡期間——賣買契約の實行せられる期間を記載する。(2)の爲替の期限とは異なる。之には一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月の如く月數を以てする場合と十月とか十一月とか一定月を約する事もある、又「十、十一月」或は「十一月、十二月、一月」と云ふ如く二三ヶ月間に互る賣買豫約者選擇の場

合もある。之は商品輸出入の場合ならば其積出期又は到着期に従つて定められるのである。銀行間の豫約にありては一般市場に於けると同様買人に選擇權 Option があり銀行と商人との間の豫約にありては其賣買を問はず商人に Option が與へられる慣習である。

(8) 爲替仲立人の氏名——我國現在に於ては賣手が豫約せられた爲替金額の「十六分の一」乃至「六十四分の一」%の手數料を收得して營業して居る。彼等は自己の仲介により成立した豫約に就ては必ず其豫約票に其姓名を自署して賣主買主雙方に一葉づつ送附する慣習である。

之等の要項を記載したものを爲替豫約票 Contract Slip と云ふ本邦爲替銀行は一般に賣豫約票と買豫約票とを青と白との如く色彩上の區別を以て一目瞭然たらしめて居る。尙ほ爲替豫約の特に重要な各要項に就て述べやう。

(a) 金額——所要貨幣金額の一口一口毎に其都度都度賣買豫約をする事もあり、或は一定期間の總額を豫想して一體めに豫約を爲す事もある。銀行が豫約に應じた時には其後必ずや之に對する Covering をすべしものであるから其金額に就ては嚴重に履行を強制せられる。一般に金額に就ては “No margin allowed” 即ち「過不足を許さず」と云ふ約款を附する事が常である。従つて其過不足分は行使する時の相場で新しく賣買した事となり其差損を負擔する事となる。即ち次の如き結果となる。

| | |
|-------|---------------------|
| 銀行の立場 | 商人の立場 |
| より觀て | より觀て |
| 賣豫約 | 買豫約 |
| 過剩額 | 銀行は其取消す時の買相場にて買戻す |
| 不足額 | 銀行は其使用時の賣相場にて賣渡す |
| 買豫約 | 賣豫約 |
| 過剩額 | 銀行は其使用時の買相場にて買戻す |
| 不足額 | 銀行は其使用時の賣相場にて新しく買入る |

銀行の買戻賣戻の結果生じた損失を豫約者たる顧客が負擔す可き事は勿論である。豫約金額は期限内に於ては何回にでも使用する事を得るもので必ずしも一口に使用すべきものとは限つて居ない。

(b) 豫約爲替の期限——は豫約者の都合で變更要求をなし得ないのが通常である。但し銀行では爲替資金の都合では應じ得べき場合もあるから一應銀行に相談をするを得策とする、勿論相場は相當率に變改せられる事は勿論である。例へば賣豫約の T.T. を D. に改め又は其逆の場合の如き、買豫約の 90 d/s を 60 d/s 若しくは 30 d/s とし或は其逆の場合の如きは此例である。

(c) 豫約受渡期の變更——銀行間の場合には受渡期の變更の必要が起る事は殆ど無いが商人の豫約に於ては斯の如き必要に迫られる場合が往々發生する。例へば買手の都合により貨物の積出日を速める爲め受渡期以前の使用を希望し或は貨物の準備が整はないとか、火災、震災等の不可抗力に由り若しくは販賣地市況如何に因り積出期を延期すべき場合に於て受渡期を延期する如きが之であ

る。斯かる申込を受けた銀行は此豫約と相對應して居る豫約の事情により其の諾否を決する。其變更を承諾せぬのが原則であるが事情許せば承諾する事もある。承諾するにしても無條件で承諾する事もあるが多くは相場變更の條件で承諾するのである。故に銀行に對して爲替の豫約をする者は多少其前後に餘裕を置いた使用期間に對して豫約を爲すべきである。

第三 爲替豫約の目的

爲替豫約の目的は主として爲替危険の輕減轉嫁にありと云ふ事が出来る。勿論投機を目的として之を爲す者も稀では無い。爲替豫約を必要とする者は第二章で既に述べた通りの需要者、供給者であるが更に大別すると次の如き者である。

買爲替豫約者(個人より觀て)

(イ) 輸入商

(ロ) 將來の一定期限を有する債務者例へば Finance Bill の賣人

(ハ) 將來の需要増加を豫想する投機者。

賣爲替豫約者(個人より觀て)

(イ) 輸出商

(ロ) 外國爲替手形投資者

(a) D/P手形の所持銀行

(b) 長期外國爲替手形の所持人

(ハ) 將來の供給増加を豫想する投機者。

等である。今更に之を銀行と商人の立場から豫約を爲す目的を考察して見やう。

(A) 銀行の立場

銀行は爲替の賣買に就ては商人と對立の關係にある。貿易金融資金の需要關係は季節的に略定まる次第ではあるが、天産物では豊凶の關係、精製品では生産消費の關係等により常に變化して止まない。従つて之等の事情を豫測して適切な資金の準備運用を爲す事は極めて困難事である。然るに爲替の豫約を爲す事に依りて頗る經濟的且つ適切な資金の準備運用を爲し得るのみならず又場所的にも他支店との間の貸借關係を調節して爲替資金偏在の不利を避け得られる。銀行の行ふ爲替豫約も事前豫約と事後豫約とに分つ事が出来る。前者即ち事前豫約は一定期間後の隔時賣買が行はれる迄賣持買持となる。此分に對しては銀行業者は豊富な金融上の知識と多年の經驗とによつて一定の豫想を樹て最も有利の時機を選んで Cover するのであり著しく投機的危険を冒かす事となるのである。然し乍ら最初に行ふ長期手形の賣買は銀行の立場から之を觀る時には頗る投機的な危険を包藏して居るから之と對立する先物豫約が一種の保險的作用 Hedge として行はれるのである。即ち換言すれば自由に豫約を爲す事

が出来ねば長期手形の賣買は爲し難いと云つても過言では無い。先づ以て豫約をした銀行は常に之に對する Cover を爲すから若し豫約者の不履行の場合には直に損失を蒙る次第である、故に信用充分なる者で無ければ豫約の求めに應じないのである。

(B) 商人の立場

商人が爲替の豫約を爲すのは現在輸出資金の融通を得ると同時に將來に於ける爲替危険を回避せんとするにある。例へば輸出商談が海外の商人との間に成立し之を將來の一定時期に積出すに當り賣價見積計算時に於ける爲替相場が積出時期に於ける變動により蒙る損失を轉嫁せんが爲めに行ふ事である。外國貨幣で賣買する輸出入高は將來受拂すべき外國貨幣額を豫約によりて正確な邦貨額に換算し得るのであり、之によりて科學的な會計整理を爲し得るのである。若し斯の如き方法によりて輸出入商の危険回避が行はれ得れば商品市況の危険のみに専念し得ず、危険が過大である爲めに充分の活動を望む事は出来ない。此方法は此點のみでも貿易進展に多大の貢獻を爲して居るのである。

特に賣爲替豫約を爲した輸出業者は之に對して銀行から資金の前借融通を得る事が出来る。爲替銀行では之を通常「輸出勘定」Export a/c として處理して居る。専ら輸出貨物仕入資金の融通を本來の目的としたもので従つて必ずしも賣爲替豫約と直接關係するものではないが大體兩者相伴ふて生ずる、其目的物の如何、期間の長短等によりて一定しないが將來取組まれる等の荷爲替手形額面の七八

割を普通とし全額融通を爲す事も稀では無い。之を外部より見る時は恰も當座借越と類似して見えるが兩者間には次の如き區別がある。

- (イ) 當座借越契約は殆ど永久的なるに反し輸出前貸は一時的なる事
- (ロ) 當座借越は其運用方面には何等の制限も無いが輸出前貸に於ては當該輸出品の仕入代金、運賃、保険料等を支拂ふ場合に制限してある事
- (ハ) 當座借越にありては其決済は現金を以てする事が原則だが輸出前貸の場合は必ず輸出荷爲替を以て爲す可き事

(ニ) 當座借越の場合は根抵當の差入れあるを常とするに反し輸出前貸の場合には當該輸出品が其擔保たる事

従つて爲替豫約の方法は貿易上、金融上の爲替危険を輕減轉嫁せしめ得るのみならず輸出の場合には特別な資金融通をも得られる手段となる。故に貿易業者は比較的小資本を以て大なる貿易を営み得るのである。

四 將來の爲替危険に對する商人の對策。

輸出入業者の如き對外債權者債務者は爲替危険を負擔する者である。之を回避するには二つの對策がある。(イ)其債權若くは債務額を初より邦貨にて契約し置く事、従つて之は最も根本的のものである。

る。(ロ)爲替の豫約をして置く事。之である

爲替の豫約によりて其相場變動に基づく危険を回避し得べく以て外貨債權債務を一定邦貨額として處理し得べく、斯くてこそ科學的な經營を爲し得べき事は前述した通りである。然し實際上に於ては商人の取引は頗る複雑であるから従つて爲替危険の防止も簡單では無い。今輸入品の轉賣を業とする輸入商の立場より如何にせば爲替危険を回避しべきかを研究して見やう。夫れに就ては先づ以て

(1) 輸入商人は其取扱ふ商品によりては買入れてから賣却するとのみは限つて居らず或は先づ賣却してから買入れる事も履行はれる事である。

(2) 爲替相場變動が商品市價に及ぼす影響は之を二種に分つ事が出来る。

(a) 直接危険——一定外國貨幣額を邦貨に換策するに當つて爲替相場の變動により或は多くなり或は少くなる事。

(b) 間接危険——季節的若くは場所的な爲替相場變動の影響を受け競争品原價が騰落する事によりて商品の市場賣價が騰落する事。例へば米國商品の輸入商から見ても、之と競争の立場にある英國品が對英國爲替相場のみが一時特に騰貴した爲め其内國市價が下落し其影響で米國品の市價も下落する場合の如きは此の例である。

之等の點をよく了解する事が前提として必要である。而して商品の賣約定と買約定とが左右同時に

行はるゝ場合に於ては其原價並に代價が外國貨幣で定めらるるか、將た邦貨にて定められるかを問はず唯單に直接の危険を冒かすに過ぎない、間接の危険は少しも冒かさないのである。之に反して同時賣買を行はない時即ち隔時賣買に依る時は直接の危険と間接の危険とを共に冒す事となるのである。輸入業者は取引の各場合について危険の程度並に其種類を考察して出來得る限り之等の危険を軽減し得る様最も適切な operation を爲す事を要する。今其の各種の場合を考察して見ると次の如くなるであらう。

(1) 商品を外國貨幣で買入れ邦貨で賣る場合。

(A) 商品を同時賣買の場合——買ふと同時に賣つた場合。

賣買約定成立と同時に「原價たる外國貨幣額」に對して買豫約をすべきである。蓋し賣約を爲すには其時の爲替相場によりて原價を邦貨に換算し之に諸掛を計上し且つ豫想利益を加算して賣價を決定するからである。

(B) 商品買持の場合——買約定はしたが賣約定未済の場合。

(イ) 其商品の市價が爲替相場の變動に因り直ちに騰落するものなる場合。賣約定をした時に原價たる外國貨幣額の買豫約を爲すべきである。此場合には爲替相場の關係で原價が高くなれば市價も直ちに高くなり原價が安くなれば市價も直ちに安くなるからである。故に買約定の時に買爲替の豫約をすれば却つて危険が多いからである。

(ロ) 其商品の市價が爲替相場變動の影響を蒙る事小なる場合。市價が爲替相場變動に順應して動かないから買約定の時に買爲替の豫約をして差支へない次第である。

(C) 商品賣越の場合——買約定はしたが買約定未済の場合。

(イ) 其商品の原價が爲替相場變動に因り直ちに變動するものなる場合。買埋の約定をした時に買入原價たる外國貨幣額に對する

買爲替の豫約をすべきである。

(ロ) 其商品の原價が爲替相場變動の影響を蒙る事小なる場合。商品の賣約定成立と同時に豫想原價額たる外國貨幣額に對する買爲替豫約をして差支へない譯である。

(2) 商品を邦貨で買入れ外國貨幣で賣る場合。——すべて(1)の場合と同様である。

(A) 商品同時賣買の場合——賣ると同時に買った場合。賣買約定成立と同時に「買價たる外國貨幣額」に對して賣爲替豫約を爲すべきである。

(B) 商品買持の場合——買約定はしたが賣約定未済の場合。

(イ) 其商品の原價が爲替相場變動により直ちに騰落するものなる場合。買約定をした時に「買價たる外國貨幣額」の賣豫約を爲すべきである。

(ロ) 其商品の原價が爲替相場變動の影響を蒙る事小なる場合。賣約定と同時に「買價たる外國貨幣額」の賣豫約を爲すべきである。

(C) 商品賣越の場合——買約定はしたが買約定未済の場合。

(イ) 其商品の原價が爲替相場變動に因り直ちに騰落するものなる場合。買約定をした時に「買價たる外國貨幣額」に對し買爲替豫約を爲すべきである。

(ロ) 其商品の原價が爲替相場變動の影響を蒙る事小なる場合。賣約定と同時に「買價たる外國貨幣額」に對し買爲替支へが無い。

(3) 商品を甲外國貨で買ひ乙外國貨で賣る場合。

(A) 商品同時賣買の場合——買ふと同時に賣つた場合。「買價たる甲外國貨幣額」に對する買豫約並びに「買價たる乙外國貨幣額」に對する賣爲替豫約を同時に行へば危険が無い。

(B) 商品買持の場合——買約定はしたが買約定未済の場合。

(イ) 其商品の市價が爲替相場變動に因り直ちに騰落するものなる場合。買約定の時に「買價たる甲國貨幣額」に對して買爲替

約を爲し、賣約定成立と同時に「買價たる乙國貨幣額」に對して賣爲替豫約を爲すべきである。

(ロ) 其商品の市價が爲替相場變動の影響を蒙る事小なる場合。何時でも「買價甲國貨幣額」の買豫約と「買價乙國貨幣額」の賣豫約とを左右同時に行へば危険が無い。

(C) 商品賣越の場合——買約定はしたが買約定未済の場合。

(イ) 其商品の市價が爲替相場變動に因り直ちに騰落するものなる場合。賣約定の時に「買價乙國貨幣額」に對する賣豫約を爲し、買約定の時に「買價甲國貨幣額」に對する買豫約を爲すべきである。

(ロ) 其商品の市價が爲替相場變動の影響を蒙る事小なる場合。何時でも「買價乙國貨幣額」に對する賣豫約と「買價甲國貨幣額」に對する買豫約とを左右同時に行へば最も危険が無い次第である。

要するに商品の賣買が同時賣買か隔時賣買たるかを問はず貨幣種類が如何であるかに拘はらず賣約定と買約定とを對立させ爲替相場變動が如何様に影響するかを考察すれば何の點に危険ありや何時危険があるか判然する。前述した處は唯爲替危険のみに着眼して爲替豫約の時期を論じたが外國爲替には一定期限の制限があり何時迄も履行を遷延せしめる事は出来ない。殊に爲替相場は商品價格決定の一要素たるに過ぎないのである。實際問題としては其他各種の事情に鑑みて豫約の時期を決定すべきである。茲には只相當豫約を爲すのみではまだ充分危険回避の手段たるに足らざることを説き同時に其時期選定の一端を示したるに過ぎない。

第五節 長期爲替の賣買——爲替による國際貸借

外國爲替銀行が賣るのは通常短期爲替手形であると云ふ事は本章第二節で既に述べた所である。然し長期手形を振出して賣る事も稀では無い。之を區別すれば次の三となる。



今之を順次説明しやう。

(一) 外國爲替手形に對する放資。

(イ) 割引不能手形の送附に對して長期手形が振出される場合
荷爲替手形は大部分長期手形である事は前述した通りであるが他國銀行宛てに振出された一國銀行

の長期手形も重要な作用を爲すものである。長期手形の賣買は其振出人、振宛人の信用が充分であり満期日に相違無く支拂はれるべき事の信認の存在を前提とする、斯の如き手形であれば割引市場で自由に賣れ行くのである。而して兩地間の金利の差が大ならば大なる丈け一方の市場が他市場での振出しを欲するから爲替相場がより有利なるを常とする。従つて爲替銀行が長期手形を買入れ之が引受を求

める爲めに其支拂地へ送附はしても同地に於て割引を求めないで其満期日迄支店なり取引銀行なりへ預け置き此取立代金たる外國貨幣額に對して其満期日に支拂はれる様な日取に支拂地宛の參着拂手形を賣却して其資金を回収する場合がある。此方法は外國爲替手形に對する放資の一種と見るべきである。此場合買入れた本來の長期手形がD/P手形の如き割引に附し難い手形であるとしても銀行自身が之を同額同期日の長期手形を振出して支拂地へ送り之を同地割引市場で割引に附し此手取外國貨幣額を引當てに參着拂手形を振出して賣り資金の迅速なる回轉を計る事も出来るので此方法が爲替銀行の行ふ通常の方法である。然し乍ら場合によりては前者が銀行にとりて、より有利な場合があり其際は即ち資金を放資した事となる次第である。

(ロ) 先物に對して長期手形が振出される場合。

大規模の輸出業者は二三ヶ月内に大口の積出を爲すべく同時に巨額の長期爲替を賣らねばならぬ立場に在る事を知るや銀行に對して賣爲替豫約相場の照會をする。銀行業者は此照會の條件に對して採算の上有利な相場で申込みを爲す、若し輸出商が其儘引受ければ銀行は自身が同一長期の手形を振出すのである。

(11) 爲替に依る資金借入—(Loan Bills)

特に英米間に多く行はるゝものである、英米兩國に於ける金利は互に相追隨するを原則とするが兩

國金融上の立場より著しい差異が存する事も稀では無い、斯かる場合に此種の長期手形が振出さるゝを常とする、例へば紐育の金利が倫敦の金利よりも高き場合に倫敦の金融業者Aは爲育に居る自己の代理者Bに命じて自己宛即倫敦のA宛長期手形を振出させる、此代理者たるBは此長期手形を紐育の爲替市場で賣出して其手取米貨金額を他の市中銀行へ貸付けるものである、其期日は長期手形の期日と合致する様同期間としてあるから其満期日に於て代理者Bは紐育に於ける利子歩合で計算した利子を附して返済を受ける。紐育の代理者Bは此返済せられた元利金を倫敦金融業者Aに送附する。此方法に依る時は紐育の債務者は米貨にて債務を負ひ従つて爲替相場變動の危険は之を債権者たる倫敦のAが負擔する事となる。然るに之に反して債務者が支拂地の貨幣にて債務を負ふ場合がある、前例によれば米國にては此種のを Sterling Loan と云ふ、即ち紐育に於ける倫敦銀行の代理者が倫敦銀行宛の長期手形(通常は三十日拂)を振出し之を其債借主に貸與するのである、之を借入れた借主は自己の計算で爲替市場に之を賣却して米貨を入手し之を使用する。斯くして其期日に至れば前に借入れた手形の額面に手数料を加算した金額の倫敦宛 T.T. を買入れて返却するか或は期日に到達する様な日取で參着爲替を以て送金するを常とする、此の場合 T.T.、若くは D. は其價格が長期爲替手形よりも高いから其差額及び附加せられた手数料が借主の支拂ふ利子及手数料である、而して貸主は唯手数料のみを利益するに過ぎず同時に又爲替相場變動の危険をも負擔しないものである。

(二) 金融手形 (Finance Bills)

金融手形とは貨物又は證券の輸出入或は運賃、保険料、手数料、等の如き現實な支拂決済の必要が無くして振出された爲替手形を總稱する。爲替銀行の立場より之を觀る時は専ら季節的なる金融の繁閑に依りて利益せんとするものに外ならない。従つて其取組に當りては裁定を伴ふ事が多い。斯の如き手形は英米間に於て通常頻繁に振出されて居る。之等は其の目的から次の如く分類せられ得る。

(イ) 證券買入資金融通の目的で振出される事がある——即ち株券若くは公債買入資金調達のためである。例へば米國に於ける多數銀行業者より成立して居る United States Steel 株に關する一の「プール」に對して John Jones & Co. が若干株數を買入るゝに必要な資金供給を承認したと假定する。而かも彼は自身斯かる巨額の投資を爲す事を欲しない場合には倫敦に於ける取引先銀行へ彼等間の「プール」の持分を分與すべき事を申し出で且つ自己振出倫敦宛一覽後九十日目拂の爲替手形に依りて資金を調達すべき事を架電する。而して此九十日目拂の手形が満期日となり此の手形の Cover がなされる前に該「プール」は證券を既に賣却して利益を擧げた事を電信で通知する。然し若し證券市場が不味で斯かる機會が來ない内に九十日が経過して終つたらば最初の手形を Cover する爲めに更に新し手形が発行せられ得る。斯かる申込を受けた倫敦銀行業者は一般に利益であつた過去の經驗から直ちに此「プール」に参加し爲替手形を自己宛に振出すべき旨の返電を發する事が通常である。従つて斯の

如き場合は「プール」に加盟して居る Jones & Co. にとりては資金が何處に於て調達せられるかの問題に歸着するのである。又銀行家なる Jones & Co. が前例の如く United States Steel 株に關する「プール」に加盟しないでも新公債發行の成立に盡力する爲めに海外取引先に照會すべき様の依頼を受けた場合も同様である。此場合に於ても海外の取引先は此勧誘に接して自己宛に振出された長期手形の賣却によりて投資せんとする資金を調達すべき事の諒解の下に喜んで引受けるのが常である。此際 Messrs Jones & Co. は其海外の取引先の持分に對してのみならず亦自身の持分に對しても長期手形を振出す、而して斯かる手形は爲替市場にて賣却せられ Jones & Co. は所要の資金を手に入れる。大多數の場合には手形が満期日となり支拂はれる前に公債全部が賣却せられて得た代金を以て手形の Cover に必要な資金に充てられる。満期日の前日倫敦向の T.T. を買入れて送るか若くは満期日に達する様な日取で D. を買入れて送るのである。若し其公債の處分が豫想外の期間を要する場合には金融手形は九十日目毎に新手形の振出によりて繼續せられる。されば此場合には上述の如く振出された金額は増加する次第だが此増加額は利子に過ぎないのである、而して此利子も内國市場にて通常行はれる定期借入金に對するもの以上たらざるを常とする。

(a) 爲替相場を利用して振出される場合がある。——即ち爲替相場の將來の下落を見越し之によりて利せんが爲めに振出されるのである。Loan Bills に就ても英國以外の外國銀行が倫敦宛の爲替

相場の變動を豫想して振出される事があるが金融手形の場合にも同様の事がある、唯此の場合には常借主を得られない點が異なるのみだ。例へば農産品輸出が盛ならざる春季に於ては倫敦宛の爲替相場は騰貴して居るを常とする、今、九十日拂は四・八五弗、D. は四・八八弗と假定しやう。斯かる事情の下に確實では無いが凡そ一定額の金融手形が四・八五弗で賣却せられ後に四・八八弗よりも可成以下で Cover 出来得る豫想としやう。而して豫想通り農産物の海外輸出が初まり其輸出に對する巨額の手形が賣却の爲めに殺到するに至らば D. の爲替相場は以前に九十日拂手形が賣却せられた相場以下に下落するだらう、而して此場合には勿論必要な Cover が行はれる例へば四・八五弗で行はれたとする。斯かる金融手形の振出人たる銀行業者と振宛てられた銀行業者とは三ヶ月間絶對に無利子で資金を利用した事となるのである。一般に金融市場に於ける大變動の起る場合には其以前に此事を豫想し得べき立場に在る銀行業者によりて振出されるもので此種手形の市場に現はれるものは巨額に達するが常である。要するに (a) 金利の騰貴は爲替相場に影響して、それよりも大なる下落を齎らす傾向がある

(b) 金利が騰貴しつゝある際は資金を殆ど無利子で使用し得べき好機である。一般に米國は上半期は輸入超過で下半期は出超を示して居る。従つて英國宛の爲替手形は上半期に於て高く下半期に於て低きを常とする蓋し入超は對外支拂額を多からしめ外國資金の需要盛となり其價額騰貴を來す、之に反して出超の際には對外受取勘定が増加するから在外資金の供給者が増加し其

價額の下落を來すのが常である。此關係を知れる銀行は前述の如く豫め英國の取引先銀行と特約を結び擔保を差入れ又は信託して信託書を供し又は之を電送して其銀行宛の長期手形を振出して之を賣却し其満期日に倫敦に達する様 D.D. を買入れて送る、其間此手取金を使用する事を得るのである Finance Bill の效果として外國爲替相場が季節的に調節せられる、即ち上期外國資金需要多い時には多數 Finance Bill が市場に現はれながら爲替銀行は其買入によりて在外資金の補充を爲す事が出来る。之に反して下半期には外國資金の供給が多く手形下落の傾向あるとき曩きに振出された Finance Bill 決済の爲めの需要が発生するから手形下落が阻止せられるに至る。勿論斯かる Finance Bill を發行する銀行は將來に於ける爲替相場の下落を見越すものであるから投機的危険を冒かす事となる。

(ハ) 投資の目的で振出される事がある——如何にも不思議に思へるかも知れぬが運轉資金供給の目的で振出される事がある。勿論爲替を取扱ふ大規模機關に在りては斯かる手段により資金を得る必要は殆ど無いが然し尙ほ自己振出長期手形が爲替市場で賣れる銀行の内には相當存在する。特に海外に自己の支店を有する銀行業者の場合若くば國內の銀行と海外の銀行との間に特に密接なる關係がある場合には此種手形によりて擴張せられるべき信用のある事は珍らしからぬ事である。換言すれば紐育銀行は一定額の長期手形を振出したとすれば其資金の必要なる限り九十日毎に新規手形を振出して之に代らしめ之を何回でも繰返すのである。往先年破綻した紐育の一銀行業者は其破綻の直前迄巨

額の長期手形を其時の相場で賣つて居たが後に至つて斯の如き賣爲替の手取金が其銀行の有して居た運轉資金の全部だつた事が判明した。勿論斯の如きは一の特例に過ぎず總べての金融手形が斯の如き方法でのみ用ゐられて居るものではない。然し乍ら此例は海外との關係が充分緊密であり二銀行の信用が充分良好であるならば金融手形の使用は相當の限度迄擴大し得る事を示すものである。

金融手形による資金調達の場合に資金が何處から得られるかと云ふに其は手形が振宛られた土地の割引市場から直接又は間接に得られるのである此種手形の賣れ行く唯一の理由は買人が金融市場の要求を如何に支拂ふべきかを熟知し之によりて利する處あらんとする爲めである。

又此種 Finance Bills には其内容から次の如く稱せられるものもある。

(イ) 融通手形 Kite-Flyers —— 金融手形は振出された時は引受人が決定せず後に決定せられるに反し初から決定して居る此融通手形は形式上からは遙かに合法的だと云へるかも知れない。此種手形の振出人は必ずしも金融業者とは限つて居ない、信用で營業をして居る商社が振出し他人をして引受けしむる様努める場合にも行はれる、此手形の販賣は振出人に資金供給の目的で行はれる。斯の如きは單純な融通手形であるが其満期日に於て手形の支拂に應ずべき資金を振出人が引受人に供給出来ぬ事が判明する迄は何人も鑑別出来ないので常とする。而して斯かる手形の振出が何時行はれて居るかを知る事は殆ど不可能である。倫敦の銀行、金融業者宛てに信用ある商事會社や或は外國銀行により

てさへも振出される事があり唯手形の更新が行はれて居る限り長期間に亙りて續き得るのである。近年に於ける融通手形悪用の實例は埃及銀行の破綻によりて暴露せられた清算人の爲した調査に依れば結局其の名義のみで倫敦金融市場に莫大な信用を得て居り相當長期間に亙り其信用のみで經營して居つたから其銀行の手形が賣却不能となるや忽ち破綻した事が判明した。取付が起きそうになるや埃及に在る現金に對して三ヶ月拂の手形の振出賣却に依つて資金を調達した、而して此手形が満期となるや其支拂資金は新規手形の賣却によりてのみ之に充てられて居たのであつた。

(a) 單名手形 House Bills: Papers — 單名手形も金融手形の種類に屬する。單名手形とは例へば倫敦の金融業者宛にて一商社の海外支店によりて振出されたもの若くは其逆である。唯振出入と振宛人とが同一名義を有する手形である。されば宜敷玉石鑑別をしなければならぬ、商人の荷付單名手形は金融手形として説明するは正當では無い、蓋し如何にも爲替賣買業者等は其手形の二名の擔保を眞に得ては居らないが其を代表する商品代表證券を有して居るが故である。要するに無擔保では等の手形が振出され、如何なる形式か形態かを問はず何等の書類の添附無きものは價值疑はしき金融手形である、而して斯かる手形が現はれる時は其商人は“Pig on Pork”を振出しつゝありと云はれる。若し此事情が市場に熟知せられて居れば別段問題は無いが往々にして一商社の二支店が別個の名義の下に經營せられて居る事がある、此場合には其鑑別が頗る困難な事が稀で無い、然し乍ら銀行

業者は單名手形らしきものに對しては常に綿密な調査を爲す、而して斯の如き金融方法にのみよれる商人の發見は銀行業者にとりて其取引に當りて警戒信號となるものである。

(b) 收獲前貸 Advance for Crop Requirements — 此種のもは特に季節に限られる。大體二種に分類する事が出来る。

(1) 内地前貸から發生するものがある——此場合には海外の銀行業者が或る商人の信用、地位に満足して内地農産物買入を可能ならしめんが爲めに前貸金を爲す、商人は此資金を以て農産物を農家より買入れ輸出向の手配完成の上船積に對して振出された手形を銀行業者に交附して決済するものである。

(2) 農産物移動の目的で農家に對して直接前貸が行はれる場合がある——穀物か何かを問はず其農産物の積出準備が爲された場合に融通を與へた銀行によつて手形が買取られるのである。

此の Finance Bill は稍もすると前述した Loan Bill と混同せられ易い、勿論外觀上形式上には殆ど區別が無い、又此二種以外の銀行發行の長期手形との間にも相違は無い。只左の點に於て異なるのである。

(a) Loan Bill は貸主たる銀行が其代理者をして振出さしめるが Finance Bill は其反對で借主たるべき銀行が發行すること。

(b) Loan Bill は兩地間の金利の差を利得せんとするものであるが Finance Bill は爲替相場の季節的變動によりて利得せんとするものなること。

(c) Loan Bill は擔保附なるも Finance Bill は無擔保たるを常とする事。然し買手側より見るときは此兩者は何れも銀行長期手形で殆ど區別が無い。

第十一章 爲替銀行の職能

第一節 總說

外國爲替は前述の如き賣買に依りて其効果を發生するものであるが無数の賣人(即ち對外債權者)と買人(即ち對外債務者)の間に直接取引が行はれることは殆どあり得ない、蓋し(イ)相互適當の相手方を求め難く、(ロ)其支拂地の合致を望み難く、(ハ)金額も夫れ々異り、(ニ)期限亦同一たるを期し難い、斯かる障害を除去し結局に於て所期の決済を爲し得しめんが爲めに必要に應じて爲替銀行が仲介機關として發生し今日の如き發達を見るに至つたものである。而して爲替銀行の仲介と云ふは單純なる仲介に非ずして賣買ともに自己の計算と危険とに於て行ふものである、故に爲替に就ては爲替銀行が危険負擔を爲すものであり銀行より爲替を買ひ又は賣るものは同時に爲替の危険轉嫁を爲すものと云ふことが出来る、爲替銀行としては勿論信用不充分なる場合には相當の擔保を差入れさせ若くは保證人を樹てさせる等の方法による安全性が大で無ければ賣買の申込に應じないことは云ふ迄も無い、而して爲替銀行は營利事業としてあらゆる金額、貨幣、期限、條件の電信なり、手形なりによる外國爲替の賣買を其の固有業務として營むものである、之等の賣買額が綜合されて國際收支を爲すもので其國の商業政策、爲替政策の制限を受けることは云ふ迄も無い。此の意味で爲す爲替管理法實施

下の現在に於ては爲替銀行も其活動上自由性、營利性は著しい制限を受けて居るものである。爲替銀行は其本來固有の爲替買賣業務を行ふ關係上之が補助助長の作用を爲すところの次の如き各種業務をも行ふものである。

- 一、信用狀の發行
- 二、代金取立
- 三、外國爲替手形の引受
- 四、外國爲替の裁定
- 五、輸出前貸
- 六、外國通貨の兩替
- 七、地金銀の輸出入
- 八、其他一般的なる内國銀行業務

其他汽船會社に對する輸入貨物の前渡保證、他の外國取引に關聯せる保證、外國銀行の爲めに圓貨勘定を開き之に基く支拂、其他の取引を行ふが如き種々の業務をも行ふものである。

第二節 信用狀の發行

信用狀には前述の通り旅行信用狀と商業信用狀とある。

旅行信用狀は絶對的信用がある者で無い限り基金を收受して依頼者の選擇に従ひ圓貨又は外貨で發行するものなることは前述の通りである。

輸入信用狀は信用狀態の判明せる顧客の依頼に應じて發行するもので信用狀を一旦發行した上は輸入商に代位して輸入商品代金の支拂を爲すものであるから若し其信用不充分と考へる場合には相當の擔保を徴し又は一定期間据置契約の預金を爲さしめることもある、信用狀付の場合には荷爲替も必ずD/A引受渡條件である、されば輸入商は手形引受と同時に船積書類の交付を受け其満期日迄に之に必要なる加工等を爲し處分換價すべきである、斯かる場合には輸入商は銀行との間に買爲替豫約をすることが多い。

爲替發生の原因たる信用狀の發行にも制限を加へなければ完全な爲替管理が行はれ難いから爲替同様な管理を受けることゝなつて居る。

第三節 代金取立

荷付爲替手形であるか Clean 手形であるかを問はず依頼者の信用狀態を熟知しないと又其他如何なる原因によるかに拘らず爲替銀行が買取りを欲しない時には荷主は其代金取立 Collection を依

頼する外は無い、銀行が之を支店なり、代理店なりへ送付して取立てしめる、之が完了して外貨資金となつた後に圓貨の支拂が行はれ銀行としては茲に初めて買爲替となる、但し爲替管理法實施下の現時に於ては代金取立輸出荷爲替は無爲替の取扱を受け許可事項に屬する。

第四節 外國爲替手形の引受

手形の引受 Bills Acceptance とは商人が支拂ふ可き手形を特に其依頼に因りて銀行が其宛名人となり其呈示を受けた際に引受をして表面上、法律上、銀行が其手形の債務者となる事である。勿論斯の如き引受をする銀行は依頼者からは擔保を取り又は特約に従ひ満期日の前日迄に其手形代金額を支拂はしむるものである。従て銀行から觀する時は斯の如き手形の引受とは單に一定期間其名義を貸與して手形の信用を高め、元來融通力乏しかつた手形を一流の手形たらしめ自由に流通せしむる事である。銀行は斯かる引受をなすに對する報償として一定の引受手数料 Accepting Commission を收めるものである。

斯かる引受にも融通手形の引受と商業手形の引受とある。又内國爲替手形の引受と外國爲替手形の引受とある。以下外國爲替手形の引受に就て述べやう。又外國爲替手形の引受にも二の場合がある。一、輸入爲替手形の引受。

輸入業者は其取引銀行と特約を結び擔保を差入れ一定の外國に在る輸出商をして當該銀行宛の手形を振出す権利を得しめる。此手形は商人の發行した個人手形ではあるが銀行を宛名人とし銀行が引受けるものであるから信用が特に厚く其手形の振出人は之を容易に處分して直に金融の便を得られる。之は即ち輸入を容易ならしめるもので輸出商に利便を與ふる事は勿論の事であり同時に輸入業者も多大の便宜を受けるものである。輸入商は其満期日の一日以前に其銀行に手形代金を差入れねばならぬ。銀行は其名義を貸與し危険を負擔するに對し一定の引受手数料即ち保證料を徴收する。例へば我邦は年々巨額の綿花を輸入するが其綿花手形に就ては世界的市場で賣却せられる事は殆ど無い。蓋し之を取扱ふ綿花輸入商人の信用状態は變動甚しきものであり世界的の信用を有して居らない。即ち斯かる綿花手形を買取つた銀行は上述の理由で賣却不可能であり市場の金融頗る緩漫の際にも其満期日迄之を保有しなければならぬ。従つて市場の金利の變遷により利鞘を得られるべき場合にも之を得る事は到底望み得ないのである。斯かる際の輸入手形の引受は英米に於ては従前より行はれて居つたが我國に於ては歐洲大戰以來、輸入資金と市場資金とを關聯せしめる目的を以て此輸入手形の銀行引受制度が創始せられ其利用を奨励せられるに至つた。

即ち此制度に於ては前例に於ける綿の輸入商人は直接爲替銀行に依頼しないで、平素より親密な取引關係が有る大銀行に相當な擔保を提供し或は保證人を樹て或は單なる信用を以て其信用狀 Letter

of Credit の發行を求め。然る時は銀行は其依頼者の爲めに發行し之を海外の輸出地に送る。此場合其地に在る内外の爲替銀行は其信用状の下に其關係者の何人であるかを問ふ事無く其信用状發行銀行の信用に依り喜んで此種手形を買入れるのである。即ち此方法に依る時は信用薄弱な綿花手形であつたものが銀行手形同様となる。之が内地へ来れば一覽後三ヶ月拂又は四ヶ月拂として其信用状の發行銀行の引受さへあれば最低率を以て随時割引を求むる事が出来る。即ち其れ以前に於ては三ヶ月乃至四ヶ月間自己の掌中に死蔵しなければならず、全然金融の便を得られなかつた輸入手形を以て容易に金融の便を得られるに至つた。此制度は倫敦に於ては戦前より盛に行はれ米國でも近時著しき發達を見るに至つたものである。

二、輸出外國爲替手形の引受

輸出爲替手形の引受は稍や之と其趣が異なつて居る。輸出商は海外の輸入商に對し爲替手形を振出し之を以て銀行に對し取立の依頼を爲す。之と同時に其銀行宛の手形を振出すもので其金額は取立を依頼した手形額面の七八掛なるを常とする。之を銀行に引受けさせ輸出商は金融市場で割引を求むる事を得るのである。即ち取立を依頼した手形が擔保となり一種の融通手形が振出される事となる。時としては引受けた銀行自身が其手形を割引する事がある。此場合に於ては初めの輸出商振出の外國爲替手形を買入れたと殆ど同様の結果となるが然し此場合には銀行は更に之を再割引に附し得る點が著

しい相違である。此方法は米國に於て多く行はれる方法である。

此輸出手形の引受は英國では古くより行はれたが我國では殆ど近來迄行はれなかつた。蓋し我國の國情として殆ど毎年輸入超過であつたから其必要を感じなかつたのである、然るに歐洲大戰以來輸出の急激な發展を見るに至つたから此制度が創始せられた、所謂スタンプ手形 Stamped Bills が之である。之は二つの目的を有するものである。其一つは輸出資金の豊富な調達であり他は通貨膨脹阻止の爲めであつた。本來爲替銀行が輸出手形買入資金を得るは殆ど悉く日本銀行から借出した、之が大正七年頃には四億圓餘に達した。尤も大正五年頃市場から「コール」を取つて輸出爲替買入資金に充てた事があつたけれども元來「コール」は要求拂資金であるのに輸出爲替は三ヶ月乃至四ヶ月と云ふ如く長期間に互るを常とし兩者期限に於て一致しないのみならず一市場に放出せられある金額にも略ぼ限りあり無限の輸出資金の源泉とは出来ない。結局前述の方法により日本銀行より必要に応じて借出す外無かつたが其結果は直ちに夫れ丈け通貨膨脹を來し市場の資金は横溢し金融を緩漫ならしめ物價を極端に騰貴せしむる結果となつたのである。此際必要なる輸出資金は絶えず供給し乍ら他方通貨の膨脹を防ぐ手段として案出せられたものが即ち此制度である。

即ち此制度の下に於ては輸出商人が輸出爲替手形を爲替銀行へ持參するや其爲替銀行は別は是と同金額の爲替手形を自ら作成し此兩者を日本銀行へ持參するのである。日本銀行は此際従前の如く通貨

を出さず前者を擔保として後者に何人にも此手形の持參人に對しては最低割引率を以て割引すべき旨の Stamp を押捺する。斯の如き手形は信用高き爲替銀行が振出し日本銀行が引受をしたものであるから其信用は絶大である市場に於て自由に何時でも賣却出来る。銀行の外、保險會社、信託會社等も投資の目的として買取る事が稀で無い。其決済方法として日本銀行は其擔保に取つた本來の輸出爲替手形を其支拂地たる海外の支店若くは出張所等へ送附して取立てを行はしめるのである。さすれば此 Stamp 手形の期日も之と同一であるから海外に於ける取立が行はれた時に Stamp 手形の代金の受入れが同時に行はれた事となるのである。此方法は輸出が頗る旺盛を極めた大正八年八、九、十月頃著しい實績を挙げ爲替銀行は此種手形を市中へ賣出して巨額の資金を吸収し之を以て前述した輸出外國爲替手形を買入るゝ爲めの日銀借入金を償却した。即ち此方法により市中の資金が多く日銀へ吸収せられ通貨が夫れだけ收縮した。其後大正十三年十一月頃我國の對外爲替の暴落した際輸出促進の必要が唱道せられ其一方法として此種手形の行はるゝ範圍を東洋にも擴張する事の必要が論ぜられたが遂に其實現を見るには至らなかつた。近來に於ては金利低く資金豊富な爲め其必要が少い。

此銀行引受の輸出入手形は銀行の支拂準備金運用に對する絶好の放資物である。即ち輸入手形は大銀行が引受けたものであり輸出手形は日本銀行が隨時割引すべき事を保證したものであるから最低利率で割引に附する事を得て又同時に金利低下の一助たる作用を有するものである。輸出爲替手形の引

受も英國では古くから行はれて居る。但し英國に行はれる制度は輸出商は船積書類を全然銀行へ裏書讓渡して取立を依頼し將來取立てられるべき此輸出貨物の代金を引當てに當該銀行宛の融通手形を振出し銀行に引受を求めた市場に割引を求めて資金を得るのである。其銀行は其讓渡を受けた船積書類に對する荷爲替手形を自ら振出して之等を支拂地に在る支店に送り之を以て代金取立を行ふ。特に此方法は Payment on receipt Credit と稱せられることは前述の通りである。

第五節 爲替の裁定

爲替の裁定 Arbitrage とは特定國に於ける一定通貨額を他國へ移動するに當り直接爲替若くは間接爲替其他あらゆる方法中一定時に於て就中最も有利な方法を選んで行ふ爲替操作である (Exchange Operation)。

從つて對外受領の場合と對外送金の場合とあり前者に於ては最大換算邦貨額を得んとする方法又後者にありては最小換算邦貨額を支出する方法選定を指す。而して其行はれる動機から云へば對外債權債務決済の爲めに行はれることあり、之に反して各國向爲替相場間に差異がある場合に之に乗じて營利の目的で一國から他國へ或は更に第三國へ資金を移動せしめる場合もある。

此後者に至つては爲替の賣買操作を專業と爲す處の爲替銀行で無ければ之を行ふことは殆ど絶對に

無いと云ふべきである。然し前者の意義の爲替裁定は苟も對外債權者對外債務者であり、其決済を爲さんとするに際しては理論上何人が之を行ふも全く自由である。然し乍ら各國に於ける外國爲替市場の各種慣習に通曉することが必須であり、又世界各地の樞要なる爲替市場に其支店、出張所、又は代理者が存在し之等が毎日又は變化ある毎に爲替相場を電信又は電話で通知すると同時に其地爲替市場で自由に賣買出來得る立場に在ることが必要條件であるから頗る大規模經營を行ふところの貿易業者で無ければ事實上爲替の裁定を爲す餘地は極めて稀である。蓋し小規模經營者では前述の如き煩雜なる勞費の負擔にも堪へ難く又其取引高が多く無いから債權債務額も亦小であり假令裁定の餘地がありても之によりて得べき利益額は其代理者の手数料をも償ふに足りないからである。結局此種裁定でさへも爲替銀行が行ふことが多い。

而して斯の如き裁定を行ふにも二地點間のみならず爲される場合と三地點以上に涉つて行はれる場合とある。前者を直接裁定と云ひ後者を間接爲替の裁定と云ふ。

第一 直接裁定 Direct Arbitration of Exchange.

資金を一國から他國へ移動せしめ之によりて其金額の増大を計らんとする場合に二種の方法が存在する。例へば甲國より乙國へ資金を移動させるに當り甲國當事者が乙國への送金爲替を取組む方法と乙國當事者をして甲國當事者宛に逆爲替を取組ませる方法とある此兩者中何れか有利なものを選定實

行することである。二箇國間の爲替相場は一般には相對的であり甲國では乙國宛爲替相場が不利であるならば乙國に於ける甲國宛爲替相場は有利なるを常とするが往々にして此均衡が破れて結果が之に反することがある、斯かる際こそ即ち裁定の餘地が存在する。故に例へば紐育の一銀行の裁定の任にある當事者（海外市場では一般に“Trader”と呼ばれて居る）が倫敦宛電信爲替が紐育では四・八八五弗で賣ることが出来る場合に倫敦に於ける紐育宛電信爲替が四・八八弗である旨の入電を受けるや直ちに倫敦代理者に \$50,000 の電信爲替を賣れと電信で指圖する、そうすると \$10,245—18—0d だけ倫敦へ預け勘定となる。之と同時に紐育でも四・八八五弗の相場で \$10,245—18—0d だけ電信爲替を賣つた代金として \$50,061.23 を收受する。即ち紐育銀行は此際 \$61.23 を利得する、勿論此内から電信料と倫敦代理者の手数料を負擔すべきことは云ふ迄も無い。此反對に雙方に於て買つて利益を收める場合もある。例へば倫敦に於ける電信爲替相場四・八八五弗で紐育に於て四・八八弗とすれば紐育の裁定者は倫敦代理者に紐育宛電信爲替 \$48,850.50 を買へと指圖し同時に自分は \$10,000—の倫敦宛電信爲替を買付ける、紐育では \$10,000. に對して \$48,800 丈け支拂へばよろしく倫敦では \$10,000. が電信拂 \$48,850 に對して支拂はれる、斯くて紐育裁定者の倫敦勘定は決済せられる。只裁定者は之によりて \$50.00 だけ利得する、勿論電信料及手数料を此内から負擔すべきことは云ふ迄もない。

斯く二地點間の直接裁定の場合には相互買と相互買の二方法が存在するのみ。之を要するに例へば米貨弗は東京に於て高く圓が紐育に於て高い場合には裁定者は相互買によりて利益を収め得べく之に反して米貨弗は東京に於て安く圓が紐育に於て安い場合には相互買の舉に出て利益を見る事が出来る。

第二 間接裁定 Indirect Arbitration of Exchange

間接裁定とは或る一地點から他の地點へ資金を移動せしめんとするに當り第三國地點を經由して行はれる場合を云ふ。例へば東京より倫敦へ送金するに倫敦へ直接送金をしないで一應紐育へ送金し更に紐育から倫敦へ送金して其目的を果す如きが之れである。

今東京に於ける倫敦宛 T.T が $\frac{1}{4}$ 紐育宛 T.T が $\$29\frac{1}{2}$ 紐育に於ける倫敦宛 T.T が $\$4.95\frac{1}{2}$ と假定すると其等價は $\text{£}1 = \text{¥}16.84211$ に當る。然るに紐育に於ける英貨に對する等價は $\text{£}1 = \text{¥}4.955$ に當る此米貨額を送金するに要する等價は即ち $\$4.955 + \$29\frac{1}{2} \times 100 = \text{¥}16.79661$ すれば此際紐育市場を經由する場合英貨一磅に對する圓の等價は一磅に對して然る場合に比して $\text{¥}0.0455$ だけ安くなる。故に此場合に $\text{¥}10,000$ 送金を要するものとして紐育を經由して爲す方が直接送金の場合に比して $\text{¥}454.95$ だけ利益を得ることを得る、勿論電信料及手数料を負擔すべきことは云ふ迄も無い。斯の如く第三國の一地點のみを經由する場合を單一裁定 Single Arbitration と云ふ。之に對して二

地點若くは三地點を經由する場合もあり得る、例へば東京より倫敦へ直接送金するよりも東京—上海—孟買—泗水—倫敦の過程を経る如きは此例で之を重複裁定 Compound Arbitration と云ふ、然し實際は之等各地間には時差及需給適合の問題があり適確有利に此種裁定を行ふ餘地は無いのが常である。

而して ABC 三地點間の裁定に於ても各二地點間の決済にも A が B に送金すると B が送金爲替を取組むとの二方法あり、又 ABC の何れから此 Operation を開始するかによりて多數の場合があるから實際上之等の組合せにより多數種類方法がある又 A が資金を C を經由して B に移轉する場合と C B を經由して回収する場合とあり殊に常に必しも電信爲替とは限らず參着若くは長期先物による裁定も行はれるから計算上頗る複雑な問題となるのである。

第三 爲替以外のものによる裁定

往々にして爲替以外の金銀地金若くは有價證券による裁定を有利となす場合がある。

(イ) 金銀地金の現送輸出入を爲すときは其現送費用、運送期間中の利子並に磨損減量等を負擔しなければならぬ。例へば英國の一磅は我國へ輸入して幾何圓に當るかの爲替等價を計算し之と英國宛の爲替相場を比較し後者が前者よりも低ければ爲替銀行は爲替を買入れ其手取金を海外より現送輸入を爲すのである。之に反して我國より金を輸出して英貨一磅たらしめるに邦貨幾何を要するかの爲替等價を計算し英國宛の爲替相場が其等價より高く賣ることが出来れば爲替銀行は爲替を賣却すると同時

に正貨の輸出を爲して爲替資金を補充するものである。勿論斯の如き金による裁定 Arbitration in Gold は金の輸出が禁止せられて居る限りは行はれがたいことは云ふ迄も無い事である。

(ロ) 有價證券による裁定の場合も前同様である。只注意すべきことは各地證券市場に於ける商慣習を知らなければならぬことである。例へば英國では利落價格で相場を建てるが米國では利付賣買が行はれる如きは此例である。其他市場によりては特定國向けの爲替相場には一定確定率を用ふる如き場合もある。尙何れの場合に於ても仲立人及取引所の手數料、契約書の印紙税の如きは總べて計算されねばならぬ項目である。

何れにしても爲替の裁定は一定方面に對する爲替危険を分散せしめ其爲替相場を平準化せんとするものである。

第六節 輸出前貸 Export Account.

輸出商が輸出商品の注文を受けて積出しを完了し船積書類を完全に取揃へれば荷爲替取組によりて事實上代金を受領し得ることは前述の通りである、然し其間相當長期間何等輸出金融の便を得られないならば輸出商は金融上から多大の制限を受けなければならない。

然るに此際輸出商人にして信用があり且つ其商品が堅實なるものならば其商品の買入資金、其他荷

造費其他に充當する爲めに爲替銀行が貸出するものである。爲替銀行としては當座貸越と同様の取扱を爲して居る、斯かる輸出前貸を得んとする輸出商は海外より註文ありし事實を爲替銀行に提示し輸出爲替の豫約(銀行は買商人は賣)を爲さしめ、之と同時に必要に應じて其範圍内に於て前貸を行ひ當然準備中の商品が其擔保となるものである、而して船積書類完備の上は荷付爲替手形を添へて銀行へ交附する、銀行は此際残額あれば支拂ふものである。但し通常信用狀附輸出爲替の場合に限り前貸の際此の信用狀の提出を要求する、但し信用不十分のときは信用狀がありても前貸を承諾しない場合もある。

第十二章 爲替相場の變動

第一節 爲替相場と本位制度

爲替相場は外國爲替の賣買される價格であり二箇國貨幣間の比率を以て表示されるものである、從て貨幣其ものの信用即ち流通性が最も重要な關係を有するものなることは云ふ迄も無い、其の貨幣が如何なる本位制度に據るものであるか即ち其根底基礎を爲すところの本位制度の如何が爲替相場の重要な基礎を爲すものである、斯かる本位にも各種の制度が存在するが之を學者の大別によれば拘束本位制度と自由本位制度となる、金を以て本位とし其の一定量目を一定貨幣額たらしめ其名目と實質金屬價值とを合致せしめ或は一定量目の金地金と一定單位貨幣價值とを等價たらしめる金本位制、銀貨又は銀地金の一定量目と一定單位貨幣價值とを等價たらしめる銀本位制の如きは前者に屬し、貨幣價值が貴金屬と何等關係を有せず独自の價值が認められる制度即ち紙幣本位制が後者に屬する、而して現下多數國は從來の金本位制を停止して居るけれども尙ほ之等各國共金準備を廢止するには至らないのみならず其の準備額の維持増加に益々其の熾烈さを加へつゝあることは依然金本位が最も優勢であり其再興の過程にあるものと見得られる、之に反して銀本位制は印度及支那の幣制改革以來著しく其の重要性を喪ひつゝある。

384
511

昭和十三年十一月十日印刷
昭和十三年十一月十五日發行

非賣品

編輯者兼

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四

中央大學教務課

代表者 山田述之助

印刷者

東京市本郷區眞砂町三十六番地

熊切定次郎

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四

發行所
中央大學教務課

東京市神田區駿河臺三丁目九番地ノ四 印刷所
東京市本郷區眞砂町三十六番地 印刷所

終